

# 幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2022年3月31日版】

- ※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年1月17日版】でお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。  
また、就学前の障害児の発達支援の無償化については、障害児支援担当部局向けのFAQを配布しているのものでそちらもご参照ください。  
（「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）」）
- ※ 本FAQにおいて、「法」とは「子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）」を、「令」とは「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」を、「規則」とは「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年府令第44号）」を、「運営基準」とは「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年府令第39号）」をいう。

## 幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2022年3月31日版】 目次

1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について	P 1
2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等	P 7
3. 特定子ども・子育て支援施設等の確認	P 10
4. 施設等利用給付認定	P 14
5. 施設等利用費の支給	P 21
6. 教育・保育給付、就園奨励費等	P 31
7. 預かり保育事業	P 32
8. 認可外保育施設	P 35
9. 施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の基準を定める条例について	P 40
10. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	P 41
11. 企業主導型保育事業	P 42
12. 食材料費等の取扱い	P 45
13. 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止について	P 56
14. 内閣府令で定める基準等	P 58
15. 子ども・子育て支援事業費補助金等	P 60
16. 子育てのための施設等利用給付交付金	P 61
17. 会計処理	P 62
18. 就学前の障害児の発達支援	P 64
19. その他	P 66

【1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について】

No.	事項	問	答	備考
1-1	地域型保育事業	地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)は幼児教育・保育の無償化の対象事業になりますか。	地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園と同様に、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の利用者負担額が無償となります。  (※)特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、国家戦略特別区域小規模保育事業の特定満3歳以上保育認定地域型保育も同様。	
1-2	教育標準時間	施設型給付を受けない幼稚園で4時間を超える教育時間を設定している場合、無償化の範囲をどのように考えればよいですか。4時間を超える場合は入園料や保育料を按分するといった対応が必要となりますか。	施設型給付を受けない幼稚園が教育時間を4時間以上としている場合でも、当該教育時間にかかる入園料や保育料が無償化の対象であり、按分等をする必要はありません。	
1-3	預かり保育事業	預かり保育事業では早朝など延長保育時間に相当するような時間帯に実施する場合でも無償化の対象となるのですか。	預かり保育事業を含め子育てのための施設等利用給付は、利用時間帯ではなく、月額の上限額で支給限度を定めており、早朝など延長保育時間に相当する時間帯の利用であっても、月額上限額の範囲内であれば無償化の対象となります。	
1-4	一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか。	保育の必要性の認定が必要です。特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、子育てのための施設等利用給付を受けることができます。  (注)「特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方」又は「特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方」という場合の「認定こども園」は、保育標準時間又は保育短時間での利用を指す。以降の間でも同じ。	
1-5	一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業には、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着Ⅱ型といった類型がありますが、この全ての類型が幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	どの類型の事業を行っている事業所を利用した場合にも対象となります。 対象者は、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、子育てのための施設等利用給付を受けることができます。 なお、幼稚園、認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部の在籍者が、教育標準時間の利用と併せて当該施設において提供される一時預かり事業を利用する場合については、子育てのための施設等利用給付においては、幼稚園等の預かり保育事業として扱われ、上限額は月額1.13万円となります。	
1-6	一時預かり事業	2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として子育てのための施設等利用給付の対象となります。	
1-7	緊急一時預かり事業	認可外保育施設の利用に対して施設等利用費を受給できる子どもは「保育の必要性があると認定された子供であって、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない者」とされていますが、認可保育所の空きスペース等を活用して実施される緊急一時預かり事業の利用料は施設等利用給付の対象になりますか。	緊急一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業の対象とされており、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで子育てのための施設等利用給付を受けることができます。	

1-8	病児保育事業	病児保育事業を利用した際に、その利用料が幼児教育・保育の無償化の対象になるのはどのような場合ですか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も病児保育事業を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで子育てのための施設等利用給付を受けることができます。
1-9	病児保育事業	子ども・子育て支援法に基づく病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)、送迎対応という類型がありますが、この全ての類型が子育てのための施設等利用給付の対象となるのですか。	病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)を行っている事業所を利用した場合に対象となります(送迎対応は加算要件であり、単体で実施される事業ではありません)。 また、送迎に要する費用として保護者から徴収している経費は、施設等利用費の対象とはなりません。 なお、対象者は、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、子育てのための施設等利用給付を受けることができます。
1-10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、どのような内容であれば子育てのための施設等利用給付の対象になるのでしょうか。	ファミリー・サポート・センター事業は、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方に対する代替的な措置として、特定子ども・子育て支援施設等に含まれているものであり、原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用給付の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。
1-11	特別利用保育	教育・保育給付第1号認定を受けた子供が、地域に幼稚園や認定こども園がない等の理由で、やむを得ず保育所等を利用する特別利用保育は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用した場合には、現状の特別利用保育における利用者負担額の全額が無償化となります。
1-12	へき地保育所	へき地保育所(特例保育を提供する事業所)を利用した場合には幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育・保育給付認定を受けた子供が特例保育を提供する事業所を利用した場合には、新制度幼稚園、保育所、認定こども園と同様(※)に、利用料が無償化の対象となります。  (※)3歳から5歳までの子供の利用者負担額が無償。0歳から2歳までの子供の利用者負担額については、住民税非課税世帯を対象として無償。
1-13	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 なお、延長保育の利用料について、市町村(特別区を含む。以下同じ。)で独自に世帯所得等に応じた軽減を行っている場合もありますが、その在り方は引き続きそれぞれの市町村において決めてください。
1-14	休日保育	休日保育は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	子ども・子育て支援新制度では、休日保育が給付化されており、市町村が指定した休日保育所等に対し、休日保育加算を講じています。休日保育は、保護者の多様な勤務形態に応じ、保育標準時間、保育短時間の認定された保育必要量の範囲内で特定の平日に代えて利用されるものであるため、幼児教育・保育の無償化の対象になります。また、幼児教育・保育の無償化後も、今までと同様に、休日保育の利用料を徴収することはできません。 なお、通常の保育標準時間・保育短時間外にスポットで利用される保育は、新制度においては延長保育事業又は一時預かり事業に該当すると考えられ、上記の休日保育とは異なります。
1-15	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	今般の幼児教育・保育の無償化において、幼稚園の費用を無償化することとされており、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部を利用した場合も、無償化の対象となります。 無償化の上限額は、国立大学附属幼稚園は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)に定められる標準額を踏まえて月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円、公・私立の特別支援学校幼稚部は月額2.57万円となります(なお、公立の特別支援学校幼稚部では、現在、入園料・保育料が徴収されていません)。 これらの学校の利用についての無償化に係る手続きは、子ども・子育て支援新制度の対象とはならない私立幼稚園と同様、居住している自治体に行っていただくこととなります。 なお、国立大学附属幼稚園及び国立大学附属特別支援学校幼稚部の利用料(入園料、保育料)に係る無償化で自治体が給付を行う分の費用は全額国が負担することとなります。

1-16	特別支援学校等	特別支援学校幼稚部と認可保育所とを併用している例がありますが、その場合はそれぞれの施設が無償化の対象となりますか。	教育・保育給付2・3号認定を受けた子供が現に施設型給付を受けている場合、子育てのための施設等利用給付を受けることはできません。したがって、御指摘のような場合、認可保育所は無償化となりますが、特別支援学校幼稚部については無償化の対象となりません。
1-17	公立特別支援学校	公立の特別支援学校幼稚部では、現在利用料(入園料・保育料)が徴収されていませんが、無償化に当たって今後確認や認定等が必要になりますか。	公立の特別支援学校幼稚部についても、私立幼稚園等と同様に法令上は子育てのための施設等利用給付の枠組みを設けていますが、従前から全ての学校で利用料(入園料・保育料)を徴収していないことから、現時点において、これらの学校が確認申請をすることにより、子育てのための施設等利用給付の枠組みに入ってくることは想定していません。このため、現存の公立特別支援学校幼稚部であっても、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第3条に基づく「みなし確認」を行うことを想定しておらず、この場合は、同条ただし書きや子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第2条に基づき、学校の設置者が施行日の前日までに別段の申出を行っていただくことになります。 なお、公立の特別支援学校幼稚部において預かり保育事業により料金を徴収している場合、無償化の対象となるためには、預かり保育事業としての確認申請は必要となります。
1-18	企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設として、特定子ども・子育て支援施設等ではないため、子育てのための施設等利用給付の対象にはなりません。子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)によって、3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料(※1)が無償(※2)になります。  (※1)標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことです。(本年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)) 0歳:月額37,100円、1歳・2歳:月額37,000円、3歳:月額26,600円、4歳以上:月額23,100円 (※2)ただし、無償化の実施後においても、3歳から5歳までの子供の主食費・副食費については認可保育所と同様に、原則、施設が利用者から徴収することとなります。
1-19	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	保育の必要性のある子供が幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び当該幼稚園の預かり保育事業の利用料は子育てのための施設等利用給付の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には子育てのための施設等利用給付の対象となります。 具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円)から預かり保育事業に係る施設等利用費の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となります(在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業の利用がない場合も含む。)
1-20	認可保育所や認定こども園利用者の認可外保育施設等利用	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用は子育てのための施設等利用給付の対象にはなりません。

<p>1-21</p>	<p>幼稚園のプレスクール</p>	<p>幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。 また、幼稚園のプレスクールでは、時間帯によって保育の形態が異なることが考えられますが、時間帯によって、確認申請の内容が異なることになるのですか。(午前中は3歳クラスと同一の部屋で保育を行うが、午後は幼稚園と分けられた施設で保育を行う場合など。)</p>	<p>満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は子育てのための施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)</p> <p>なお、幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、認可外保育施設としての指導監督を行う必要があることに鑑み、令和元年9月27日付けで省令を改正し、これを届出の対象としました。</p> <p>次の点に留意の上、適切な対応を御願います。「(「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(通知)(令和元年9月27日付け厚生労働省子ども家庭局長通知参照。)</p> <p>留意点1: 認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物などが園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定していること。</p> <p>留意点2: 幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動(例: 幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等)については、当該保育機能施設の業務が当該幼稚園における教育活動や子育て支援活動と必ずしも明確に区別することはできないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われること等から、これまでどおり、認可外保育施設としての届出は不要であること。</p> <p>留意点3: 幼稚園が児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となること。</p> <p>留意点4: 留意点1に示した、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設の指導監督は、法等に則り適正に実施されることが求められるが、従来幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行うこととしていた経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。</p>	
<p>1-22</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p>	<p>保育の必要性のない子供が幼稚園や認定こども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。</p>	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子供を対象とするともに、</li> <li>② 待機児童対策の観点から、認可外保育施設等に通う子供のうち、保育の必要性のある子供についても対象とするものです。</li> </ol> <p>したがって、認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている多様な集団活動事業については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については子育てのための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のない子供については子育てのための施設等利用給付の対象とはなりません。</p> <p>こうした施設に通う保育の必要性のない子どもの保護者負担軽減の在り方については、地域における幼児教育の受け皿として地域の実情に応じて発展してきたものであることを踏まえ、まずは各自治体において検討いただきたいと考えています。</p> <p>「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)においては、「地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」とされています。</p> <p>国としては、令和3年度より地域子ども・子育て支援事業における「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」において、支援を開始しています。</p>	

1-23	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けていない幼児教育を目的とする施設、いわゆる幼児教育類似施設への支援はどのようなものが考えられますか。	幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている多様な集団活動事業に通う保育の必要性のない子供については子育てのための施設等利用給付の対象とはなっておりませんが、こうした施設のうち、各自治体において子育て支援の重要な拠点と判断する施設への支援についても、積極的に検討いただきたいと考えています。その際、例えば、 ① 保育料又は運営費を独自に補助する ② 幼稚園や地方裁量型認定こども園など法律において質の担保された幼児教育・保育の無償化の対象施設への移行を支援する ③ 地域子ども・子育て支援事業(いわゆる「13事業」)の実施により支援する といった取組が考えられます。特に、国と地方が協力した支援となる③の場合には、 1)「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を通じて認定こども園等への移行に向けた巡回支援を実施し、該当する施設の無償化対象施設への移行を図ることや幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業において、利用料の一部を市区町村が保護者に対して給付し、子育て支援を行う 2)地域の子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助等の取組を積極的に実施する場合には「地域子育て支援拠点事業」を委託する 3)「一時預かり事業(一般型や地域密着Ⅱ型)」を委託して運営費支援を行い保護者負担軽減につなげる といった取組も考えられます。 令和4年度以降については、各地方自治体の取組状況を踏まえつつ、国としても、地方と協力してどのような支援ができるか引き続き検討しています。	
1-24	幼児教育類似施設	各種学校は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、これまでの段階的な無償化の取組を一気に加速し、法律により幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとともに、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等の費用も幼児教育・保育の無償化の対象とするものです。 各種学校については、 ① 幼児教育を含む個別の教育に関する基準とはなっておらず、多種多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えないこと、 ② また、学校教育法に基づく教育施設については、児童福祉法上、認可外保育施設には該当しないことから、今般の無償化の対象とはなりません。	
1-25	幼児教育類似施設	インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なってきます。 例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については施設等利用給付の対象となります。一方、各種学校については、No.1-24の通り、今般の幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。	
1-26	自治体独自の対象事業類型の除外	例えば幼児教育・保育の無償化の対象となる事業類型から子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のみを除外するなど、自治体において独自に対象となる事業類型の範囲を狭めることは可能ですか。	今回の幼児教育・保育の無償化は、全国一律の制度として実施するものであり、無償化の対象となる事業類型についても、地域間での公平性の観点から、独自に除外することはできません。 なお、地域によっては、そもそもファミリー・サポート・センター事業を実施していない場合も考えられますが、この場合に同事業の実施を求めるものではありません。	
1-27	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)を上限として、子育てのための施設等利用給付の対象となります。	
1-28	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の施設型給付を受けない幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の施設型給付を受けない幼稚園を利用した場合についても、その利用料(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。以下同じ。)について、月額2.57万円を上限として子育てのための施設等利用給付の対象となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に子育てのための施設等利用給付の対象となります。	
1-29	保育所等の私的契約児	保育所等における私的契約児は無償化の対象となりますか。	「私的契約」は、認可保育所または地域型保育事業が、市町村の利用調整の結果、入所児童が決定した後になお受け入れ可能な場合で、保育の必要性のない子どもも含め、保護者との私的な契約により受け入れるものです。この場合、市町村は施設型給付等を支給せず、利用者負担額の算定も行わないため、保育に要する費用は、基本的に施設・事業者と保護者の契約によります。 このような場合、利用している子どもがたとえ認定子どもの場合であっても、市町村が施設型給付等を支給していないことから、基本的に幼児教育・保育の無償化の対象者ではなく、利用者負担額については、専ら施設・事業者と保護者の契約によります。	
1-30	外国籍の子ども等	外国籍の子どもや米軍基地内の子どもは無償化の対象となりますか。 (自治体向けFAQ【第18版】No.37と関連)	子ども・子育て支援新制度に基づく支援の対象は、日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め対象としており、幼児教育・保育の無償化についても、この考え方が変わるものではありません。	

【2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等】

No.	事項	問	答	備考
2-1	認可保育所以外の上限額	保育の必要性があると認定され、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方が、一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の上限額はいくらですか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、3歳から5歳までの子供については、認可保育所における月額保育料の全国平均額である月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供については月額4.2万円が施設等利用費の上限額となります。	
2-2	施設型給付を受けない幼稚園の上限額	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園(以下、「新制度幼稚園」という。)と、施設型給付を受けない幼稚園では、幼児教育・保育の無償化の上限額に違いはありますか。	子ども・子育て支援新制度の幼稚園は、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の全額が無償化となります。新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。	
2-3	施設型給付を受けない幼稚園の上限額	施設型給付を受けない幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額(例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円)を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。このため、施設型給付を受けない幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、施設型給付を受ける幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。	
2-4	施設型給付を受けない幼稚園の上限額	施設型給付を受けない幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額(例えば利用料が月額3万円の場合は、4,300円)は自己負担になりますか。	施設型給付を受けない幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は利用者の自己負担になります。	
2-5	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	<p>保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)に係る施設等利用費の上限額となります。</p> <p>なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。</p> <p>つまり、預かり保育事業の給付額は、月ごとに支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、例えば、曜日によって利用実績額が異なる(水曜日は300円、金曜日は600円など)といった場合であっても、日ごとに利用実績額と日額単価(450円)を比較する必要はありません。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: A円</li> <li>・ 支給限度額: 利用日数 × 日額単価(450円) = B円(上限:11,300円)</li> </ul> <p>⇒ A円とB円のうちのいずれか小さい方を保護者に対して支給</p>	



2-6	預かり保育事業の上限額	<p>幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。</p>	<p>幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となりますが、その支給上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業に係る施設等利用費の支給額を差し引いた額となります。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例)</p> <p>《①預かり保育事業の給付額算定》          預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:6,000円          支給限度額:利用日数(15日)×日額単価(450円)=6,750円          ⇒預かり保育事業の給付額は6,000円</p> <p>※預かり保育事業の給付額は、月毎に支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、利用実績額と日額単価(450円)を日ごとに比較する必要はありません。</p> <p>《②当月の認可外保育施設等の利用に係る支給限度額》          11,300円-6,000円=5,300円</p> <p>《③認可外保育施設等の支給額》          認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額:15,000円          支給限度額:5,300円          ⇒認可外保育施設等の給付額は5,300円</p> <p>※ 上記例の場合、①・②を省略し、③で11,300円の支給額とすることも可能。(No.5-28参照)</p>
2-7	預かり保育事業の上限額	<p>幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。</p>	<p>年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が施設等利用費の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の施設等利用費上限額で超過分を補填することはできません。(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部も同じ。)</p>
2-8	預かり保育事業の上限額	<p>施設型給付を受けない幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の上限月額が1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円-1.7万円=2万円)ですか。</p>	<p>幼稚園の利用料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。</p> <p>なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。</p> <p>※預かり保育事業の給付額は、月毎に支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、利用実績額と日額単価(450円)を日ごとに比較する必要はありません。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:A円</li> <li>・ 支給限度額:利用日数×日額単価=B円(上限:11,300円)</li> </ul> <p>⇒A円とB円のうちの小さい方を保護者に対して支給</p>
2-9	預かり保育事業の上限額	<p>保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。</p>	<p>年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子供が利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、子育てのための施設等利用給付の対象となります。</p> <p>その場合の預かり保育事業の施設等利用費の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の支給上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.63万円)となりますが、預かり保育事業については満3歳とその他の3歳から5歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満3歳についても3歳から5歳までの場合と同じ日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。</p>
2-10	預かり保育事業の上限額	<p>幼稚園の預かり保育事業の上限額について、例えば利用料の日額は1日500円、月額最大5000円としている場合、12日以上使った場合には自己負担がなく、それ未満の利用日数だと自己負担が発生するということになりますが、利用が少ない場合に自己負担が発生する仕組みは不公平ではないですか。</p>	<p>預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額は、給付の適正化を図る観点から、利用日数に応じた計算方法としております。したがって園の料金設定や個別利用者の利用実態によって、利用日数が少ない場合などに自己負担が生じることもあり得るものと考えます。</p>

<p>2-11</p>	<p>幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用</p>	<p>施設等利用給付の第2・3号認定を受けている施設型給付を受けない幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付を受けることは可能ですか。</p>	<p>幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付第2号又は第3号認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が子育てのための施設等利用給付の対象となります。</p> <p>これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。</p>	
-------------	---------------------------	--	---	--

【3. 特定子ども・子育て支援施設等の確認】

No.	事項	問	答	備考
3-1	市町村への確認申請	認可外保育施設など、今回新たに幼児教育・保育の無償化の対象となる施設や事業について、児童福祉法に基づく届出だけでなく、市町村に確認の申請を行う必要があるのはなぜですか。	<p>市町村が施設等利用給付を行うにあたり、対象施設等に求める基準（教育・保育等の質に係る基準）を満たしているかどうか、市町村が把握（確認）する必要があり、施設・事業者は確認のための申請を当該施設・事業所を管轄する市町村にする必要があります。</p> <p>この場合、施設型給付を受けない幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、関係法の設置基準や事業基準が適用され、市町村は、適法な認可や届出がなされた施設・事業かどうかを確認することとなります。</p> <p>幼稚園の預かり保育事業については、幼稚園教育要領に準じて実施されていることや必要な職員配置を行っていること等が市町村の確認に係る基準となりますが、これは認可された幼稚園であれば十分満たすことができる基準であり、また各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです。市町村においては、認可権者による指導監督により同基準が満たされることを前提として、書面上の確認で足りることとなります（※）。</p> <p>また、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、市町村は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認することとなり、例えば、認可外保育施設については、市町村は、都道府県から提供される情報も活用し、児童福祉法に基づく届出がなされた施設かどうかや指導監督基準を満たした施設かどうかを確認します。（5年間の経過措置期間中は届出がなされた施設かどうかの確認のみ。）</p> <p>市町村は、確認を行った施設について、その施設に通う子どもに係る施設等利用費の支給を行うこととなります。</p> <p>なお、未移行施設型給付を受けない幼稚園や特別支援学校については、施行日にこの確認を行ったとみなされますので、新たに確認のための申請を行う必要はありませんが、施行日までに関係書類を所在地市町村に提出していただくことにしています。</p> <p>（※）幼稚園の預かり保育事業については、令和元年10月2日付け通知により、別途一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう求めておりますが、これは預かり保育事業の質の確保・向上のために実施するものであり、各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです（No.7-1参照）。</p>	
3-2	市町村の関与	市町村は、特定の施設や事業について、調査や勧告を行ったり、無償化の給付を停止するなど、必要に応じて関与することは可能ですか。	<p>市町村が子ども・子育て支援法に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等については、法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づいて、法第58条の4第1項及び第2項に定める基準について指導し、必要と認める場合には法第58条の8第1項に基づき監査を実施することができます。</p> <p>指導監査の実施により、特定子ども・子育て支援施設等に改善を求める場合には、指導においては実地指導の結果通知、監査においては監査結果の結果通知を行い、指摘事項の改善を求めますが、指摘事項の内容によっては、法第58条の9第1項に基づく勧告や、同条第5項に基づく措置命令を行う権限があります。また法第58条の10各号のいずれかに該当する場合は、確認の取り消しを行うことができる規定があります。</p> <p>詳しくは、別途「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」（令和元年11月27日付け府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照して下さい。</p>	
3-3	市町村の関与	市町村は、公立施設に関しても、確認の申請や審査を行う必要がありますか。	市町村が設置する公立施設等の確認については、その市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えありません。	
3-4	簡易な確認手続き	実務フローにおいては、市町村が実施する一時預かり事業・病児保育事業と、子育て援助活動支援事業は、市町村が実施主体となることから、それぞれ市町村は簡易な確認手続きをすることができるとされていますが、具体的にどのような手続きが考えられますか。	<p>地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託等を受けた者が実施する一時預かり事業と病児保育事業については、例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられます。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙の提出は求めない）手法が考えられます。</p> <p>また、子育て援助活動支援事業については、緊急救命講習、事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうか確認することが主たる目的ですが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること（内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定）としていることから、確認の手続は、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続の決裁をもって確認を代用することが考えられ、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられます。</p>	

3-5	みなし確認	国が示す確認参考様式その0(共通かがみ)の添付書類に定款、寄附行為や役員名簿等が示されておりますが、現存する施設型給付を受けない幼稚園等がみなし確認の申請を行う際にもこれらの添付書類が必要となりますか。	みなし確認を行う場合、幼稚園等の設置者は、確認申請書に加え、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第3条に基づき、施行規則第53条の2第5号に掲げる書類(認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類)を提出する必要がありますが、通常の確認申請の際に要する定款等の添付書類を提出する必要はありません。なお、現存する幼稚園等が預かり保育事業の確認申請を行う際は、施設型給付を受ける・受けないに限らず、定款等の添付書類を提出する必要があります。
3-6	広域利用	居住者が他の都道府県や市町村に所在する幼稚園等の預かり保育事業を利用する場合、利用者が居住する市町村は同事業の確認情報をどのように把握すれば良いですか。	市町村が施設等利用費の支給に係る事業として、施設からの申請に基づき預かり保育事業を確認した場合、市町村は遅滞なく公示する必要があります。また、市町村が確認した情報は、指導監督権者である都道府県に共有いただき、都道府県は域内の市町村に確認の情報を共有していただくこととしております。 このため、預かり保育事業の利用者が居住する市町村は、県内他市町村の預かり保育事業の確認等の情報については、都道府県より提供を受けるとともに、仮に県外の他市町村の幼稚園等の預かり保育事業の情報把握が必要となった場合には、上記の公示された情報により把握することになります。
3-7	都道府県保有情報の活用	施設の確認をする際に、都道府県が持っている情報を活用することはできますか。	例えば、認可外保育施設の確認に際しては、都道府県が届出等により把握した情報を活用することが想定されます。こうした際に、必要に応じて、都道府県に協力を求められる旨の規定があります。(子ども・子育て支援法第58条の12)
3-8	預かり保育事業の確認	預かり保育事業について、確認申請を審査した結果、関係する内閣府令で定める基準を満たしていないことが明らかな場合は、確認ができないことから、同事業は施設等利用費の対象外となるのですか。	幼稚園が実施する預かり保育事業については、認可権者等の所轄庁による指導監督により内閣府令で定める基準が満たされていることを前提として、書面による確認で足りることとしており、基本的に全ての園がこの基準を満たすことを想定しています。仮に、申請時に当該基準を満たさないことが明らかな場合であっても、その状況を所轄庁に報告した上で、その指導監督等により基準を満たしていただくことが基本となりますが、それでもなお基準を満たさない場合には、特定子ども・子育て支援施設等としての確認はできないこととなります。
3-9	預かり保育事業の確認	一旦、確認した預かり保育事業について、内閣府令で定める基準を満たさないことが判明した場合、確認を取り消すこととなるのですか。	内閣府令で定める預かり保育事業の基準は、認可権者等の所轄庁による指導監督により満たされていることを前提としており、仮に確認した後同基準を満たさないことが明らかになった場合であっても、直ちに市町村が確認を取り消すのではなく、まずは所轄庁により同基準を満たすよう指導していただくとともに、必要に応じて子ども・子育て支援法に基づく勧告・命令を行っていただくこととなります。 ただし、例えば、所轄庁の再三にわたる指導や同法に基づく勧告・命令にも関わらず、事業者が同基準を満たす意向を示さないなど、将来的にも同基準を満たすことが全く見込まれない場合は、確認を取り消すこともやむを得ないものと考えます。
3-10	預かり保育事業の確認	預かり保育事業の確認に関する内閣府令で定める基準は、保育を必要とする者(無償化の対象者)を受け入れていない施設においても満たすことが必要ですか。	預かり保育事業の質を担保する観点から、幼稚園教育要領等の解釈の一環として、内閣府令で定める基準等の内容について、所轄庁から指導監督いただくよう令和元年10月2日付けで通知しており、保育を必要とする者を受入れていない施設についても、同様の基準を満たすことが望ましいと考えております。
3-11	預かり保育事業の確認	預かり保育事業の確認の基準として、担当職員が「専ら預かり保育事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものですか。	「専ら預かり保育に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育事業を担当するような運用も可能です。 この場合、校務分掌や発令等により担当を明確しておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。
3-12	預かり保育事業の確認	施設型給付を受けない幼稚園の預かり保育事業について、実務フローでは、市町村と都道府県が預かり保育事業の実施状況を共有することとなり、これにより、市町村は書面により預かり保育事業を確認することとなりますが、都道府県がまず基準の充足性を確認した後でないと、市町村は確認することが出来ないのですか。また、市町村が確認しない限り、無償化の対象とならないのですか。	市町村の確認を受けなければ、当該預かり保育事業は無償化の対象となりません。市町村は、都道府県による指導監督により基準が充足されることを前提に、確認申請書の記載事項を基に確認を行うこととなります。都道府県は通常指導監督の中で、基準の充足性を確認することとなります。

3-13	預かり保育事業の確認	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となることについて、実務フロー図等では、預かり保育事業の確認後に在園地の市町村から施設に伝達することが示されていますが、幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合にも、幼稚園等からの確認申請や市町村からの伝達のほか、預かり保育事業に係る請求書の配布が必要ですか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合、預かり保育事業の確認申請は不要ですが、施設等利用給付2・3号認定を受けている幼稚園等利用者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となることについて市町村が把握する必要があるため、市町村は幼稚園等に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業を実施していないことを把握し、認可外保育施設等も無償化の対象となることを当該幼稚園等に伝達することが必要と思われます。また、幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合であっても、利用者の利便性を考慮し、預かり保育事業と合わせて認可外保育施設等の施設等利用費を請求する請求書(請求書参考様式その3)を案内することや事前に配布しておくことが望ましいと思われます。	
3-14	預かり保育事業の確認	認可外保育施設については、情報公表システムを設けるということですが、預かり保育事業についても同システムで情報を公表する予定はありますか。	現時点で同システムに預かり保育事業の情報を掲載する予定はありませんが、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とできる場合を含め、預かり保育事業の確認情報については、市町村が行う公示のほか、都道府県にも共有することにより、利用者が居住する市町村外の施設等を利用する場合であってもそれらの情報を把握することが可能と考えております。	
3-15	預かり保育事業の確認	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる際の要件である預かり保育事業の提供が「十分な水準ではない」ことも公示する必要がありますか。	幼稚園等が行う預かり保育事業が「十分な水準ではない」とする要件は、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満もしくは、②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合であり、法施行規則第53条の6で定められている特定子ども・子育て支援施設等であることを公示する事項には、預かり保育事業の十分な水準を満たしているか否かの別も含まれています。 なお、この要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくことになります。このため、年間計画の変更により年度開始前の段階で見直すことが必要な場合に、市町村は幼稚園等から、例えば法第30条の3で準用する第14条第1項に基づき確認申請書の別紙(確認参考様式その3(預かり保育))を提出させることなどにより預かり保育事業の実施状況(予定)を確認するようお願いいたします。 また、十分な水準を満たしているか否かについては、預かり保育事業として特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けない施設においても判断する必要があることに留意が必要です。	
3-16	預かり保育事業の確認	預かり保育事業について、無償化に伴う利用者数増を抑制する目的などから確認申請を行わない幼稚園等がありますが、市町村としてどのように対処すれば良いですか。	特定子ども・子育て支援施設等の確認申請書を提出しない預かり保育事業は、施設等利用費の給付対象外となり、当該預かり保育事業を認定保護者が利用しても施設等利用給付を受けることができず、認定保護者が利用料を全額自己負担することになります。 特定子ども・子育て支援施設等の確認は、施設又は事業を行う者が申請することとされています(法施行規則第53条の2)、確認を受けたか否かで当該施設等を利用する認定保護者が受けられる施設等利用費の給付額に影響が及ぶことから、施設等の所在市町村においては、幼児教育・保育の無償化制度の趣旨を当該施設等へ丁寧に説明して確認を受けよう促してください。 それでもなお確認を受けない預かり保育事業がある場合には、保護者が施設等利用費の対象外の施設等であることを知らずに利用することにならないよう、保護者に対し、特定子ども・子育て支援施設等の一覧を配布する、あるいは公示内容が確認できるHPを紹介するとともに、確認を受けていない施設等を利用した場合の利用料は、全額自己負担となることを合わせて周知してください。 なお、幼稚園等が預かり保育事業の確認申請を行わない場合でも、預かり保育事業の開設時間等によっては、当該園を利用する施設等利用給付2・3号認定者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となる場合があるので、市町村は幼稚園等に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業の実施状況を把握するようお願いいたします。	
3-17	非在園児も対象とする預かり保育事業の確認	預かり保育事業を一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)により実施している幼稚園が、どこの幼稚園にも在園していない子どもを預かる場合、確認の申請は預かり保育事業として確認参考様式その3(預かり保育)を提出すればよいでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)として、自園に在園していない子どもを預かる場合には、改正後の子ども・子育て支援法第7条第10項第6号の一時預かり事業に該当するため、確認参考様式その4(一時預かり事業)を提出いただくことになります。なお、併せて自園に在籍している子どもを預かる場合には、確認参考様式その3(預かり保育事業)を併せて提出していただくことになります。	
3-18	みなし確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第3条に、施設型給付を受けない幼稚園・特別支援学校は、法の施行日に確認があったものとみなすとしておりますが、この「みなし確認」について市町村は具体的にどのような手続きを行えばよいですか。	改正法附則第3条のとおり、施設型給付を受けない幼稚園と特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要ですが、市町村は最低限度、法の施行日まで「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(別添「確認参考様式その0」)」と、学校教育法による「認可を証する書類の写し」の提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えないものとします。 この「認可を証する書類の写し」とは、各都道府県が定める規則等に基づき、都道府県が認可を決定した際に申請者に通知した書面の写し等を想定しております。ただし、設置が古い園などで該当する書類を準備できない場合、市町村は、都道府県が公表している設置認可の情報等を活用することでも構いません。 なお、国立大学附属幼稚園等については、法令により学校教育法上の幼稚園であることが明らかであることから、国立大学法人法施行規則別表第二に記載されている一覧により確認していただきたいと考えております。	

3-19	事業開始前の届出の促進方策	<p>児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出日までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。</p>	<p>事業者の届出手続が遅れること等により、保護者の受給権が不当に制限されることがないよう、10月の施行に向けて周知を行ってまいります。</p>	
3-20	認可外保育施設の確認申請	<p>認可外の事業所内保育施設で0-2歳のみ受け入れている施設において、非課税世帯が存在しない場合には、確認申請はしなくても良いでしょうか。</p>	<p>前年度中、休職していたため住民税非課税世帯となった場合も考えられるため、こうした点も考慮した上で、各事業者において適切に判断下さい。</p>	
3-21	在日米軍基地内での取扱	<p>米軍基地内にある認可外保育施設などは、所在地市町村の確認を受けたり、都道府県等への届出を行うことができますか。</p>	<p>保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、認可外保育施設として届け出なければならないこととされており、御指摘のような施設についても届出を行う必要があります。</p>	
3-22	公示について	<p>特定子ども・子育て支援施設等の確認をした後には、確認した旨を文書で事業者伝える必要があるのでしょうか。</p>	<p>現行の特定教育・保育施設等の確認と同様の取扱いをしていただいで差し支えありません。</p>	
3-23	個人が行う居宅訪問型事業の公示について	<p>子ども・子育て支援法施行規則第53条の6において、市町村が確認の公示を行う際に、所在地を明確にする必要がありますが、施設を持たない個人が行う居宅訪問型事業について確認し公示する場合は、プライバシー保護の観点から当該個人の住所は公開しないなどの対応をとることは可能ですか。</p>	<p>個人が行う居宅訪問型事業の確認の公示においては、市町村の判断により、個人の住所は非公開とする対応を行うことは差し支えありませんが、プライバシー保護の観点から個人の住所は公開しないこと、及び連絡をとる必要がある場合は市町村への問い合わせをお願いする旨の注釈を記すようお願いいたします。</p>	
3-24	認可外の居宅訪問型保育事業(保育者の転出入に伴う取扱い)	<p>A市在住の認可外のベビーシッターが同市で特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けましたが、その後B市へ転出しました。この場合、A市で受けた確認は転出日をもって効力を失うこととなるのでしょうか。また、当該ベビーシッターの転出日以降に当該ベビーシッターを利用した場合、その利用料は施設等利用費の支給対象外となってしまうのでしょうか。</p>	<p>確認については、規則第53条の2において、事業を行う者が確認に係る申請書類を当該施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない、とされています。また、法第58条の5では、施設又は事業所の場所に変更があったときには10日以内に変更届を市町村長に提出しなければならないこととされています。          特定子ども・子育て支援施設等の確認の効力は全国に及ぶため、当該ベビーシッターはA市転出後に所在地(=住所)の変更届をA市へ提出する必要があるが、A市が行った当該ベビーシッターの確認自体の効果は継続するものと考えられます。          しかし、特定子ども・子育て支援施設等の確認は、所在市町村において行うものであり、また確認指導監査を実施する観点からは当該ベビーシッターの居住市町村において確認指導監査を実施することが望ましいため、本件については、転出先であるB市において特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けると同時にA市へ確認の辞退届を提出することが望ましいと考えます。          よって、確認辞退届がA市へ提出されるまでの間は、同市で確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等であるため、同市転出後に提供を受けた子ども・子育て支援については施設等利用費の支給対象として構いません。          なお、ベビーシッターから確認の申請があった際には、別の市町村で特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けていないかベビーシッター本人に確認してA市とB市で確認の重複が起こらないよう注意してください。</p>	(8-22に掲載)

## 【4. 施設等利用給付認定】

No.	事項	問	答	備考
4-1	個人番号や住基ネットの活用	施設等利用給付認定の際に、対象者の確認や、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認事務において、個人番号(マイナンバー)や住基ネットを利用することができますか。	今般の改正により、番号法別表第1及び住民基本台帳法別表第2及び別表第4に、現行の「子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」に加え、「子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務」が加えられ、改正法の公布と併せて下位法令の手当も行われているため、これら事務の処理のために個人番号や住基ネットを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の公布の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、令和3年10月8日から本格運用がされています。	
4-2	階層判定の要否	幼児教育・保育の無償化の実施後も、3歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。	3歳から5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料の算定にあたっては階層区分の判定は不要となりますが、副食費の免除等にあたって、所得情報の確認が必要となります。	
4-3	保育の必要性の認定対象外者の取扱	保育の必要性の認定の対象とはならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	3歳から5歳までの保育の必要性のない子供については、幼稚園、認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育事業は無償化の対象となりませんが就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)は無償化の対象となります。	
4-4	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の子どものための教育・保育給付についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、施設型給付を受けない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、子育てのための施設等利用給付の対象となります。	
4-5	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。 一方、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できるとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む)。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが子育てのための施設等利用給付の対象となります。	
4-6	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子供が利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している子供の場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該教育・保育給付第1号認定に加えて、施設等利用給付第2・3号認定が必要となります。	
4-7	就労時間の取扱い	保育の必要性を認定する場合について、教育・保育認定では、就労時間に係る要件を月48時間から64時間の範囲内で市町村ごとに規定(法の施行から10年間は経過措置あり。)することとしていますが、施設等利用給付認定においても、同様の取り扱いとなるのでしょうか。	就労時間に係る要件について、教育・保育認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることはできないので、施設等利用給付認定においても同様の取扱いとなります。	

4-8	月48時間就労の場合の注意点	本市では、保育の必要性の事由のうち「就労」の要件として、月48時間以上の就労を要件としています。 このため、幼稚園を利用する保護者が午前中のみの勤務の場合、就労時間中は幼稚園が利用できれば足りる場合があります。 このような場合でも、市基準の月48時間以上の就労をクリアしているなら、申請があれば施設等利用給付第2号を認定するべきでしょうか。	保育の必要性の事由が「就労」の場合に「月48時間以上」を要件としているのであれば、法第30条の4第2号により施設等利用給付認定の対象です。 当該認定保護者は、実質的に、午前中の幼稚園(教育部分)の利用が出来れば、第2号認定を受けなくても困らないと思いますが、例えば、突発的に午後も仕事となったため、「特定子ども・子育て支援施設等」を利用したという場合に、第2号認定を受けていないために施設等利用費を受給できないという結果になります。したがって、施設等利用給付の認定は必要と考えます。 しかしながら、当該保護者が就労時間外なのに「特定子ども・子育て支援施設等」を利用し、施設等利用費を請求するという場合も想定されますが、これまでも月48時間以上の就労で保育の必要性を認定してきたのであれば、認可保育所の利用者にも同様の方が存在していたと思いますので、この場合と同様に取り扱うのが妥当と考えます。	
4-9	認定手続き	幼稚園の預かり保育事業利用者における施設等利用給付第2・3号認定の事務は誰がどのように行うのですか。	現在、子ども・子育て支援新制度の幼稚園で行われている教育・保育給付第1号認定の申請と同様に、保護者が「保育の必要性の認定」(施設等利用給付第2・3号認定)に係る申請を在籍園を経由するなどして在住市町村に対して申請し、市町村から認定通知書の交付を受けるといった事務となります。施設型給付を受ける幼稚園も、施設型給付を受けない幼稚園も手続は共通のものと考えています。	
4-10	認定手続き	施設等利用給付認定の時期について、12月に実施するスケジュールが示されていますが、保育所の利用調整等の時期を避けて、毎年現況確認の際(7, 8月)に合わせて行うなど、自治体の状況に応じて柔軟に対応することは可能ですか。	各自治体の状況に応じて柔軟に対応することが可能です。	
4-11	認定開始日の遡及について	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできますか。	教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。	
4-12	市町村転出入時の認定申請について	市町村間の転出入の際に、実際に転入した日以降に転入届の提出など転入の手続きと併せて施設等利用給付認定の申請を行う場合がありますが、その場合、認定に空白期間を生じさせないためには、どのようにすればよいでしょうか。特に、同一園在園中の転出入に関しては切れ目のない認定が求められるところです。	御指摘の同一園在園中の転出入のケースで認定の空白期間が生じると、その期間について、どちらの自治体からも施設等利用費が給付できず、利用料を保護者が全額負担しなければならない状況になってしまうため、認定の空白期間が生じないよう、例えば、転出元、転入先の両自治体において、以下のような取組を通じて、手続にご配慮いただくようお願いします。 ①転出元市町村においては、転出届を提出する住民のうち、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者に対しては、転入後、速やかに転入先市町村において教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等が必要であることを周知すること。 ②転入先市町村においては、転入者に対して、住民基本台帳担当部局が転入時に必要な手続のお知らせ等を配布している場合、当該資料(書類)の中に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等に関する内容を追加してもらうことなどにより周知すること。 (令和2年10月26日付事務連絡「転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について」参照)  上記の取組に加えて、認定の空白期間が生じてしまった場合については、例えば、転入届・施設等利用給付認定申請が転入日から14日以内に提出されていれば、当該市町村間で確認の上、施設等利用給付認定を取消す場合について規定した、子ども・子育て支援法第30条の9第1項第2号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき」を、転出日(転出予定日)ではなく、転入先市町村に認定申請された日と解釈し、転出元自治体は転入先自治体に認定申請日を確認し、申請日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行う方法などが考えられる。	



<p>4-13</p>	<p>認定の申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日の解釈について</p>	<p>規則第28条の5第1号では、施設等利用給付認定子どもの認定起算日は、「施設等利用給付認定が効力を生じた日」又は「申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日」のいずれか早い日になるとしています。</p> <p>例えば、令和2年4月1日から4歳児が施設型給付を受けない幼稚園への入園を希望し、預かり保育事業の利用も必要になるため、令和2年3月1日に、認定事由を「就労(4月から仕事復職)」として施設等利用給付第2号認定を申請した場合、令和2年3月20日現在でまだ認定通知書は未達でしたが、この日から3月31日まで認可外保育施設を利用し、後日この分の施設等利用費の請求があったとします。</p> <p>規則第28条の5に規定される認定起算日の考え方からすると、「認定が効力を生じた日」である4月1日ではなく「申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日」である3月20日が認定の有効期間の始期であると考えられ、結果として、保護者は4月から就労予定であるのにも関わらず、保育の必要性がないのに保護者に3月20日からの施設等利用費を支払うのでしょうか。</p>	<p>規則第28条の5第1号は、転居等の場合で、認定の開始が市町村側の処理日数等の関係で、施設の利用開始日に間に合わず保護者に不利益が被らないように配慮したものであり、「申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日」の「特定子ども・子育て支援」とは、申請した施設等利用給付の要件(認定子どもの属性、認定区分、認定事由等)が認定されたことを仮定した場合に利用できるものに限られます。</p> <p>つまり、問のように4月から保育の必要性の事由が「就労」であれば、法第7条第10項第4から8号までに該当する特定子ども・子育て支援施設を利用した場合の施設等利用費を4月から受けることができます。</p> <p>したがって、問のような令和2年3月20日から31日まで認可外保育施設を利用すること自体は、施設に空きがあれば可能と考えられますが、その施設等利用費の請求については、市町村が認定した内容を充足していませんので、請求を取り下げて頂くことになろうかと考えます。</p>
<p>4-14</p>	<p>認定事由</p>	<p>幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用して施設等利用費の支給を受ける場合の施設等利用給付第2・3号認定の基準は、教育・保育給付第2・3号認定と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。</p> <p>また、保育の必要性の認定事由は、教育・保育給付第2・3号認定と施設等利用給付第2・3号認定とで考え方や取り扱いが異なるものはないのでしょうか。</p>	<p>幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設については、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業に入ることのできない場合の代替措置として今回幼児教育・保育の無償化の対象となったことを踏まえると、教育・保育給付第2・3号認定を取得可能であるにもかかわらず、これらが無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。</p> <p>したがって、施設等利用給付第2・3号認定の基準は、法において、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定めており、基本的に教育・保育給付第2・3号認定の基準と同等のものとする必要があり、自治体の判断でこの差を設けることはできません。</p>
<p>4-15</p>	<p>認定事由</p>	<p>法で施設等利用給付認定には、教育・保育給付認定のように保育の必要性に応じた保育標準時間・短時間等の考え方はありませんが、短時間・標準時間で分けて認定することが必要はないのですか。</p>	<p>施設等利用給付認定においては、短時間・標準時間といった保育の必要量を認定する必要はありません。</p>
<p>4-16</p>	<p>認定事由</p>	<p>保育の必要性の事由が「求職中」の場合の施設等利用給付認定の認定事由の確認はどのように行うのでしょうか。</p>	<p>施設等利用給付認定における求職活動による保育の必要性の認定については、教育・保育給付認定と同じ方法で行うこととなります。</p> <p>第49回の子ども・子育て会議においてお示したとおり、今後、保育の必要性認定における求職事由の取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を踏まえた上で、通知等により周知する予定です。</p>
<p>4-17</p>	<p>認定事由</p>	<p>幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い入所できなかったことが要件となるのですか。</p> <p>また、施設等利用給付認定の取得が要件となるのですか。</p>	<p>幼稚園の預かり保育事業が子育てのための施設等利用給付の対象となるためには、教育・保育給付第2号認定か、施設等利用給付第2・3号認定のいずれかの保育の必要性の認定が必要となります。</p> <p>なお、施設等利用給付第2・3号認定のみを取得する場合であってもFAQ4-18に記載のあるような理由書は不要となります。</p>
<p>4-18</p>	<p>認定事由</p>	<p>認可外保育施設の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも施設等利用給付第2・3号認定でよいのでしょうか。</p>	<p>認可外保育施設の利用者が幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、基本的には既に教育・保育給付第2・3号認定を取得し、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業の入所申込みを行ったにもかかわらず、利用ができなかった方ですが、実際には、保育の必要性はありながらも、認可保育所等では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていない、通園可能な認可保育所等が無い等の様々な理由により、認可保育所等に入所することをあきらめ、認可保育所等の利用申込み自体を行わないで認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、こうした方も子育てのための施設等利用給付の対象としています。</p> <p>なお、参考様式にある「理由書」については、認可保育所等の利用申込みを行わないで施設等利用給付認定のみを申請した方が、認可保育所等の利用申込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましいことから、市町村には是非活用していただきたいと考えています。</p>

4-19	認定事由	認定保護者が施設等利用給付認定を申請する際、市町村の判断で保育所の利用保留通知を求めるなどの運用は認められるのでしょうか。	申請手続きに当たって、自治体の判断により、まずは認可保育所等の利用を促すことも可能です。 なお、このような手続きについては、あくまでも保護者に対する行政指導という位置づけであり、行政指導を行ってなお、保護者が認可保育所の申し込みを拒み、施設等利用給付2・3号認定の取得申請を行う場合には、断ることはできません。
4-20	認定事由	認可保育所を申し込まず、最初から認可外保育施設を希望する際、保護者から理由書を提出させることについては自治体の裁量で決められるのか。それとも必須ですか。	子育てのための施設等利用給付の認定のみを申請して、認可外保育施設を利用する者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を提出いただくことについては、保育所の利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討するために基本的には行っていただきたいと考えておりますが、資料の性質としては技術的助言という位置づけです。
4-21	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、施設等利用給付認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。 なお、教育・保育給付第2・3号認定を取得していなくても、施設等利用給付第2・3号認定を取得すれば、子育てのための施設等利用給付の対象になります。
4-22	みなし認定	3号認定を取得したのちに、保育所に申し込んで利用調整の結果、保育所に入所できず、認可外保育施設に通う場合、引き続き、認可保育所への入所を希望する場合は、現行3号認定と、みなし新3号認定が併存するということが正しいですか。	お見込みのとおり、市町村民税非課税世帯の場合は、教育・保育給付第3号認定と施設等利用給付第3号認定とが併存します。
4-23	みなし認定(育休)	就学前子どもが、例えば育児休業から復帰して就労することを前提に教育・保育給付第2号認定を取得し、認可保育所の入所を申請したところ、利用調整の結果認可保育所の利用が保留となった場合、子どもの預け先が確保できない等の理由により育児休業期間を延長した場合でも、市町村は施設等利用給付第2号認定子どもとみなし、当該認定子どもが認可外保育施設等の利用を施設等利用給付の対象とすることができますか。	教育・保育給付第2号認定子どもが、利用調整の結果、認可保育所の利用が保留となった場合で、引き続き認可保育所の利用を希望するときは、引き続き利用調整の対象者となりますが、これと並行して、法第30条の5第7項に基づき、保育の必要性の事由を「就労」とした施設等利用給付第2号認定子どもとみなされるため(みなし認定の通知は必要。)、認定子どもが認可保育所の代わりに認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等を利用する場合は、その利用費を施設等利用給付の対象とすることができます。 しかしながら、認可保育所の利用が保留となった段階で、育児休業期間を延長した場合は、教育・保育給付第2号を認定した保育の必要性の事由(御質問の場合は「就労」)が消滅していますので、教育・保育給付第2号認定は取り消され、法第30条の5第7項のみなし認定もできません。(ただし、認可保育所に入所できれば育休を終了して就労するというのであれば、引き続き利用調整の対象となるために就労予定を理由として教育・保育給付第2号認定を取り消さないということも可能であると考えられます。) したがって、御質問のような育児休業期間中の認可外保育施設等の利用料は、施設等利用給付の対象とすることはできないと考えられます。
4-24	みなし認定(育休)対象者の不正請求の防止	上記4-23の場合で、仮に認定保護者が認定者(市町村長)に育児休業期間を延長したにもかかわらず、その事実を市町村に申し出ることなく認可外保育施設等を利用し、施設等利用費を請求した場合は、どのように対応すれば良いのでしょうか。	上記4-23のようなケースは、産休や育児休業の対象となる子供の新規利用の場合だけでなく、きょうだいの新規利用の場合、あるいは教育・保育給付第3号認定及び施設等利用給付第3号認定の場合でも起こる可能性があり、この請求は不正・不当な請求となる場合があります。 仮に市町村が当該保護者に「みなし認定」に伴う認定の通知を行ったとしても、育児休業期間を延長したことが事実であれば、上記4-21の答のとおり、教育・保育給付第2号を認定した保育の必要性の事由が消滅し、教育・保育給付第2号認定も法第30条の5第7項のみなし認定も取り消されるものと解釈するべきです。 したがって市町村は、事前に問のような請求はできない旨を周知することや、認可外保育施設等の利用予定など「みなし認定」を行う必要性を確認した後に通知すること、さらには認定期間の始期に状況を確認することなど、不正・不当な請求を未然に防ぐ方策を講じることをお勧めします。
4-25	みなし認定	みなし認定後に、保育認定が取下げ・取消となったり、1号認定に変更となったりした場合、みなし認定はどうすべきですか。当然になくなるのですか、取り消すのでしょうか。	一旦施設等利用給付認定を受けたとみなした後は、施設等利用給付認定として扱うことで足りる。保育認定はみなしの時点で有効であればよく、その後に保育認定の状況変更が生じて、施設等利用給付認定に連動させる必要はありません(特に、新制度幼稚園や認定こども園1号利用に変更となった場合に、施設等利用給付認定を連動して取り消すと、預かり保育事業が有償となり不測の不利益を生じさせることが想定されるため。)

4-26	みなし認定対象者への通知	教育・保育給付第2号認定又は第3号認定を受けている子どもが、施設型給付費等の支給を受けていない場合は、「みなし認定」の対象となり、施設等利用給付認定の申請は不要としておりますが、これにより施設等利用給付認定子どもになったことを認定子ども及び保護者に通知する必要はありますか。	法第30条の5第7項では、申請手続きの簡略化の観点から、既に教育・保育給付認定を受けている保護者については、施設等利用給付認定の申請を要さず、施設等利用給付認定を行ったとみなすこととしています。この場合においても、同条第3項に基づき、市町村はみなし認定を行った対象者に対して、認定を行った旨等の事項を保護者に通知する必要があります。	
4-27	みなし認定対象者への通知	教育・保育給付第2号認定又は第3号認定を受けている子どもが、施設型給付費等の支給を受けていない場合は、「みなし認定」の対象となりますが、教育・保育給付認定の通知をする際に施設等利用給付認定についても併せて記載し、一つの通知で行うことは可能でしょうか。	市町村から保護者への通知のタイミングは、子ども・子育て支援法第20条第6項に抵触しない限りにおいては各自治体の判断により設定可能です。 なお、施設等利用給付のみなし認定にかかる通知を利用調整より前に行った場合、仮に利用調整の結果保育所等に入所可能となった場合、教育・保育給付と施設等利用給付の二重給付とならないよう、施設等利用給付認定の取消しを行った上で利用者へ通知するといった対応が発生してしまうことに留意が必要です。 また通知の方法については、みなし認定の記載について下線を引いて目立つようにする等、利用者に対して誤解などによる不利益が生じないようにご留意頂いたうえで、自治体において、一つにまとめて行うことも可能です。	
4-28	みなし認定の場合の通知	国が示す施設等利用給付認定等のパターン整理表にみなし認定の通知とありますが、法第30条の5第7項を見ると、「～施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。」とあります。要さないということは、みなし認定は義務的に行わなければならないということですか。機械的にみなし認定することには保育の必要性の現況確認の観点からも不安があります。	数年前に市町村が教育・保育給付認定のみ行って、実際には認定保護者が子どものための教育・保育給付を受けていないような場合には、施設等利用給付のみなし認定を行うタイミングで現況確認をしていただくというのが原則だと考えます。	
4-29	認定の変更・取消	教育・保育給付認定においては、認定区分に変更が生じる場合に、保護者が変更の認定の申請をするか、市町村が職権により変更の認定をすることとされていますが、施設等利用給付認定においても同様ですか。 また、施設等利用給付認定において、法第30条の4第3号に定める市町村民税世帯非課税の要件に該当しなくなった場合等のほか、保育の必要性の認定事由がなくなった場合は、市町村はどのように対応するのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもについても、法第30条の8及び施行規則により、認定区分や認定期間の変更等については、基本的に保護者からの認定の変更の申請を受けるか、市町村が必要と認める場合には、職権による変更の認定を行うことが可能です。 また、法第30条の9第1項のように、満3歳未満の施設等利用給付第3号認定子どもが法第30条の4第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合や、施行令に定める取消事由に該当する場合に、市町村は認定を取り消すことができますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合については、施設等利用給付認定保護者の申し出によるほか、法第30条の7に定める届出に対する市町村の保育の必要性の確認により、施設等利用給付認定が取り消される場合が考えられます。	
4-30	認定子ども園における認定変更	認定子ども園において、教育・保育給付の第3号認定子どもが、満3歳になった時点で教育・保育給付の第1号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象者となり、満3歳になってから最初の3月31日を経過したのちに、第2号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。	このようなケースの場合、希望者が①教育・保育給付第1号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第3号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用料は子育てのための施設等利用給付の対象外であること、②いったん教育・保育給付第1号認定に切り替えた場合には、別の同第3号認定子どもが入所されることとなり、翌年4月になって再び同第2号認定を取得しても同じ認定子ども園の保育所部分を利用できるとは限らないこと、③当該園における預かり保育事業の実施状況によっては預かり保育事業を利用できない場合もあることを説明することが必要と考えます。	
4-31	職権による認定の変更	施設等利用給付第3号認定を受けている者が、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後も引き続き施設等利用費の給付を受ける場合、利用者から2号認定にかかる申請が必要となりますか、それとも市町村の職権により2号認定へ切り替えることが可能ですか。	法第30条の8第4項により、施設等利用給付第3号認定子どもの認定区分を第2号に変更する必要がある場合は、市町村は職権で変更の認定を行うことができます。	
4-32	職権による認定の変更	施設等利用給付第2号認定について、現況確認の結果、保育の必要性がなくなった場合は認定を取り消すこととなりますが、その認定子どもが、例えば施設型給付を受けない幼稚園を利用することとなった場合に、自治体の職権で第2号から第1号に認定の切り替えを行うことは可能ですか。	職権による認定の変更は、法第30条の8第4項にある施設等利用給付第3号認定子どもに対する施設等利用給付第2号認定への変更の認定のほか、市町村が必要と認める場合に行うことが可能です。質問のような第2号から第1号への切り替えについても、市町村が必要と認める場合は、職権による認定の変更が可能です。	
4-33	育児休業時の認定	教育・保育給付では、育児休業取得時に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとしていますが、施設等利用給付も、これと同様の考え方で差し支えないでしょうか。	施設等利用給付においても、基本的には同様です。(令和3年10月1日 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ(第19.1版)No.29参照。) なお、施設等利用給付(第3号)では、世帯所得要件を課していることなどから、育児休業取得以前に、「保育の必要性」があったにもかかわらず、認定を受けていなかったケースも考えられます。このような場合であっても、育児休業取得以前に、「保育の必要性」があったと客観的に判断でき、かつ、継続利用の必要性が認められるのであれば、保育の必要性を認定頂いても差し支えありません。	

4-34	育児休業	<p>育児休業中でも、兄弟が引き続き特定教育・保育施設等を利用することが必要と認められる際には、保育の必要性が認定されることとなりますが、どのような場合に必要と認められますか。育児休業を取得した後に、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を一時的に利用する場合にも認定は継続され、利用料が無償化されるのでしょうか。</p>	<p>「育休中」を保育の必要性の事由として施設等利用給付を認定する場合、施行規則第1条の5第9号にいう、これまで利用していた及び今後も引き続き利用する「特定子ども・子育て支援施設等」については、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業は該当しないものと考えています。</p> <p>その理由は、育児休業中は、基本的に家庭で保育できるにも関わらず、保育の必要性を認めるのは、子どもの環境の変化を防ぐためであることであり、また継続的な役務の提供がなされている場合に保護すべき子どもの環境が形成されると考えられることから、具体的には、認可保育所と同程度の継続的な役務の提供がなされている場合が該当すると言えるからです。</p>	
4-35	認定を申請する保護者の居住地等	<p>認定子どもの保護者が事情により住民票を以前の居住地に残している、認定子どもを両親が養育できず祖父母が監護している等の場合、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給は、どこの市町村が行うのでしょうか。 (教育・保育給付認定子どもについても同様、自治体向けFAQ【第18版】No.149と関連)</p>	<p>法第30条の5第2項において、施設等利用給付認定は、保護者の居住地の市町村が行うものとしており、居住地を有しないときや明らかでないときは、保護者の現在地の市町村が行うものとしています。</p> <p>成年に達しない子は、父母の親権に服し(民法第818条第1項)、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている(同法第820条)ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う」(同法第818条第3項)こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。</p> <p>そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらないわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか(関わっているか)という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたうえで、御判断ください。</p>	
4-36	児童養護施設の入所児童に係る認定等	<p>児童養護施設に入所し、施設型給付を受けない幼稚園に通園する児童について、児童入所施設措置費等国庫負担金の幼稚園費の扱いや施設等利用給付認定はどのようになりますか。</p>	<p>幼稚園費については、施設等利用費を除いた額を支給することとされています。</p> <p>つまり、施設等利用費の給付額を超えた分が措置されることとなります。</p> <p>施設等利用給付認定については、現行の教育・保育給付認定と同様に、施設長が認定保護者となり、施設の所在市町村へ認定申請を行い認定市町村において当該児童に係る施設等利用費の給付を行うこととなります。</p>	
4-37	「市町村民税所得割合算額」の判定	<p>施設等利用給付において、家計の主催者の判断はどのように行うのでしょうか。施設型給付等と考え方は変わるのでしょうか。</p>	<p>子どものための教育・保育給付と同じ考え方で事務を行っていただくこととなります。</p>	
4-38	市町村民税世帯非課税の取扱い	<p>施設等利用給付認定において第3号認定を受けた認定子どもは、認定後の税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなっても、認定期間内であれば施設等利用給付認定子どもとして施設等利用費を受給できるのでしょうか。</p> <p>また、逆に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもの対象になる場合もありますが、市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいのでしょうか。 (教育・保育給付認定第3号認定子どもの保護者負担額についても同様 自治体向けFAQ【第18版】No.136と関連)</p>	<p>税の更正がされた場合、最大5年前まで税額の修正ができますが、国の教育・保育給付の給付額の精算基準としては、利用者負担額の根拠となる税の更正が分かった翌月から更正された税額による利用者負担額を適用し遡及は行っていません。</p> <p>また、市町村の判断で、更正後の利用者負担額を当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げていません。</p> <p>子育てのための施設等利用給付においては、税更正により市町村民税世帯非課税者でなくなった場合は、第3号認定の要件が消滅することとなりますので、市町村は法第30条の9第1項により認定を取り消すことができます。その場合、更正が分かった翌月から取り消すものとし、給付費の精算についても遡及は行わないものとします。</p> <p>反対に、税更正により施設等利用給付認定第3号認定子どもの対象になる場合は、みなし認定の対象者の場合も含め、保護者が居住する市町村に認定の申請を行うものとし、認定の効力は認定開始日からとして、遡及は行わないものとします。</p>	
4-39	保育所等入所保育者が新制度幼稚園を利用する場合の認定	<p>教育・保育給付認定第2号を取得して認可保育所の利用を希望し、入所保留となった場合で、特定教育・保育施設である幼稚園と当該園の預かり保育事業を利用することとした場合、当該子どもは法第30条の5第7項によれば、施設等利用給付第1号認定への「みなし認定」はできません。このような場合、市町村はどのようにすればよいのでしょうか。</p>	<p>この場合は、幼稚園(新制度)または認定こども園(教育部分)の施設型給付費を受給するための教育・保育給付第1号認定への変更の申請と、当該園が行う預かり保育事業の施設等利用費を受けるための施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、当該ケースは、認可保育所等への4月入所を希望された方に多く発生するものですので、教育・保育給付第1号認定への変更の申請と施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を1枚の申請書により簡潔に手続きができるよう、国では「認定参考様式その3」を用意していますので、参考にして下さい。</p>	
4-40	現況確認	<p>教育・保育給付第2・3号認定の場合、保育の必要性の理由については、毎年の届出の提出を求める必要がありますが(法施行規則第9条)、施設等利用給付認定の場合も同様でしょうか。</p>	<p>施設等利用給付第2・3号認定の場合も、引き続き保育の必要性が継続しているかどうかを確認するため、毎年の届出の提出を求める必要があります。</p>	

4-41	保育の必要性の確認	<p>教育・保育給付認定においては、特定教育・保育施設等を利用していない場合には、年度が変わっても保育の必要性を再確認していませんが、幼児教育・保育の無償化が実施されても、保育の必要性の再確認については、これまでと同様の運用でよいのでしょうか。</p>	<p>保育の必要性の確認に係る現況確認については、公正かつ適正な支給の確保に支障がない場合を除き、毎年度実施する必要があり、またその確認は利用開始日までに行う必要があります。</p> <p>しかしながら、施設等利用給付認定保護者は市町村に報告なく特定子ども・子育て支援施設等を利用し、施設等利用給付認定期間内であることをもって市町村に施設等利用費を請求することが容易に想定されるため、上記のような運用は現実的に困難であることも考えられます。</p> <p>こうしたことから、子ども・子育て支援法第30条の3の規定により準用する第13条では、施設等利用費の支給のため必要な範囲で保護者に報告等を求めることが可能であり、同法第24条及び施行令第3条では、虚偽報告等は教育・保育給付認定の取消事由としていることを踏まえ、例えば、当該年度の現況届がない者については、市町村が施設等利用費の支払いまでに就労や疾病等の状況の報告を求めるなど運用方法の工夫により、施設等利用給付認定保護者・市町村の双方が柔軟に対応できるものにしていただきたいと思います。</p>	
4-42	現況確認と支払日の関係	<p>FAQのNo.4-41で施設等利用給付認定についても毎年の現況確認が必要である旨と、状況に応じ市町村で柔軟に対応するようお示しいただいております。毎年の現況確認をしていない施設等利用給付認定保護者が利用した場合、請求以後、支払いまでに事由の確認を行う等の対応を取るとの記載がありますが、その場合、証明書等の日付が当該利用日より後の日付になることが想定されますが、証明日と利用日の整合性は問われないものと解釈してよいのでしょうか。</p> <p>もし、整合性を取る必要があるとした場合、現況確認を確実に行うための方策として、有効期間を毎年度の末日までとする運用を市町村の裁量で行うことは可能でしょうか。</p>	<p>いずれにしても、FAQのNo.4-41のとおりですが、現況確認はあくまで認定期間内における保育必要性事由が継続しているかの確認であり、市町村が子育てのための施設等利用給付を不正に請求されないようにすることで、保育の必要性がある方に施設等利用費を支給することが重要なので、支給までに確認できれば足りると考えます。</p> <p>なお、有効期間を年度末とするのは、施行規則第28条の5の違反となります。</p>	

【5. 施設等利用費の支給】

No.	事項	問	答	備考
5-1	標準時間・短時間認定について	保育短時間認定子どもの場合、幼児教育・保育の無償化は、時間内で計算するなど、個別の対応が必要でしょうか。 また、施設等利用給付認定の場合も、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行うのでしょうか。	保育短時間認定を受けて特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用している場合、施設型給付費等において短時間の計算を行っており、幼児教育・保育の無償化(現物給付)について、1日の利用時間を個別に算定する等の手続きは必要ありません。 また、施設等利用費は1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、施設等利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。	
5-2	施設等利用費の対象外経費	施設等利用費の対象外経費として、子ども子育て支援法施行規則第28条の16第5号において、「特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。	御質問の費用は、特定子ども子育て支援そのものに要する費用ではなく、当該支援において提供される便宜に要する費用であり、例えば記念写真代、保護者会費といった経費が考えられます。	
5-3	施設等利用費の対象経費(都道府県知事等から証明書の交付を受けていない認可外保育施設における利用料に係る消費税)	「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」(平成17年3月31日厚生労働省告示第128号)により「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされていますが、証明書の交付を受けていない認可外保育施設における利用料の消費税相当分は、施設等利用費の対象となりますか。	施設等利用費は、保護者が支払った利用料に対して支給する費用であり、保護者は証明書が交付されない施設を利用した場合は利用料に対して課税される消費税分も支払うこととなるため、当該消費税分も含めて施設等利用費の支給対象として差し支えありません。 ただし、特定費用に含まれる費用に対して課税される消費税分は、施設等利用費の支給対象外となります。 なお、認可外保育施設に係る子ども・子育て支援法附則(令和元年5月17日法律第7号)第4条の経過措置は、令和6年9月末日までとなっており、経過措置終了後に認可外保育施設が施設等利用費の支給対象となるには内閣府令で定める基準を満たす必要があることにもご注意ください。	(8-23にも再掲)
5-4	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育事業等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	特定子ども・子育て支援提供証明書※は、市町村における施設等利用費の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は支給額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足りる。なお、預かり保育事業の「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。  ※「提供証明書(特定子ども・子育て支援提供証明書)」について、令和4年4月1日より、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用費を法定代理受領する場合に、預かり保育事業の利用に係るものは、提供証明書の市町村及び保護者への交付は不要となります。	
5-5-1	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援施設等で発行される、領収証と提供証明書は一つの様式にまとめることは可能でしょうか。	様式を兼ねることは差し支えありません。 なお、「領収証」と「提供証明書」という言葉は施行規則に定められているものなので、使用することが望ましいと考えます。	
5-5-2	特定子ども・子育て支援提供証明書の省略	教育・保育給付費を特定教育・保育施設が保護者に代わって受領(法定代理受領)する場合、市町村及び保護者への提供証明書の交付は必要ありません。令和4年4月から、施設等利用費を特定子ども・子育て支援施設が法定代理受領する場合も、提供証明書の交付が不要とされたとのことですが、どのような内容ですか。	令和4年4月1日より、施設型給付を受けない幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部の利用に係る施設等利用費を法定代理受領する場合、特定子ども・子育て支援提供者から市町村及び保護者への提供証明書の交付は不要となります。 また、預かり保育事業の利用に係る施設等利用費を法定代理受領する場合においても、市町村及び保護者への提供証明書の交付は不要となります。 なお、市町村と幼稚園等が協議を行った上で、例えば園児毎ではなく一覧形式(別添、参考様式を参照)を作成することも考えられます。	新規
5-6	支払方法	償還払いと現物給付について、方針を県で決めていいですか。	実務を担う市町村と施設で、検討していただくことを原則に都道府県と市町村とで合意のもと決定することを妨げません。	
5-7	支払方法	事前に徴収項目・金額について保護者から承諾を得ているのであれば、その口座振替の記録をもって、領収証に代えることはできますか。	施行規則上の添付書類として「領収証」とは明記しておらず、口座振替の記録等をもって領収証に代えることは可能ですが、その金額に特定費用が含まれている場合、別途内訳がわかる書類も必要となります。	

5-8	施設型給付を受けない幼稚園の支払方法	施設型給付を受けない幼稚園を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	従前の就園奨励費の支給事務の方法は市町村によって様々であったため、今回の無償化にあっても、就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、居住地の市町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できることとしています。 一方、現物給付は、償還払いに比べ、 ・ 利用者は一時的な利用料の立替えが不要となり負担感が軽減される ・ 幼稚園は利用料徴収事務が、市町村は利用者への給付事務が不要となり事務負担が軽減される というメリットがあります。 国としても、子育てのための施設等利用給付交付金の支払いを早めることなど自治体や幼稚園の資金繰りを支援したいと考えています。
5-9	施設型給付を受けない幼稚園の支払方法	施設型給付を受けない幼稚園の施設等利用費について、保育料分は代理受領とし、入園料分のみ償還払いという運用は可能ですか。	可能です。この場合、年度途中に退園するなど園児の在籍期間により、償還払いされる施設等利用費の額が変わり得ることに御留意ください。なお、幼稚園が施設等利用費を代理受領する場合、その対象となっている利用料は基本的に不徴収とすべきものと考えますが、特に年度途中で制度が施行する令和元年度では、幼稚園において入園料を一旦徴収しているものの、入園料相当分を含めて幼稚園が施設等利用費を代理受領する場合も考えられます。この場合は、徴収済みの入園料の全額又は一部を利用者に返還する場合があることを、幼稚園や利用者にあらかじめ説明しておくことが必要です。
5-10	施設型給付を受けない幼稚園の支払方法	施設型給付を受けない幼稚園における施設等利用費の算定方法・支給方法はどのようになるのですか。	施設型給付を受けない幼稚園の利用者に対する子育てのための施設等利用給付における支給方法や支払回数については、市町村が償還払いか法定代理受領とするかを施設と調整することとなりますが、施設等利用費は月額単位で計算することになります。 具体的には、施設型給付を受けない幼稚園の場合、月額2.57万円を上限として、毎月の利用料が施設等利用費の対象となります。
5-11	預かり保育事業の支払方法	預かり保育事業の利用料について、月額上限額に達するまで保育料とともに不徴収(現物給付)としてもよろしいですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の預かり保育事業については、市町村と園が調整・相談の上、不徴収(現物給付)とすることも可能です。ただし、預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額を超える利用実績があった場合は、利用実績の確認後、当該利用者から差額分を徴収する必要があります。
5-12	認可外保育施設の支払方法	認可外保育施設を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	認可外保育施設の利用者においては、複数の施設を利用する可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算することができる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて施設・事業者と調整し、法定代理受領とすることも可能としています。
5-13	一時的利用	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても施設等利用費の給付対象となるのですか。	月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで施設等利用費の対象となります。
5-14	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	施設型給付を受けない幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、子育てのための施設等利用給付においても、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で施設等利用費の対象に含まれます。 ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用費の対象とはなりません。
5-15	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園において、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料は無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用費の対象になります。 ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除す(月毎に小数点以下の端数は切り捨て)ことで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用費の対象となります。
5-16	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設型給付を受けない幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用費の対象となります。 この際、入園料を転居前に支払っている場合であっても、退園や転園をしていないことから、転居後の自治体においても、支払った入園料を、転居前を含む入園初年度の在籍月数で除すことにより入園料の月額換算額を算定することになります。
5-17	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園において、入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設等利用費の給付対象期間は、利用者が当該施設を利用している期間ですが、利用者が施設型給付を受けない幼稚園との契約等に基づき、入園料を入園前に支払った場合であっても、施設等利用費の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数で除すことにより算定することになります。 逆に、入園料の支払いが入園後5月以降となった場合でも、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定することになります。

5-18	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園において、入園料を年度で分割して設定(満3歳で入園する時と、3歳児クラスに進級する時の2回払いなど)している場合、2回目以降の入園料は施設等利用費の対象になりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設型給付を受けない幼稚園が入園料を年度で分割して設定している場合は、入園初年度分として支払う入園料に加え、2回目以降に支払う入園料も施設等利用費の対象となります。この場合の月額換算額の算定方法は入園初年度と同様です。	
5-19	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設型給付を受けない幼稚園において、月途中に園児が入・退園した場合、施設等利用費の月額上限額は、当該月における入園以降の平日の日数や退園までの平日の日数に応じて、日割り計算を行うこととなります(なお、No.4-12や5-26で示した対応などがあります。)、施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する月額保育料を日割り計算しない場合と同様に、入園料の月額換算額を日割り計算する必要はありません。	
5-20	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。	施設型給付を受けない幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用費の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は施設等利用費の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。 なお、施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する月額保育料を日割り計算しない場合と同様に、月途中に休学や復学した場合であっても、入園料の月額換算額の算定では日割り計算は不要です。	
5-21	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(入園料)	施設型給付を受けない幼稚園において、3歳の誕生日を迎えていない2歳児に対して、「未満児クラス」への「入園」に際して「入園料」を求めている場合があり、その後3歳以降にも「入園料」を求めるケースと求めないケースなど、様々な実態があります。 この場合の2歳児・未満児の「入園料」は、認可外保育施設または一時預かり事業の利用料として扱うのですか、それとも3歳以降の正式な「幼稚園入園」の後に、3歳以降に支払う入園料や保育料と合わせて無償化の対象とするのですか。	幼稚園における入園料は、満3歳以上の教育・保育に要した費用の前納金としての性質を踏まえて無償化の対象としているものであり、未満児クラスへの入園料は対象となりません。未満児クラスの入園料に正式入園後の入園料が含まれるような場合、正式入園後の利用開始時点から当該正式入園後の入園料に限って無償化の対象として頂いて差し支えありません。	
5-22	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	例えば、2016年11月1日が誕生日の場合、年齢計算に関する法律上は誕生日の前日である10月31日に年齢が加算されますが、2019年10月31日から施設型給付を受けない幼稚園に入園する場合、10月分の保育料から無償化の対象となりますか。	御指摘のとおり、学校教育法第26条については、幼児は満3歳に達する誕生日の前日から、幼稚園に入園及び通園をすることができるものと解されます。例えば10月31日付で対象となる子供が入園する場合には、月額上限額を日割り計算した上で、10月分の保育料や入園料(月額換算額)についても施設等利用費の対象となります。  ※上記例で私立幼稚園の場合、10月分の月額上限額は、25,700円×1日÷10月の平日の日数	
5-23	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	施設型給付を受けない幼稚園について、国が示す施設等利用費の請求書雛形では「利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定」することが示されていますが、例えば8月のみ保育料を徴収していない場合、8月は無償化の対象期間となりますか。	御指摘の例の場合、8月分の保育料のみ特定の月(複数月を含む。)と合せて徴収していることや8月以外の各月に平準化して徴収していることが園則等で明確であれば、該当する月数で除す(月毎に小数点以下の端数は切り捨て)こと等の合理的な方法により、8月相当分を算出し施設等利用費の対象とすることは可能です。 一方、8月分の保育料は発生していないという前提で料金設定しているのであれば、8月分は施設等利用費の対象外となります。	



5-24	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	施設型給付を受けない幼稚園の保育料について、月額保育料に教材費込みと原則に記載している園がありますが、この場合の教材費は施設等利用費に含まれますか。一方、保育料とは別途徴収している教材費は施設等利用費に含まれますか。	保育料や入園料として徴収している教育課程の実施に必要な教材費のほか施設整備費や光熱水費などは、経費の性格として、教育・保育に要する経費として施設等利用費の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めて差し支えありません。一方で、教育課程の実施に不要な任意の教材購入費や、日常生活に要する費用に該当するような日用品費(文具費や制服代)については、施設等利用費の対象となる利用料に含まれません(特定費用)。各園においては適切に特定子ども・子育て支援利用料と特定費用を区分して領収証等の発行を行う必要がありますが、仮に園が教材費等を保育料や入園料とは別途徴収し特定費用として整理した場合は、施設等利用費の対象となりません。	
5-25	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	施設型給付を受けない幼稚園では、入園料のほかに、出願料の納付を求めている園がありますが、施設等利用費の対象となりますか。	出願料や検定料の類は、通常教育・保育に必要な経費に該当しないことから施設等利用費の対象ではありません。	
5-26	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	施設型給付を受けない幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、施設等利用費の算定上、幼稚園に対して支払うべき利用料(入園料・保育料)はどのように計算するべきでしょうか。	日割り計算を行って、転出先での支給認定の日以降は転出先の市町村が、転出以前は転出元の市町村が施設等利用費を支給することになります。 (なお、No.4-12や5-27で示した対応などもあります。) その際、月額上限額は、転出元の市町村では、月額上限額×転出日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数、転出先の市町村では、月額上限額×認定起算日以降のその月の平日の日数÷その月の平日の日数となります。(No.5-30-1参照) 施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する利用料(入園料・保育料)については、月途中で入退所する場合と異なり、日割り計算が必要となることに留意が必要です。具体的には、転出元の市町村では、月額利用料(入園料)の月額換算額を含む。以下同じ。)×転出日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数、転出先の市町村では、月額利用料×認定起算日以降のその月の平日の日数÷その月の平日の日数となります。	
5-27	施設型給付を受けない幼稚園の算定方法(その他)	施設型給付を受けない幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、施設等利用費の算定上、幼稚園に支払うべき利用料について、月額支給上限額、支払った利用料ともに日割り計算を行う必要があると思うが、教育・保育給付と同様に市町村間の調整により月割りの取扱いをすることは可能でしょうか。	御指摘の通り、施設等利用費の算定上、日割り計算を行うこととなっております(No.5-26、No.5-30参照)が、同一園在園中の転出入のケースにおいて、当該市町村間で調整がついた場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いとしても差し支えありません。 (教育・保育給付については自治体向けFAQ【第19.1版】No.419参照) ※卒園児に係る施設等利用費の算定上の取扱いについてはNo.5-56の通りとすることにご留意ください。	
5-28	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないからといって施設等利用費の請求を「幼稚園+預かり保育事業+認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園+認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。	幼稚園等(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付第2・3号認定を受けた者が幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、認可外保育施設等の利用料にかかる給付を受けることはできません(No.2-11参照)。しかし、上記の利用者のうち、在籍する園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も子育てのための施設等利用給付の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかる給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。	
5-29	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	預かり保育事業を無料で提供している場合、施設が特定子ども・子育て支援施設等の確認申請自体を行わない場合もありますが、その場合、その施設に通う施設等利用給付2号認定子どもが、園の預かり提供時間等に関係なく利用する病児保育や認可外保育施設等も月額11,300円まで無償となりますか。 預かり保育事業の確認を受けていない施設の預かり保育事業は、実施していないことと同様に、幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする一定の基準を満たさない園となりますか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や無料で提供している場合など、預かり保育事業にかかる施設等利用費の支給が発生しない場合は、預かり保育事業の確認申請は不要と考えられますが、施設等利用給付第2・3号認定を受けている幼稚園等利用者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となることについて市町村が把握する必要があるため、市町村は幼稚園等に対して、例えば園が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって、預かり保育事業の提供が十分ではないこと等を把握し、認可外保育施設等も無償化の対象となる場合は、その旨を当該幼稚園等に伝達することが必要と思われる。 なお、預かり保育事業の確認を受けていない事業であっても内閣府令で定める基準を満たし、施設として平日8時間以上、年間200日以上、預かり保育事業を提供している場合は、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号に基づき、当該預かり保育事業の利用料に関わらず、認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。	

<p>5-30-1</p>	<p>日割り計算</p>	<p>認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設型給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行っています。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。 また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。</p>	<p>日割り計算の考え方は、全国共通した法則のもとで実施することとします。 具体的には次の【1】～【3】のパターンとなります(日割り計算した金額に少数点以下の端数がある場合は切り捨て)。</p> <p>【1】認定こども園・施設型給付を受けない幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校(法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設)</p> <p>① 月の途中から利用開始の場合の限度額 257万円(※1) × 認定起算日後最初の利用日以降のその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数 ※1 国立の幼稚園にあっては0.87万円、国立の特別支援学校幼稚部にあっては0.04万円</p> <p>② 月途中で利用終了の場合の限度額 257万円(※2) × 最後の利用日までのその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数 ※2 ※1と同じ。</p> <p>【2-1】国公立の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業(※3)(法第7条第10項第5号に掲げる事業)</p> <p>① 月の途中から利用開始の場合の限度額 450円 × 認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数</p> <p>② 月途中で利用終了の場合の限度額 450円 × 最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数</p> <p>※3 預かり保育事業は、1月あたりの利用日数が26日を下回る場合は、現行どおり「450円 × 預かり保育事業の利用日数」の扱いとなりますが、1月あたりの利用日数が26日以上の場合は、「その月の日数」を基礎とする日割りを行うこととなります。</p> <p>【2-2】認定こども園・幼稚園・特別支援学校の利用者が預かり保育事業(上記【2-1】)の他に認可外保育施設等(法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業)の利用料が無償化の対象となる場合</p> <p>① 月の途中から利用開始の場合の限度額 (1.13万円(※4) × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数) から【2-1】①の額を控除して得た額(※5)</p> <p>② 月途中で利用終了の場合の限度額 (1.13万円(※4) × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数) から【2-1】②の額を控除して得た額(※5)</p> <p>※4 施設等利用給付第3号認定子どもにあっては1.63万円 ※5 支給上限額(450円 × 利用日数)と利用料のいずれか低い方</p> <p>【3】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業)</p> <p>これら施設等の施設等利用給付は、施設等利用給付認定の期間内であれば利用施設数にかかわらず対象となるため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。(上記【2-2】も同じ。)</p> <p>① 月の途中から利用開始の場合の限度額 3.7万円(※6) × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数</p> <p>② 月途中で利用終了の場合の限度額 3.7万円(※6) × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数</p> <p>※6 施設等利用給付第3号認定子どもにあっては4.2万円</p>	
<p>5-30-2</p>	<p>日割り計算</p>	<p>月の途中で特定子ども・子育て支援の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合における、施設等利用費の日割り計算の基礎となる日数が令和4年4月から変更されたことですが、どのような内容ですか。</p>	<p>令和4年4月以降、月途中における特定子ども・子育て支援の利用の開始・終了等があった場合には、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園については、日割り計算の基礎となる日数を「その月の平日の日数」とします。 また、預かり保育事業は、1月あたりの利用日数が26日を下回る場合は、現行どおり「450円 × 預かり保育事業の利用日数」の扱いとなりますが、1月あたりの利用日数が26日以上の場合は、「その月の日数」を基礎とする日割りを行うこととなります。 なお、認可外保育施設等については、実務上、個々の施設の開所日数を把握する事務負担を避けるため、「その月の日数」を基礎としていることから、法令上(子ども・子育て支援法施行規則)も「その月の日数」と明確にしました。</p>	<p>新規</p>

5-30-3	日割り計算による10円未満の端数の取扱い	月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料(10円未満の端数の切り捨てなし)を比較し、いずれか低い方の金額を支給額とされています。支給上限額の10円未満の端数の切り捨てとする取扱いを令和4年4月から見直したということですが、支給上限額の10円未満の端数の切り捨ては不要となったということでしょうか。	施設等利用費の日割り計算により、支給上限額をそれぞれの自治体で支払った場合、端数が発生したときは施設・事業者又は保護者の負担となってしまうことを踏まえ、支給上限額について10円未満の端数(小数点以下切り捨て)を不要としました。	新規
--------	----------------------	--	---	----

5-31	日割り計算 (修業期間外)	<p>日割り計算に用いる開所日数の考え方に関し、FAQ5-30-1では施設型給付を受けない幼稚園等において、月の途中から利用開始があった場合、「その月の開所日数」について「修業期間外にあっては認定起算日以降のその月の平日の日数を開所日数とする」とされていますが、この「平日」とはどのように定義されるのでしょうか。</p>	<p>FAQ No.5-30における「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の休日を除いた日を指します。                  例えば、年末年始においては、1月1日のみ祝日であり、それ以外の土曜日、日曜日を除く日は平日となります。そのため、12月25日(水)から1月7日(火)までが冬休み期間中の場合は、12月25日(水)、26日(木)、27日(金)、30日(月)、31日(火)、1月2日(木)、3日(金)、6日(月)、7日(火)が平日となります。</p> <p>※(参考)学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)                  第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで(第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。)の規定は、幼稚園に準用する。</p> <p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日                  二 日曜日及び土曜日                  三 学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日</p>	
5-32	日割り計算	<p>認可外保育施設や一時預かり事業等については、「月途中で認定期間が終了する又は開始される場合」か「市町村間の転出入の場合」に月額上限額を日割り計算するとあります。                  例えば、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用している施設等利用給付第3号認定の2歳児が、月途中で3歳の誕生日を迎え、施設型給付を受けない幼稚園に入園した上で預かり保育事業を利用した場合、施設型給付を受けない幼稚園だけでなく、一時預かり事業についても月額上限額を日割り計算する必要がありますか。</p>	<p>御質問のケースの場合、一時預かり事業の月額上限額(4.2万円)も日割り計算が必要です。具体的には、「4.2万円×当該幼稚園の入園日前日までのその月の日数÷その月の日数(小数点以下の端数切捨て)」が一時預かり事業の月額上限額となります。</p>	
5-33	日割り計算	<p>事業者の手落ちで確認申請が遅れた場合、効力は遡及できますか。月途中で確認申請がなされた場合は、日割りで施設等利用給付を支給するのでしょうか。</p>	<p>確認の効力は申請日より前に遡及することはできませんが、認可外保育施設については、届出日の1月前まで遡及可能です。                  また、月途中で確認申請を行った場合は日割計算を行っていただくことになります。</p>	
5-34	給付の請求先 (自治体)について	<p>居住している自治体とは別の自治体の幼稚園や認可外保育施設等を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費の請求を行うこととなりますか。</p>	<p>居住している自治体とは別の自治体の幼稚園や認可外保育施設等を利用している場合についても、新制度幼稚園等と同様、保護者の居住市町村に施設等利用費の申請を行うこととなります。                  なお、この場合の居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況を把握したうえで、市町村間において調整のうえ、ご判断いただくこととなります(令和3年10月1日 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ(第19.1版)No.31参照)。                  また、幼稚園については、それぞれの園が在籍園児の居住市町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市町村に提出していただくこととしています。</p>	
5-35	給付の請求先 (自治体)について	<p>保護者が事情により、やむを得ず住民票を移さずに他の市町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や施設等利用費の給付は、住民票のある市町村ではなく、実際に居住している市町村が担当するのでしょうか。</p>	<p>現在の子どものための教育・保育給付においては、教育・保育給付認定の申請は居住する市町村へ行うこととなっており、ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所、としています。この取扱いは、子育てのための施設等利用給付についても同様です。</p>	
5-36	支給の頻度	<p>施設等利用費の支払いについては、償還払いや法定代理受領が可能ですが、市町村は施設型給付費等と同様に、毎月支払いをしなければならぬのでしょうか。</p>	<p>償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものですが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましいと考えています。                  また、法定代理受領の場合の請求者は施設・事業者となりますが、請求書には利用者全員分の利用実績等を個別に記入する必要がありますため、請求は1か月単位が妥当と思われます。                  なお、国では償還払い、法定代理受領ともに、請求書参考様式を示していますので、参考にしてください。</p>	

5-37	過年度支出について	年度末(2・3月頃)の特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が4月や5月にあった場合、出納整理期間内に施設等利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度予算で支払うことは差し支えないでしょうか。	施設等利用費は、利用した年度の予算で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、施設等利用給付認定保護者や施設・事業者が請求書や添付資料を作成しなければならないことや、市町村における月額上限額の管理や領収証等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとなっても差し支えありません。	
5-38	過年度支出について	施設等利用費は、請求があれば、過年度の利用分も支払う必要があるのですか。また施設型給付費等と同様に消滅時効の規定はありますか。	法第78条第1項は、これまでも子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効を2年としています。が、子育てのための施設等利用給付を受ける権利についてもこれと同様としました。	
5-39	施設等利用費の過年度支出について	施設等利用費は、過年度の利用分の請求を受けた場合でも市町村は支払う必要がありますか。 また、この場合、過年度分の支払いについては、子育てのための施設等利用給付交付金の交付はありますか。	法第78条第1項に定める時効消滅前の施設等利用費の請求があった場合は、市町村は過年度の利用料であっても施設等利用費を給付する必要があります。 また、この過年度分の支払いについては、国の子育てのための施設等利用給付交付金の交付対象となりますが、その取扱いについては次のとおりとなります。 ①交付年度における額の確定前(交付年度の出納整理期)に過年度の支払いがあった場合・・・交付年度の実績報告書に当該過年度分を計上し、額の確定後、精算交付を行う。 ②交付年度における額の確定後に過年度の支払いがあった場合・・・交付年度の実績報告書の訂正により、当該過年度分を計上し、額の再確定後、精算交付を行う。	(16-5)に再掲)
5-40	給付額の利用者通知	施設等利用費の支給額を決定した際に、利用者や事業者はその支給額を通知する必要がありますか。	施設等利用給付認定保護者が償還払いを請求した施設等利用費について、市町村が請求した施設等利用給付認定保護者に給付額を通知することは、特に施設等利用給付認定子どもが多い市町村において、事務的に非常に負荷が高いものであることから、法令上に規定を設けておりません。ただし、特定子ども・子育て支援施設等が法定代理受領により受けた給付額は、特定子ども・子育て支援施設等が保護者に対して通知することが必要です。	
5-41	法定代理受領	法定代理受領による施設等利用費の支給額を、特定子ども・子育て支援施設等が認定保護者に通知する頻度は、毎月行わなければならないのでしょうか。	施設等利用費は月額単位で算定することから、施設等利用給付認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。	
5-42	法定代理受領	認定保護者が利用する施設・事業者による法定代理受領を拒み、償還払いを望む場合もありえると思いますが、施設等利用費の請求・支払い方法は、市町村が決定してよいのでしょうか。	子どものための教育・保育給付については、法第27条第5項等により、市町村は教育・保育に要した費用について、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者に支払うことができる(法定代理受領)ため、その支払方法を市町村が決定することができますとされています。 子育てのための施設等利用給付についても、法第30条の11第3項により法定代理受領が認められていますが、支払方法については、施設等利用給付認定子どもの在籍数や利用料と月額上限額の差額等に応じて、最も効率的と考えられる支払い方法を、市町村と特定子ども・子育て支援施設等が事前に調整し決定するものと考えます。	
5-43	認定取消に伴う法定代理受領額の返金について	代理受領の取り扱いについて、施設等利用費の園への支払い後に、施設等利用費の給付対象者の認定が遡及して取り消されて返還が必要となった場合、施設等利用費の返還は園から行い、園が保護者に対して利用料を請求する取り扱いでいいですか。	施設等利用給付認定の取消事由(施行令第15条の5)に該当した場合、取消は通常将来に向かって取り消すか、遡及して取り消すか、市町村で判断することになると思いますが、遡及して取り消すケースとしては、虚偽の申請や答弁による不正受給などの取消事由が悪質な場合と考えられます。その場合、市町村から施設に対して施設等利用費の返還命令を行い、施設から利用者に保育料等を請求するという流れになるのではないかと考えます。	
5-44	償還払い	認定保護者が、施設等利用費を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	償還払いの請求書に施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、例えば市町村が指定した「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者が作成し、施設等利用給付認定保護者が請求書にこれらを添付することにより、市町村の施設等利用費の審査事務が効果的に行われると考えます。 そのため、国は「請求書参考様式その7-1-1・7-1-2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「請求書参考様式その7-2 特定子ども・子育て支援提供証明書」を作成しましたので参考にして下さい。	
5-45	申請者以外に対する支出	施設型給付を受けない幼稚園の利用者に対する施設等利用費を償還払いで支給する場合、市町村から一旦幼稚園に支出し、幼稚園から利用者へ支払うことは可能ですか。	施設等利用費を償還払いする場合には、施設等利用給付認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となりますが、例えば、特別な事情により施設等利用給付認定保護者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通じて施設等利用給付認定保護者に支払う場合には、あらかじめ受取人(幼稚園等を含む。)が施設等利用給付認定保護者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となります。	

5-46	費目について	施設等利用費の費目については、扶助費が適当ですか。	費目については各自自治体において、財政部局とも相談しながら、適切に計上してください。
5-47	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、市町村は歳出予算を計上することは必要ですか。	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、施設等利用費の支給は市町村で行っていただくため、市町村においては支給する分の歳出予算を計上する必要があります。実際の支給に要した費用の財源は、国から交付され市町村の歳入に計上されることとなります。
5-48	処分性について	教育・保育給付認定については行政処分としての性格があると思いますが、施設等利用給付認定は処分性がありますか。	教育・保育給付認定と同様に処分性があります。
5-49	不服申し立て	施設等利用費の決定・通知が事務フローに想定されていないませんが、請求金額に誤りがあった場合、どのように対応するのか。支払金額は不服申し立ての対象ですか。	①決定した支払額が請求金額と異なった場合に保護者に通知する(不服申立ての教示を含む。)、②請求金額の訂正処理など、請求書の補正手続をとる、という大きく2つの方向での対応が考えられます。 給付の支払請求は受給権に基づく請求であり、申請に対する応答としての決定・通知は不要ですが、支払金額の決定は行政不服審査法上の公権力の行使に該当します。不服申立ての教示を、口座振込等の支払の都度行う必要はなく、包括的にお知らせするなどの対応で差し支えないと考えています。
5-50	消滅時効の起算日	償還払いの場合、時効2年の考え方について、起算開始日はいつになりますか。「施設に保護者が保育料を支払った日」や「当該年度の年度末の日」などの案が考えられますが、いつになるのかご教示願います。 また、時効前に「保護者が市に請求をしていけば良いのか。」又は「時効前に市が保護者への振り込み手続きを完了していなければならないのか。」どちらですか。	前段については、民法166条1項で、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあります。施設等利用費の受給権が行使できるのは、施設等利用費の月額や日割り額が決定する翌月1日となると考えます。 後段につきましては、時効前に保護者が市に請求する必要があります。
5-51	認定期間経過後の受給権者	償還払いの場合、就学後に2年の時効ギリギリのタイミングで請求してくることも想定されます。 この場合、離婚などの理由で、施設等利用費の認定を受けていた保護者と請求時点の保護者が異なることもあり得ますが、こうした場合であっても、認定時点の保護者へ支払いを行う必要がありますか。(就学を以て施設等利用給付の認定は終了するため、その後の状況変更に基づく認定保護者の変更について届け出ることができません。) 児童手当では、こうしたケースも含め、支払先についてルールが定められているため、これを準用したいと考えています。	児童手当については、DVなどによる要因で子どもを連れて住民票を移動せず転入してきた場合、転入した本人の申し出により子どもの監護監督を行っているのは自身であるため、児童手当の支給先を自身とする申し出を行うことが可能となっています。この場合、申し出を受けた居所地である市町村では、当該申し出を行った者を児童手当の受給者と認定するとともに、住民登録のある市町村に現在の児童手当の受給者への支給を停止するよう通知することとなります。 こうした児童手当における取扱いについては、申し出を行った以降適用されるものであり、過去に遡及するものではありません。 施設等利用給付認定においては、現に認定を受けていた者が受給権を有しているものであり、請求が認定期間経過後であっても、これがかかるものではありません。 仮に、認定保護者ではない者が保育料を支払っていたとすれば、民事裁判等において争うべきものと考えます。
5-52	長期間欠席している場合の施設等利用費	園児の体調不良などにより、認可外保育施設等を結果的に1か月登園しなかった場合、当該月の利用料は無償化の対象となりますか。	施設型給付を受けない幼稚園においては、長期間にわたり継続的に休学している場合は、その期間は「利用」に当たらず施設等利用費の対象外としています。(No.5-20) しかし、当初から長期間の欠席を予定している場合でなく、結果的に1か月間欠席したような場合は、当該園児の登園に備え、職員の配置等も行っていることから実際に施設等を利用していなかったとしても、その利用料は施設等利用費の対象として構いません。 (参考：新制度自治体向けFAQ【第19.1版】No.176)
5-53	施設・事業の複数利用	認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を併用した利用者から施設等利用費の請求があった場合、市町村はその内訳(例:3.7万円のうち、認可外保育施設○○円、一時預かり事業○○円など)を算定する必要がありますか。 また、内訳を算定する必要があるとした場合、当該月の合計利用料が給付限度額を上回った利用者については、どのように内訳を算定(例:当該複数利用した施設・事業のそれぞれの利用料等で給付費を按分する、控除する施設・事業の順番を予め決めて給付費を順に充てていく等)すればよいのですか。	認可外保育施設等を併用した場合における施設等利用費の内訳については、法令や子育てのための施設等利用給付交付金の交付その他国が必要に応じて行う調査等において求めておりません。各市町村において必要に応じてご判断ください。 なお、幼稚園利用者が当該園の預かり保育事業のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる場合、No.5-28のように利用者は任意の組合せで請求することが可能ですが、それぞれ給付の請求があった場合は、月額上限額(1.13万円又は1.63万円)から当該預かり保育事業に要した給付額を先に控除し、残額を認可外保育施設等に充てる月額上限額とするため、施設等利用費の内訳として、預かり保育事業と認可外保育施設等の給付額をそれぞれ把握(例:1.13万円のうち、預かり保育事業○○円、認可外保育施設等○○円)する必要があります。

<p>5-54</p>	<p>法第65条第4号の解釈</p>	<p>法第65条第3号は「市町村が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る)に係る施設等利用費の支給に要する経費」とあり、同条第4号は「国、都道府県又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く)に係る施設等利用費の支給に要する費用」とあります。 このことから、公立幼稚園、認定こども園における預かり保育事業は、法第65条第3号に該当し、国および都道府県から子育てのための施設等利用給付交付金は交付されないとの理解でよいでしょうか。また、市町村が実施するファミサポ、一時預かり事業は法第65条第4号に該当し、同交付金の交付対象となるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>法第65条第4号にある「特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く)」とは、次の施設・事業が該当します。 ・国、都道府県、市町村が設置する「認可外保育施設」(法第7条第10項第4号) ・国、都道府県、市町村が設置する認定こども園、幼稚園及び特別支援学校で実施する「預かり保育事業」(法第7条第10項第5号) ・国、都道府県、市町村が実施する「一時預かり事業」(法第7条第10項第6号) ・国、都道府県、市町村が実施する「病児保育事業」(法第7条第10項第7号) ・国、都道府県、市町村が実施する「子育て援助活動支援事業」(法第7条第10項第8号) つまり、法第65条第4号の( )書きにある認定こども園＝法第7条第10項第1号、幼稚園＝法第7条第10項第2号、特別支援学校＝法第7条第10項第3号であることが分かると整理しやすくなります。 このことから、御質問の「公立幼稚園、認定こども園における預かり保育事業」は、法第65条第4号に該当しますので、公立も私立も子育てのための施設等利用給付交付金は、法第67条第2項により都道府県1/4、法第68条第2項により国1/2の負担となります。 なお、御質問の「市町村が実施するファミサポ、一時預かり事業」は、お見込みのとおり法第65条第4項に該当します。</p>	
<p>5-55</p>	<p>新規入園児に係る施設等利用費について</p>	<p>新制度へ移行していない幼稚園等において入園式が4月2日以降に行われ、その日から通園する場合には、入園式以後の日数で4月分の利用料に係る施設等利用費の支給上限額の日割り計算を行う必要がありますか。</p>	<p>4月の入園式の日から通園する新規入園児は、4月1日から当該園の在籍園児と考えます。 ここでいう「新規入園児」とは、年度当初の入園児をいい、4月の入園式翌日以降を含む年度途中の入園児を除きます。従って、満3歳に達する日以後※の最初の3月31日を経過した4月の入園式の日に入園した子どもが「新規入園児」となります。これに対して例えば4月3日に満3歳の誕生日を迎え、4月8日に入園した場合などは、たとえ新規入園児と同じ入園式の日から通園する場合であっても、年度途中に入園することになるため、新規入園児には該当しません。 このため、入園式が4月の月途中に行われ、その日以降に通園を開始した場合であっても、4月1日から入園式前日までの期間は休業期間外に登園しなかったに過ぎないため、入園式以降の利用日数で4月分の当該園の利用料に係る施設等利用費の支給上限額を日割り計算する必要はありません。なお、特定子ども・子育て支援施設提供証明書に記載する提供日は、休業期間外の平日も含めて記載します。 ※ 2年保育の場合は満4歳に達する日以後、1年保育の場合は満5歳に達する日以後</p>	
<p>5-56</p>	<p>卒園児に係る施設等利用費について</p>	<p>新制度へ移行していない幼稚園等において、卒園式が3月の月途中に行われ、卒園式の翌日以降、同園へ通園しない場合は、卒園式までの日数で3月分の施設等利用費の支給上限額を日割り計算する必要がありますか。 また、卒園月に5歳児の転出入があった場合の対応はどのようになりますか。</p>	<p>卒園児は、3月31日まで当該園の在籍園児と考えます。 そのため、卒園式が3月の月途中に行われ、卒園式の翌日以後、当該園へ通園しなかったとしても、卒園式の翌日以後は休業期間外であるため登園しなかったに過ぎないため、卒園式までの日数で3月分の施設等利用費の日割り計算は不要です。 ただし、当該卒園月に市町村間の転出入があり、転出に伴う施設等利用給付認定の取消し・新規取得を行う場合は、それぞれの居住日数に応じた平日の日数に基づき日割り計算が必要となります。この場合、利用中の幼稚園に在籍しながら、月途中に転出入することになるため、支給上限額のみならず月額利用料も日割り計算を行うことに留意が必要です。 なお、保護者が卒園月(3月)の月途中に転出元市町村に対して転出届を提出したとしても、例えば既に利用している幼稚園や転出元市町村の施設等に3月末日まで在籍していて転出先市町村で新たに特定子ども・子育て支援を受けないなど総合的に勘案して転出元市町村に居住実態があると推定できる場合は、転出元自治体において施設等利用給付認定を取消せずに3月分(月額)の施設等利用費を支給することが考えられます。この場合、二重給付を防止する観点から、仮に、卒園児の保護者が転出先自治体へ施設等利用給付認定の申請を行った場合には、転出元自治体における認定状況や特定教育・保育施設等の利用状況等を確認して認定期間の重複がないよう両自治体間で調整を行う必要があります。  卒園月に市町村間の転出入があり、転出に伴う施設等利用給付認定の取消し・新規取得を行う場合には、転入先市町村においてすき間なく認定を取得しなければ、転入後に係る幼稚園の保育料や預かり保育事業の利用料が施設等利用費の対象外となってしまいます。特に、施設等利用費を幼稚園等が法定代理受領している場合は、日割りのための認定申請が転入先で適切に行われない場合、受領する給付額が減少することとなり、経営上困難が生じる場合も考えられます。一方で、卒園月における転出入は、卒園後など休業期間外に行われることが多く、ごく短期間の給付のために認定申請や請求の手続きを転出先市町村において再度行うことに保護者や認定申請書の經由事務を行う幼稚園等の理解が得られない場合も多いと考えられます。以上のことから、転出に伴う施設等利用給付認定の取消し・新規取得を行う場合には、転出元・転入先両自治体においては、卒園月における転出入に伴う認定申請や施設等利用費の請求に係る事務を可能な限り簡素化し、例えば可能な限り園を経由せず直接保護者とやり取りするなど、保護者・園の事務負担軽減と確実な給付の確保に配慮をお願いします。</p>	

## 【6. 教育・保育給付、就園奨励費等】

No.	事項	問	答	備考
6-1	利用料の支払方法	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する方への幼児教育・保育の無償化に係る費用の支払い方法はどのようになりますか。	現物給付となります。そのため、利用者は利用料を支払う必要がなくなります。	
6-2	教育・保育給付認定(1号)に係る地方単独費用	教育・保育給付認定第1号認定者に対する施設型給付については、幼児教育・保育の無償化を機会に地方単独費用分は無くなり、全額を国1/2、都道府県1/4、市町村1/4で負担すると理解してよろしいでしょうか。	教育・保育給付第1号認定子どもに係る施設型給付の支給に関する経過措置として設定しているいわゆる「地方単独費用部分」については、今回の幼児教育・保育の無償化に伴い見直してはなりません。このため、地方単独費用部分については、引き続き都道府県と市町村が折半して費用負担することになります。	
6-3	多子減免	現行の保育料多子軽減の制度は今後も続きますか。給食費のうち副食費が免除される世帯はどうなりますか。多子の算定基準はどうなりますか。	利用者負担額の多子減免については、満3歳未満保育認定子どもに引き続き適用され、小学校就学前までの範囲で多子を算定し、第2子は半額、第3子以降は無償となり(施行令第13条第1項)、低所得の多子世帯の場合は年齢制限なく、第2子は半額、第3子以降は無償となります(施行令第14条)。また、施設で徴収される副食費の免除は、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、年収360万円未満相当世帯と、世帯所得にかかわらず第3子以降が対象となります。多子の算定基準については、教育認定・特別利用教育であれば小学校第3学年修了前、保育認定・特別利用保育であれば小学校就学前までの範囲で算定します(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項)。	
6-4				問削除のため欠番
6-5	利用料の通知	無償化により利用料が0円となった場合も、利用料の通知は必要ですか。	新たに特定教育・保育施設等を利用するときや、2歳児クラスから3歳児クラスに上がるときなど、利用者負担額に変更が生じる場合には、利用者負担額が0円になる場合であっても、その旨の通知を行う必要があります。一方、現行制度においても、利用者負担額に変更がない場合には、通知する必要はないことを踏まえ、3歳児クラスから4歳児クラスになる場合など、利用者負担額が0円のまま変更がない場合には、通知を行う必要はないと考えています。	
6-6	特定教育・保育施設と未移行幼稚園の二重在籍	他県の保育園に在籍している子どもを、母親の里帰り出産に合わせて、9月～10月の間に、当該市にある未移行施設型給付を受けない幼稚園に入園させることを検討しています。これまで、施設型給付を受けない幼稚園では、就園奨励費等の二重交付がないことを確認のうえ、里帰り前に利用していた園に在籍しながら、里帰り先の幼稚園に在園していた園児がいる場合がありますが、無償化後は、どのような取扱いになるのでしょうか。	教育・保育給付第2号認定を受け、保育所での施設型給付を受けている場合は、施設等利用給付認定を取得できません(法第30条の4)。そのため、御質問の例の場合、施設型給付を受けない幼稚園に係る施設等利用給付を受けることはできません。ただし、施設等利用給付の対象とならないのみであり、二重在籍はこれまでどおり可能と考えます。	
6-7	市町村の単独補助事業分の取扱	新制度幼稚園や私立保育所の保育料を、市町村の単独事業で補助している場合、この部分も含めて国の制度として幼児教育・保育の無償化の対象となるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、法施行令で定める利用者負担額を0円とすることにより、幼児教育・保育の無償化を行うこととなります。このため、これまで市町村が単独事業により利用者のさらなる負担軽減を講じてきた部分(政令で定める額と市町村が定める額の差額部分)についても、国や都道府県の負担が入ることになります。なお、地方自治体において、既に独自に行っている無償化や負担軽減の取組については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意)において、「今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」とされており、適切に対応いただきたいと考えています。	



【7. 預かり保育事業】

No.	事項	問	答	備考
7-1	基準・指導監督	幼稚園の預かり保育事業の基準の確認や指導監督は誰がどのようにして行うのですか。	幼稚園の預かり保育事業については、幼稚園教育要領に準じて実施されていることや必要な職員配置を行っていること等が市町村の確認に係る基準となりますが、市町村においては、認可権者による指導監督により同基準が満たされることを前提として、確認申請書類に記載された運営状況に基づき、書面において当該基準を満たすことを確認することとなります。市町村においては、都道府県による広域連携に資するよう、各園の運営状況に係る書類や確認の結果を所轄の都道府県に共有していただくようお願いいたします。 公立園については設置者、私立園については都道府県教育所管部局が、市町村から共有された預かり保育事業の運営状況等を活用しつつ、同事業と同様の基準を満たすよう、通常の指導監督の過程において各園に求めることとなります。なお、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型)を受託していない場合においても、同様です。幼稚園の預かり保育事業は幼稚園教育要領に基づく教育活動であることを踏まえ、都道府県等によるこの指導監督の基準については、幼稚園教育要領の解釈の一環として令和元年10月2日付けで都道府県教育所管部局等に通知したところです。	
7-2	預かり保育事業の実施委託	複数園を経営している場合などで、預かり保育事業の実施を子供の在籍園以外の園に委託をし集約して実施している場合は無償化の対象となりますか。また、預かり保育事業の実施を業者委託し保護者は当該委託先業者と契約するような場合は無償化の対象となりますか。	子育てのための施設等利用給付の対象となる預かり保育事業は、幼稚園等において教育課程の終了後に在籍園児に対して行われる教育・保育となります。在籍する幼稚園等が近隣の幼稚園等に預かり保育の実施を委託しているような場合であっても、保護者が在籍園と利用契約を締結しており、在籍園と集約園との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍園児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいで差し支えありません。 しかしながら、保護者と在籍する幼稚園等との間に預かり保育事業の利用契約がなく、在籍園が委託した業者の預かりサービスを利用するだけといった場合は、在籍園における預かり保育事業を利用しているとは考えられないため、預かり保育事業としては無償化の対象とはなりません。当該業者が認可外保育施設や一時預かり事業の届出を行っている場合には、幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とする枠組みにおいて、子育てのための施設等利用給付が受けられる場合があります。	
7-3	預かり保育事業の実施委託	A幼稚園は、平日8時間以上・年間200日以上を預かり保育事業を実施していますが、夏季休業中などの長期休業期間中の預かり保育事業を行っていないため、近隣でこれらの期間も預かり保育事業を行っているB幼稚園がB幼稚園の児童と一緒にA幼稚園の児童の預かり保育事業を行っています。 このような場合、A幼稚園の児童が利用したB幼稚園での預かり保育事業も無償化の対象となりますか。	幼稚園等として平日8時間以上、年間200日以上を預かり保育事業を実施している場合、施設等利用給付2・3号認定子どもは、当該園が提供する預かり保育事業が施設等利用費の対象となり、他園が提供する一時預かり事業を含め認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。 ただし、当該園児の利用する預かり保育事業が在籍する園と他園との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍園児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいで差し支えありません。	
7-4	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	預かり保育事業の提供が「十分な水準」である場合の要件である「平日8時間以上、年間200日以上」とは、恒常的に8時間以上開所している必要があるのでしょうか。	年間200日以上とは、長期休業中・休日を含めた年間の開所日数であり、長期休業中や休日に8時間未満の開所であっても平日に8時間以上開所していれば、「十分な水準」を満たしていることとなります。	
7-5	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	毎週第1・第3土曜日が開園日となっている幼稚園等で、土曜日は預かり保育事業を実施していませんが、月～金曜日については8時間以上(教育時間を含む。)、年間で200以上の預かり保育事業を実施している場合、この幼稚園等の利用者は認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となりますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる場合の要件における「平日」は、土・日曜日、国民の休日を除く教育課程上の活動を実施している月曜日から金曜日となります。したがって、御質問のケースでは、平日に8時間以上の預かり保育事業が実施されていることから、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。	
7-6	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200以上の預かり保育事業を実施していますが、満3歳児のクラスのみ預かり保育事業を実施していない場合、当該クラスの園児は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる要件については、施設としての預かり保育事業の実施状況により判断します。そのため、特定の学年のみ預かり保育事業を実施していなかったとしても、当該施設において十分な預かり保育事業の提供を行っている場合は、当該園を利用する施設等利用給付認定子ども全員が認可外保育施設等の利用料は無償化されません。	

7-7	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる要件については、毎年度見直す必要がありますか。	幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくこととなります。このため、年間計画の変更により年度開始前の段階で見直すことが必要な場合に、市町村は幼稚園等から、例えば法第30条の3で準用する法第14条第1項に基づき確認申請書の別紙(確認参考様式その3(預かり保育))を提出させることなどにより預かり保育事業の実施状況(予定)を確認するようお願いします。
7-8	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	当初予定していなかった事情により、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)に年度途中から該当することとなったり、該当しなくなった場合の取扱いはどうになりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくこととなります。 このため、年度途中の突発的な事情により、開所時間や日数が予定と大幅に異なることをもって無償化の対象者を変更することはありませんが、申請内容の妥当性等を事後に検証できるよう、預かり保育事業の開設時間等が予定と大幅に異なることとなった経緯や理由について、幼稚園で整理しておくことが必要と思われます。 なお、次年度以降も預かり保育事業の開設時間等が確認申請時と異なる見込みの場合は、あらかじめ市町村に確認変更届を提出することが必要となります。
7-9	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、特定の曜日(毎週水曜日など)のみ、教育時間を含めて6時間の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	特定の曜日において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。
7-10	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。
7-11	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上(の)の預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市町村が簡便かつ客観的に判断可能なものであることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上(の)の預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。 保育の必要性のある子どもが多く幼稚園に在籍しており、定期的に預かり保育の利用定員を超過することが明らかな場合には、各市区町村において特定教育・保育施設における2号定員の増加を検討していただくほか、当該幼稚園において預かり保育の受け入れができない子どもに係る預かり保育について他の幼稚園等に対して適切な委託契約等に基づき委託していただくことにより、在籍園児に対する預かり保育事業として無償化の対象となります。(預かり保育を実施委託する場合の施設等利用給付の扱いに係る留意点についてはNo.7-2を参照ください。) なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価の充実や加算の創設を行っていますので、各自治体におかれては一時預かり事業の補助単価の国基準への引き上げ等を積極的に御検討いただき、各幼稚園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援を御願いたします。
7-12	公立特別支援学校幼稚部	預かり保育事業を実施していない公立特別支援学校幼稚部の利用者が認可外保育施設等を利用した場合、その利用料は無償化の対象となりますか。	公立特別支援学校幼稚部についても、幼稚園と同様に、預かり保育事業の開設時間等が十分ではない場合や事業自体を実施していない場合、在籍園児が利用する認可外保育施設等は無償化の対象となります。この場合、公立特別支援学校幼稚部が預かり保育事業の確認申請を行わないことも想定されますが、公立特別支援学校幼稚部を利用する施設等利用給付2・3号認定者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となる場合があるので、市町村は公立特別支援学校幼稚部に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって預かり保育事業の実施状況を把握するようお願いします。
7-13	利用制限	無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能ですか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能であると考えます。 ただし、保護者の保育ニーズを可能な限り満たすことが待機児童対策の観点からも重要であることから、国としては、長時間利用にかかる加算等の予算を充実させてきているところであり、このような予算の活用も含め、預かり保育事業の十分な提供に御協力いただきたいと考えております。

7-14	日額単価の考え方	<p>預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、長期休業期間を含めて同額(450円)であるため、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があります、保護者や事業者にとのよう説明すれば良いですか。</p>	<p>預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額(450円)としております。</p>	
7-15	算定方法(回数券の利用)	<p>預かり保育事業の利用料を回数券として一括して購入させている場合、月額の利用料はどのように算定すればよいですか。その際、証拠書類として提出させる領収証等の扱いはどうなりますか。</p>	<p>回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分かかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。 この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(小数点以下の端数は切り捨て)ことにより算出してください。 なお、領収証自体は回数券等の代金を領収した際に発行することになると思われませんが、給付の請求時に記載する利用実績の確認が出来るよう、領収証のほか、特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行していただき、それを請求の際に提出させることが必要となります。</p>	
7-16	算定方法(転園を伴わない市町村転出入)	<p>預かり保育事業で月の途中で利用者が転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、算定方法はどのようになりますか。この場合、施設は領収証や提供証明書を市町村毎に分割して発行することが必要ですか。</p>	<p>転出先での支給認定の日以降は転出先市町村が、転出以前は転出元の市町村が施設等利用費を支給することとなります。その際、月額上限額について、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に450円を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に450円を乗じることとなります。また、預かり保育事業の利用料の市町村間の按分の方法としては、利用料が日額で設定されている場合、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じることとなり、利用料が月額で設定されている場合は、月額の利用料をそれぞれの認定期間(利用日以外を含む日数)で按分することとなります。この場合、それぞれの利用日数等を確認する方法として、 ①在籍園から発行する提供証明書の「提供した日(提供日数)」を転出日以前と、転出先での支給認定日後に分割することを求め、保護者が転出元と転出先自治体にそれぞれ提供証明書を添付して請求するという方法 ②提供証明書の分割までは求めずに、市町村間と在籍園との連絡によりそれぞれの市町村が給付する分にかかる利用日数を確認する方法 などが考えられます。 なお、いずれの方法であっても、認定期間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないよう、住民基本台帳担当部局との緊密な連携、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします。 (令和2年10月26日付事務連絡「転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について」参照)</p>	
7-17	公立幼稚園における法定代理受領	<p>特定教育・保育施設の公立幼稚園では今般の無償化により条例等で規定している利用者負担額を0円とする予定ですが、同園で実施している預かり保育事業を法定代理受領とする場合も、同様に預かり保育事業の利用料を0円と定めることが必要ですか。</p>	<p>施設等利用費は、預かり保育事業を含め、特定子ども・子育て支援に要した費用について支給されるものです。このため、公立幼稚園において預かり保育事業の施設等利用費を法定代理受領とし、利用者から利用料を徴収しない場合は、利用料を0円とするのではなく、利用料を規定しつつも、例えば施設等利用費として施設が法定代理受領する分の利用料は不徴収とすることなどを条例や規則等で定めることが必要となります。</p>	
7-18	自治体独自の無償化	<p>幼稚園で保育の必要性がない子供に対して預かり保育事業を行う場合、自治体独自で無償化としてよいですか。</p>	<p>市町村の判断で、このような子供の預かり保育事業の利用料を単独事業等で無償とすることは差し支えありませんが、保育の必要性がないことから、施設等利用給付第2・3号認定子どもにはなり得ないこと、さらには施設等利用費の支給対象ではないことに留意が必要です。</p>	
7-19	預かり保育事業の利用日数について	<p>預かり保育事業の利用日数について、例えば、数分程度の利用後に園児が早退した場合や、体調不良により教育時間終了時に園児が帰宅したが、預かり保育事業が月極契約であるため、幼稚園等が予め用意した「おやつ」を園児が受け取りに行った場合は利用に当たるのかなどの質問が幼稚園等から寄せられていますが、施設等利用費の算定根拠となる利用日数の利用についてどのように考えればよいですか。</p>	<p>預かり保育事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼稚園等が当該幼稚園等の園児のうち希望者を対象に行う教育・保育活動であり、幼稚園等が総合的な観点からみて当該利用が教育・保育活動の提供に相当すると認識している場合に、施設等利用費の「利用日数」としてカウントしてください。 なお、運営基準に基づき、各幼稚園等では預かり保育事業の提供の記録を整えることになっていますので、市町村におかれては、利用の実態に疑義がある場合は、指導監査等の手段を活用して、都道府県とも連携しつつ適切に対応するようお願いいたします。</p>	

【8. 認可外保育施設】

No.	事項	問	答	備考
8-1	認可外保育施設の無償化の始期	認可外保育施設において、10月1日又は事業開始後、数ヶ月遅れて届出及び確認の申請がされた場合、いつから無償化の対象とすることが適当ですか。	<p>無償化の対象となる施設・事業においては、認可や確認の申請を受けた後に事業を開始するため、無償化の給付は事業開始後に効力が発生することになります。しかし、認可外保育施設については、児童福祉法上、事業開始後1月以内に届出を行うこととされているため、確認の申請も事業開始後になされる可能性があります。</p> <p>都道府県等におかれては、事業開始の相談があった際、児童福祉法に基づく届出及び子ども・子育て支援法に基づく確認の申請を早期に行うよう、助言することが適当と考えられます。そして実際に届出が出された場合、当該施設に対して、無償化に係る確認の申請を早期に行うよう助言することが適当と考えられます。</p> <p>市町村におかれては、届出が適法に行われた日(届出日)から合理的な期間(例:1週間)内に確認申請があった場合には、当該届出日を確認の申請を行った日とみなすことを基本として取り扱ってください。合理的な期間は、市町村にて適切にご判断ください。</p> <p>無償化の始期は、この確認の申請を行った日から1月遡った日と、事業開始日のうちいずれか遅い日と考えられます。これは、他の無償化の対象となる施設・事業においては、認可や確認を受けた後に事業を開始するのに対し、認可外保育施設については、児童福祉法上、事業開始後1月以内に届出を行うこととされているためです。</p>	
8-2	認可外保育施設の届出	児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。事業所内の認可外保育施設や公立の認可外保育施設の取扱いはどうなるのでしょうか。	<p>児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。</p> <p>なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに7月1日から届出義務の対象とする児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を3月29日付けで公布しました。</p> <p>事業所内保育施設の届出に関しては、事務の平準化の観点から、以下の経過措置を設けており、7月1日の施行前でも、現行の届出様式を活用いただき、届出を受け付けていただくことは可能です。</p> <p>① 施行日(7月1日)以前に開設している施設については、9月30日までに届出を行えばよい。</p> <p>② これまでも、事業所内保育施設について届出を求めていた都道府県もあると承知しており、施行前であっても法令に規定する届出事項に相当する事項を届け出れば、改めての届出は不要。</p> <p>また、公立施設についても、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、これを届出の対象としました。「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(通知)(令和元年9月27日付け厚生労働省子ども家庭局長通知参照。)</p>	
8-3	認可外保育施設の届出	各種学校が認可外保育施設に該当しないのは、なぜですか。	<p>認可外保育施設については、児童福祉法において、保育を業務として目的とする施設であって認可を受けていないものとされ、これに対して、児童の福祉の観点から、届出を行い、行政による立ち入り、改善勧告、閉鎖命令等を行うよう規定されています。</p> <p>一方、各種学校については、学校教育に類する教育を行うものと学校教育法に規定されています。</p> <p>このように、各種学校とは、学校教育法に基づき教育を行うことを目的とし、かつ都道府県の教育委員会による指導監督が行われているものであるため、保育を業務として目的とする認可外保育施設に該当しないとされているとされています。</p>	
8-4	認可外保育施設の届出	幼児教育・保育の無償化に必要な認可外保育施設の届出は、これまで児童福祉法上必要とされてきた認可外保育施設の届出と同じものですか。無償化に伴い、新たな届出を別途出さなくてはならないのですか。	<p>無償化の対象となる要件である「届出」は、児童福祉法の規定に基づく都道府県等への届出を指します。</p> <p>児童福祉法に基づく届出が適正に行われたことを前提として、市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象となる認可外保育施設に関する情報を把握・特定する必要があることから、市町村に対しても、確認のための申請を行っていただく必要があります。その際、届出と確認の内容は同様の内容となることと想定され、事業者の事務の簡素化の方策についても検討していきます。</p>	
8-5	認可外保育施設の届出	児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出日までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。	<p>新たに認可外保育施設を設置した場合は、事業開始後1カ月以内に届出を行うこととされていますが、施設等利用給付の対象施設・事業となるためには、都道府県への届出のほか市町村の確認を受ける必要があります。</p> <p>こうしたことから、当該施設・事業を利用する認定保護者への施設等利用費の給付を考慮した場合、届出と確認が、事業開始日に行われている状態となるよう、都道府県・市町村が連携して、認可外保育施設等の指導にあたる必要があると考えます。</p>	

8-6	認可外保育施設	認可外保育施設等を特定子ども・子育て支援施設等として幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業としたのは、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちが存在するからとのことですが、保育所等入所保留児童が存在している市町村のみが、認可外保育施設等利用者への施設等利用給付認定を行ったり、施設等利用費を支払うということなのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に認可保育所の入所申し込みのために教育・保育給付の第2・3号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であると考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としていきます。 このため、全ての市町村において、申請があった場合には、施設等利用給付認定などの手続きを行う必要があります。(施設等利用給付認定の申請のみを行う場合の運用上の取扱いについてはFAQ No.4-18の回答を参照ください。)	
8-7	認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象にしていますが、安全の観点から問題ではないですか。	待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方に対する代替的な措置として認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象としました。 原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けています。 一方で、今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質を確保し、向上させていくことが重要です。このため、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。具体的には、 ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知 ・ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充や指導監督の手法・ルール等の明確化等による、現行の児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督の徹底等 ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可に移行するための運営費の補助等の支援 ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設 などの取組を行っています。また、都道府県等の指導監督の充実を図るため、関連事務に従事する職員配置への地方交付税措置として、今年度から、標準団体につき、担当職員1名が増員されました。 また、市町村によっては、 ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方、 ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域があります。 このため、5年間の経過措置期間中は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、市町村が特に必要と認める場合には、条例に定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる旨の特例を、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に設けています。また、認可外保育施設等の状況把握や償還払いなどの無償化に係る事務費については、経過措置期間(2023年度まで)に係る費用相当額を国費負担するべく措置を講じます。	
8-8	認可外保育施設	認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。	無償化の対象となる認可外保育施設は、原則として指導監督基準を満たす必要があり、5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子供が存在することを踏まえ、あくまでも特例的に設けられたものです。このため、5年間の猶予期間のうちに指導監督基準を満たしていただくことが重要と考えております。仮に5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなります。	
8-9	認可外保育施設	認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中においても幼児教育・保育の無償化の要件は何もないのですか。	5年間の経過措置期間はあるものの、認可外保育施設の質の担保は無償化に当たっての重要な課題と考えています。 認可外保育施設については、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則年1回以上の立入検査を行うよう求めています。5年間の経過措置期間に関わらず、指導監督基準に適合していない施設については、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図っていただくことが重要です。 今般の無償化を契機として、認可外保育施設の保育の質の確保・向上に向けて、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。引き続き、子供の保育環境の安全確保の観点から、現場を預かる皆様のご意見に十分配慮して、10月からの幼児教育・保育の無償化の円滑な施行に向けて検討を進めていきます。	
8-10	認可外保育施設 (指導監督)	都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるように体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。	国としては、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策を強化し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。	

8-11	認可外保育施設	市町村が認可外保育施設等の情報を把握、確認するための方法はどのようになりますか。特に、県や市をまたがる場合の施設の情報をどのように把握、確認したらよいですか。	児童福祉法において、都道府県知事は、認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を、市町村長に通知することされており、これを徹底するよう促してまいります。また、圏域を超えた情報共有については、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報について、利用者の選択に資する情報を直接閲覧できるよう情報公表システムを構築しており、当該システムを活用して、都道府県と市町村の認可外保育施設の情報共有を行っていただきたいと思います。
8-12	認可外保育施設	認可外保育施設の都道府県と市町村との連携について、県が所有している届出の情報を電子的に共有している場合でも、紙で市町村にすべて開示しなくてはならないのですか。	自治体の実情に合わせて判断いただいかまいません。
8-13	認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）	新たに創設されるベビーシッターの指導監督基準の内容はどのようなものですか。	認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）についての基準は、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」で議論いただき、令和元年7月10日に「議論のとりまとめ」を公表しました。 保育従事者は保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする基準を子ども・子育て支援法施行規則に規定しました。「一定の研修を受講した者」とは、施行規則では、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」と規定し、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容を基とする20時間程度の講義と1日以上の演習を基本としており、令和元年5月31日付けで指導監督基準を改正したところです。 具体的な研修としては、①地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）や子育て支援員研修（地域保育コース）、②（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、③指定保育士養成施設が実施する（公社）全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修、④その他都道府県知事が同等以上のものと認める研修としており、④の基準等については、追って示す予定としています。 今後、引き続き指導監督基準の改正等を実施してまいります。
8-14	ベビーシッターの研修について	認可外のベビーシッターの要件となる一定の研修について、子育て支援員研修が考えられますが、認可外のベビーシッターが受講する場合も研修は国庫補助の対象となりますか。	お見込みのとおりですが、子育て支援員研修（地域保育コース）は小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり等の事業に従事する者を念頭に置いており、定員に空きがある場合等にベビーシッターに従事する者に受講いただくなど、工夫いただくよう、お願いします。なお、ベビーシッターが受講する具体的な研修としては、①地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）や子育て支援員研修（地域保育コース）、②（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、③指定保育士養成施設が実施する（公社）全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修、④その他都道府県知事が同等以上のものと認める研修としており、④の基準等については、追って示す予定としています。
8-15	公立の認可外保育施設	公立認可外保育施設は無償化の対象ですか。その場合の国・地方の負担割合はどうなりますか。	無償化の対象です。（なお、認可外保育施設の届出について、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、これを届出の対象としました。簡素な方法でも構いませんので提出いただきたいと思います。）負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となります。（法第65条第4号、法第67条第2項、法第68条第2項参照）
8-16	認可外保育施設	認可外保育施設の利用料金で2人目は半額といった設定もあるが、上限3.7万円との関係ではどのように処理をすればいいですか。また、認可外の居宅訪問型保育事業を兄弟姉妹で利用している場合で、保育料の設定が2人目は半額又は時給追加500円といった設定の場合、住民税課税世帯で、1人（例：4歳児）は無償化対象、2人目（例：1歳児）は無償化対象外の場合、どのように無償化対象額を判断すべきですか。	施設の料金設定の方法にかかわらず、各子どもごとに実際に保護者が支払う保育料に応じて、上限額の管理を行うことになります。また、施設等利用費の支給対象者は施設等利用給付認定を受けた子どもとなりますので、当該子ども（例でいえば1人目の4歳児）の保育料が分かるよう、切り分けて管理していただく必要があります。
8-17	認可外保育施設	雇用契約を結ばず、知人同士で共同保育を行っているようなケースは認可外保育施設に当たりますか。	親族や親しい友人、隣人等の、密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児のみを預かる場合には、一般に利用者の募集が行われていないことや、保育する側と保育される側との間に安定的な関係が想定されることから届出対象の認可外保育施設には該当しないこととしており、無償化の対象にもなりません。

<p>8-18</p>	<p>園舎のないいわゆる自然保育</p>	<p>園舎のないいわゆる自然保育は、認可外保育施設に該当するのですか。</p>	<p>認可外保育施設の業務を行う上で、園舎は通常必要と考えられることから、指導監督基準においても、乳幼児の居宅(住まい)で行うベビーシッターを除き、構造設備・面積の基準や非常災害に対する措置(設備面を含む)、給食に関する設備の衛生面の基準を定め、遵守を求めている。一般的に認可外保育施設を運営する場合、園舎を有することが望ましいと考えられます。 (例:保育室、調理室、便所があること、保育室の面積は概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること、概ね1歳未満の乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること)</p> <p>園舎のない、いわゆる自然保育について、地域の独自の認証・認定制度等を踏まえ、都道府県等の判断で認可外保育施設の届出を受けた場合には、園舎がないことを十分考慮し、届出を受けた事業者に対し、以下の例も参考に、乳幼児に対する安全性が著しく低下しないよう、責任者の連絡先や自然保育を行う特定の場所等を確実に把握した上で、不定期に抜き打ち調査を行うなど、適切に指導していただきたいと思います。</p> <p>例:  <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体の代表者(責任者)が特定され、緊急時に速やかに連絡が取れること(複数の連絡先(携帯電話番号等)があることが望ましい。)</li> <li>・遊具などの保管場所が特定されているなど、保育の場所が特定できること(定期・不定期の調査、監査が可能であること)</li> <li>・雨天荒天時の乳幼児の安全を確保できる対策が取られていること(近隣の建物やシェルター、園バスへの待避が可能であることなど)</li> <li>・乳児や2歳未満児等を保育しない又は親が同伴していること</li> <li>・園舎や園庭がないことを踏まえた安全対策が適切に講じられていること(保育従事者の加配、保育士等の有資格者の配置、安全に関する講習受講の義務づけ、安全対策マニュアル(予防対応・緊急時対応)の作成など)</li> </ul> </p>	
<p>8-19</p>	<p>認可外保育施設に係る地方自治体の事務費</p>	<p>認可外保育施設に係る地方自治体の事務費については、法の経過措置期間中である2023年度まで全額国庫負担されることとなっておりますが、どのように措置されるのでしょうか。 また、条例を制定した場合、国庫負担の対象外となってしまうのでしょうか。</p>	<p>認可外保育施設に係る事務費については、令和元年度は「子ども・子育て支援事業補助金」(「幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」)により措置したところです。 令和2年度以降の費用は、令和2年度において子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)に積み増しすることにより措置する予定ですが、具体的な運用上の取扱い等については、今後、地方自治体からの意見を伺いつつ検討していく予定としています。 なお、条例の制定の有無にかかわらず、認可外保育施設にかかる事務費については、国庫負担の対象となります。</p>	
<p>8-20</p>	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(マッチングサイトの手数料)</p>	<p>居宅訪問型認可外保育施設、いわゆるベビーシッターを利用する際にマッチングサイトへ支払う手数料は、施設等利用費に含めてもよいのですか。</p>	<p>マッチングサイトの利用手数料は、ベビーシッターから保育の提供を受ける際に必ず発生する費用であることから、施設等利用費の対象に含まれます。 この場合、領収証の発行者は支払い方法に応じ、次の3パターンが考えられます。  <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者が利用料とサイト利用手数料の合計額をベビーシッターに支払う場合 →ベビーシッターが発行する領収証(利用料とサイト利用手数料の合計額)</li> <li>②利用者がベビーシッターへ保育料を、サイト運営企業へサイト利用手数料を支払う場合 →ベビーシッター、サイト運営企業双方が発行する領収証</li> <li>③利用者が保育料とサイト利用手数料をマッチングサイト運営企業へ支払い、マッチングサイト運営企業からベビーシッターに保育料を支払う。 →マッチングサイト運営企業が発行する領収証(保育料とサイト利用手数料の合計額)</li> </ol> <p>なお、いずれの場合も特定子ども・子育て支援提供証明書は、ベビーシッターが発行することとなります。</p> </p>	
<p>8-21</p>	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(保育者の交通費)</p>	<p>認可外の居宅訪問型保育事業、いわゆるベビーシッターを利用する場合、保護者の居宅までの交通費は、施設等利用費の利用料となりますか。それとも無償化の対象外となる特定費用ですか。</p>	<p>ベビーシッターに限らず他の施設・事業においても、通園送迎費は特定費用とされていることから、ベビーシッターの交通費も同様に施設等利用費の対象外である特定費用となります。</p>	

<p>8-22 (再掲)</p>	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(保育者の転出入に伴う取扱い)</p>	<p>A市在住の認可外のベビーシッターが同市で特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けましたが、その後B市へ転出しました。この場合、A市で受けた確認は転出日をもって効力を失うこととなるのでしょうか。 また、当該ベビーシッターの転出日以降に当該ベビーシッターを利用した場合、その利用料は施設等利用費の支給対象外となってしまうのでしょうか。</p>	<p>確認については、規則第53条の2において、事業を行う者が確認に係る申請書類を当該施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない、とされています。また、法第58条の5では、施設又は事業所の場所に変更があったときには10日以内に変更届を市町村長に提出しなければならないこととされています。 特定子ども・子育て支援施設等の確認の効力は全国に及ぶため、当該ベビーシッターはA市転出後に所在地(=住所)の変更届をA市へ提出する必要があるが、A市が行った当該ベビーシッターの確認自体の効果は継続するものと考えられます。 しかし、特定子ども・子育て支援施設等の確認は、所在市町村において行うものであり、また確認指導監査を実施する観点からは当該ベビーシッターの居住市町村において確認指導監査を実施することが望ましいため、本件については、転出先であるB市において特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けると同時にA市へ確認の辞退届を提出することが望ましいと考えます。 よって、確認辞退届がA市へ提出されるまでの間は、同市で確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等であるため、同市転出後に提供を受けた子ども・子育て支援については施設等利用費の支給対象として構いません。 なお、ベビーシッターから確認の申請があった際には、別の市町村で特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受けていないかベビーシッター本人に確認してA市とB市で確認の重複が起こらないよう注意してください。</p>	<p>(3-24に掲載)</p>
<p>8-23 (再掲)</p>	<p>施設等利用費の対象経費(都道府県知事等から証明書の交付を受けていない認可外保育施設における利用料に係る消費税)</p>	<p>「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」(平成17年3月31日厚生労働省告示第128号)により「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされていますが、証明書の交付を受けていない認可外保育施設における利用料の消費税相当分は、施設等利用費の対象となりますか。</p>	<p>施設等利用費は、保護者が支払った利用料に対して支給する費用であり、保護者は証明書が交付されない施設を利用した場合は利用料に対して課税される消費税分も支払うこととなるため、当該消費税分も含めて施設等利用費の支給対象として差し支えありません。 ただし、特定費用に含まれる費用に対して課税される消費税分は、施設等利用費の支給対象外となります。 なお、認可外保育施設に係る子ども・子育て支援法附則(令和元年5月17日法律第7号)第4条の経過措置は、令和6年9月末日までとなっており、経過措置終了後に認可外保育施設が施設等利用費の支給対象となるには内閣府令で定める基準を満たす必要があることにもご注意ください。</p>	<p>(5-3に掲載)</p>



【9. 施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設の基準を定める条例について】

No.	事項	問	答	備考
9-1	条例による対象範囲の限定	無償化の対象となる認可外保育施設について、市町村が条例により、指導監督基準を満たす施設についても除外するなど、「指導監督基準を満たす施設」以上に対象範囲を限定することは可能ですか。	認可外保育施設については5年間の経過措置期間について、地域によって待機児童の状況や認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市町村の取組の状況等が異なることから、市町村が地域の保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案し、特に必要であると認める場合に条例を定め、対象範囲を定めることができることとしています。条例制定は、あくまでも5年間の経過措置期間中における認可外保育施設の対象範囲に係るものであることから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の本則に規定する、「指導監督基準を満たす施設」以上に対象範囲を限定することはできません。	
9-2	条例制定と確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、条例を制定した場合、法第30条の11でいう「確認」は、条例で定める基準を満たす認可外保育施設のみ実施すればよいのでしょうか。	質問にある条例を制定する市町村は、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設についても、法第30条の11に規定する「確認」を行う必要があります。 すなわち、条例制定市町村以外の市町村に居住する認定子どもが、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設を利用した際には、子育てのための「確認」は、当該条例に定める基準を満たしていないと実施する必要があります。	
9-3	条例で対象となった施設等の確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができますが、条例を制定した場合、条例を制定していない市町村に所在する認可外保育施設が条例で定める基準を満たしているかどうかの確認はどの市町村が行うのでしょうか。	条例を制定した市町村の住民が、他の市町村に所在する認可外保育施設を利用している場合には、当該施設が条例で定める基準を満たしているかどうかを、条例を制定した市町村が、施設の所在地にかかわらず確認する必要があります。	
9-4	他の市町村に所在する施設の利用	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができますが、その条例により施設等利用費の支給を行わないとされた施設を、条例を定めた市町村以外の市町村(条例は制定していない)に居住する認定子どもが利用し、施設等利用費を居住する市町村に請求した場合、その請求を受けた市町村は施設等利用費を支払うことになるのでしょうか。	今回の仕組みでは、他の市の施設を利用する(越境利用する)場合であっても、通う施設がある自治体のルールではなく、施設等利用費の給付を行う居住する自治体のルールに従うことになります。 具体的には、 ・条例を制定した市町村の住民の場合、越境利用も含め、当該条例のルールが適用され、 ・条例を制定していない市町村の住民の場合、越境利用も含め、5年間の猶予期間中は認可外保育施設の届出があれば施設等利用給付の対象となります。 よって、質問の場合は、請求を受けた市町村は条例を制定していないため、原則どおり施設等利用費を支払うこととなります。  (参考) 【居住地の自治体で条例制定を行っており、隣の自治体で条例制定を行っていない場合】 居住地外の認可外保育施設に通う場合であっても、居住地の条例で定めた基準を満たしている施設のみが施設等利用給付の対象となります。 【居住地の自治体で条例制定を行っておらず、隣の自治体で条例制定を行っている場合】 条例を制定している隣の自治体にある認可外保育施設に通う者についても、基準を満たしているか否かにかかわらず、施設等利用給付の対象となります。	
9-5	他の市町村に所在する施設の利用	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができるとされていますが、この条例を制定した市町村では、当該市町村に居住する認定子どもが、市町村外に所在している条例で定めた基準に適合していない認可外保育施設を利用した場合、施設等利用費を支払うことになるのでしょうか。	今回の仕組みでは、他の市の施設を利用する(越境利用する)場合であっても、通う施設がある自治体のルールではなく、施設等利用費の給付を行う居住する自治体のルールに従うことになります。 具体的には、 ・条例を制定した市町村の住民の場合、越境利用も含め、当該条例のルールが適用され、 ・条例を制定していない市町村の住民の場合、越境利用も含め、5年間の猶予期間中は認可外保育施設の届出があれば無償化の対象となります。 よって、質問の場合は、条例で定めた基準に適合していないため、施設等利用費は支払わないこととなります。	
9-6	公示について	認可外保育施設の条例を定めた場合、公示の中で無償化の対象となる施設かどうか分かるような形にするべきではないですか。	改正子ども・子育て支援法第58条の11に基づく公示事項については、子ども・子育て支援法施行規則第53条の6に規定しているところ、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号)附則第4条の規定により、市町村が認可外保育施設の対象範囲に関する条例を定めた場合の読み替え規定を設けており、条例で定める基準への適合状況を合わせて公示することになります。条例制定市町村内に所在する者については、この基準に適合するもののみが無償化対象の施設となることを、保護者に周知していただくようお願いいたします。	

## 【10. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

No.	事項	問	答	備考
10-1	施設等利用費における低所得者減免の取扱い	病児保育は、地域子ども・子育て支援交付金の低所得者減免分加算により、低所得者への減免と減免分の国の加算がありますが、施設等利用費は、こうした減免がある場合は減免後の利用料が対象になるのでしょうか。	地域子ども・子育て支援交付金の低所得者減免分加算の適用がある場合、施設等利用費は、減免後の利用料と月額上限額のいずれか低い方の金額になります。なお、減免の際の手続きについては、地方自治体により様々な形で行われているものと承知しておりますが、減免対象者について、制度開始後も同様の手続きを行っていただくこととなります。	
10-2	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	認定子どもが子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用する際、利用しようとする提供会員やアドバイザーが施設等利用給付の対象かどうかを確認する必要がありますか。また、提供会員はどのような事務を新たに行う必要がありますか。	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、当該事業の利用者が無償化の対象かどうかについて確認する必要はありません。(同事業のアドバイザーについても同様です。)ただし、利用者が償還払いの申請を行う際に、利用内容や金額がわかる書類が必要となるため、提供会員については、領収証や活動報告書等に、これらを記載いただき、利用者に渡していただく必要があります。	
10-3	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の届出や指導監督に関する制度の変更は予定されていますか。	ファミリー・サポート・センター事業については、現行においても社会福祉法上の規定により、第2種社会福祉事業として届け出ることとされており、これまで通り、当該規定に基づき、都道府県知事に届出が必要となります。また、指導監督については、同法第70条の規定により、都道府県知事が必要と認める事項の報告を求め、書類等を検査し、事業経営の状況を調査することができるため、必要に応じ、当該調査が行われることになります。	
10-4	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の「ひとり親家庭等への利用支援」の一環として、利用料の助成を行っている市町村で、無償化の対象となる利用者が当該助成を受けている場合、当該助成により減額された利用料が施設等利用費の対象となるのですか。	そのような場合は、減額された利用料が無償化の対象となります。	
10-5	子ども・子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児保育事業について、無償化の実施に伴い子ども・子育て支援交付金における取扱いが変更される点がありますか。	これらの事業を施設等利用費の対象者が利用した場合であっても、子ども・子育て支援交付金上の取扱いには変更はありません。交付金の交付申請(実績報告)において、「総事業費」「寄付金その他の収入予定額」は市町村としての支出・収入を記載する欄であるため、市町村が直接利用料を徴収している場合は、施設等利用給付を受けた利用者に係る利用料も含めて「寄付金その他の収入予定額」に計上してください。	
10-6	経過措置	地方単独補助事業の一時預かり事業について、児童福祉法の一時的預かり事業の届出を行っていないものがありますが、無償化の対象となりますか。一時預かり事業の基準を満たしていない場合、認可外保育施設のように5年間は基準を満たしてなくても届出のみで足りるといった経過措置はないですか。	児童福祉法の一時的預かり事業の届出を行っておらず、保育所等の認可を受けていない施設については、親族間の預かり合いのような場合を除き、認可外保育施設として届出が義務づけられています。認可外保育施設の届出がなされた場合には、認可外保育施設として無償化の対象となります。また、児童福祉法の一時的預かり事業の届出を行っている者については、同法第34条の13の規定に基づき、事業実施基準の遵守義務が設けられているため、認可外保育施設のような経過措置はなく、基準を遵守していない者については、同法第34条の14第3項等の規定に基づき、基準適合するために必要な措置をとるような命令等がなされることとなります。	
10-7	情報公表システム	認可外保育施設については、情報公表システムを設けるといっていますが、一時預かり保育事業等についても公表するのですか。	一時預かり事業や病児保育事業については、基本的には市町村子ども・子育て支援事業として行われているものであることから、自治体のシステム入力への負担等を踏まえ、情報公表システムへの掲載は予定しておりません。	

## 【11. 企業主導型保育事業】

No.	事項	問	答	備考
11-1	追加認定の必要性	企業主導型保育事業を利用する場合、教育・保育給付第2号認定(3歳から5歳まで)や第3号認定(0歳から2歳まで)を受けていない子供が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	教育・保育給付第2・3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から教育・保育給付第2・3号認定を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、事業実施者と利用者間に雇用関係がなく、無償化の対象となる保育の必要性(就業状況等)を客観的に判断することが困難であるため、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(教育・保育給付認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、教育・保育給付第2・3号認定を受けていない場合は、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。	
11-2	地域枠の利用者	企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する教育・保育給付第2号認定や第3号認定の要件を満たさない場合はどうなりますか。	企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、教育・保育給付第2・3号認定を受けていることを必須の要件とはしておらず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、教育・保育給付第2・3号認定を受けていることをもとに確認を行うことになります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。	
11-3	地域枠利用者の認定	企業主導型保育所の地域枠利用者について、「求職中」又は「就労予定」の保護者の認定は、どのように行うのか。	無償化の対象となる保育の必要性の認定は、現行の教育・保育給付における保育の必要性の認定と同一となります。自治体において決定している就労時間の下限等を踏まえ、認定を行ってください。	
11-4	企業主導型保育事業利用者の認可外利用	企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)を上限として、その差額について施設等利用費を請求することはできますか。	企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者については、施設等利用給付認定を受けることはできません。したがって、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。	
11-5	指導監督状況の情報提供	企業主導型保育事業の指導監督の状況について、市町村に情報提供されますか。	公益財団法人児童育成協会(以下、協会)が実施する企業主導型保育施設への指導・監査の状況については、取りまとめの上、協会のホームページ上で公表しています。 また、自治体から照会があった場合や必要に応じて、協会から情報提供を行うこととしています。	
11-6	企業主導型保育事業利用者の把握	企業主導型保育事業の利用者については、事業主拠出金により無償化が行われることから、法第30条の4において施設等利用給付の支給対象から除かれています。市町村において、どのように企業主導型保育事業の利用者を把握するのでしょうか。	企業主導型保育事業の利用者の保護者を、施設等利用給付認定を申請することができない者とし、内閣府令において、保護者が企業主導型保育事業の入退所時(施設利用中の他市町村への転居時を含み、小学校就学による退所は除く。)に、利用施設を通じて企業主導型保育事業の利用状況を居住地市町村に報告することとしています。	
11-7	企業主導型保育事業としての範囲	企業主導型保育事業として助成決定を受ける以前から保育事業を実施していた場合、助成決定前に施設等利用給付認定子どもが利用し、認定保護者から施設等利用費の請求があった場合は、市町村はどのように対応すればよいでしょうか。	企業主導型保育事業として助成決定を受ける以前から保育事業を実施していた場合であっても、助成決定後は企業主導型保育事業として利用料が無償化されることとなりますが、助成決定前については、認可外保育施設として児童福祉法上の届出があり市町村が確認を行っている場合には、市町村は特定子ども・子育て支援施設等として取り扱うことになります。	
11-8	標準的な利用料	企業主導型保育施設において利用者から徴収している実際の利用料が、保育の質の向上のために「標準的な利用料」を上回っている場合、あるいは事業実施者の負担により利用料を軽減しており、「標準的な利用料」を下回っている場合の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育事業における利用者負担額の設定にあたっては、要綱等に規定する標準的な利用料(利用者負担相当額)を利用者負担額として設定することを原則としています。あらかじめ保護者の同意を得た上で、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価や、保育において提供される便宜に要する費用について徴収することが可能となっています。また、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げること可能な仕組みとしているところです。 実際に各施設で利用者から徴収している利用料が、要綱等に規定する標準的な利用料(利用者負担相当額)を上回っている場合、あるいは下回っている場合、いずれの場合であっても、要綱等で定めた標準的な利用料(利用者負担相当額)が無償化の対象となります。	

11-9	市町村への確認申請	企業主導型保育施設についても、他の認可外保育施設と同様に、市町村に確認の申請を行う必要がありますか。	企業主導型保育事業は、実施機関において、職員の配置基準や施設基準など認可施設並みの基準を満たしているかどうかを審査した上で助成決定を行い、実施機関から施設に対し、事業主拠出金を財源とした、整備費、運営費の助成を行っていることから、改めて、自治体の確認は求めないこととしております。 具体的な給付の方法としては、実施機関から施設に対し、これまで控除していた利用者負担相当額分を含めて助成を行うこととしております(利用者負担相当額分を控除せずに助成する形で、施設が代理受領する)。 ※新たに「施設利用給付費」を創設し、無償化の対象となる児童を対象に、利用者負担相当額を助成する予定。
11-10	増加定員施設等の無償化の取扱い	企業主導型保育施設のうち、平成28年4月以降に定員を増やした施設(増加定員施設)や、空き定員を活用し、事業実施者の従業員以外の児童の受入れを行う施設(空き定員活用施設)について、無償化の取扱いはどうなりますか。	企業主導型保育事業の運営費について、増加定員施設においては「増加した定員部分」を利用している児童分について、空き定員活用施設においては「空き定員を活用した定員部分」を利用している児童分について、助成を行っています。 一方、今般、幼児教育・保育の無償化を目的として、「施設等利用給付費」を新たに創設することとしておりますが、「施設等利用給付費」については、増加定員施設及び空き定員活用施設の全ての在籍児童のうち、無償化の対象となる児童を対象に助成を行います。
11-11	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育事業の事業者が、企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりの利用についても、無償化の対象になりますか。	企業主導型保育施設において、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)」や「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定められている要件を満たして、病児保育事業や一時預かり事業を実施する場合、「病児保育加算」や「預かりサービス加算」の対象とされているところです。また、これらを実施する際には、児童福祉法の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に届出を行うこととしています。 認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、地域子ども・子育て支援事業による病児保育事業や一時預かり事業と同様に、企業主導型保育施設で実施する病児保育や一時預かりの利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで無償化の対象となります。 ただし、企業主導型保育事業の利用者が、病児保育や一時預かりを利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該事業を利用した際の利用料は無償化の対象となりません。
11-12	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりについて、市町村に確認の申請を行う必要がありますか。	市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準(教育・保育等の質に係る基準)を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要があり、企業主導型保育施設で実施している病児保育、一時預かりについても、施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。 この場合、一時預かり事業については、関係法の設置基準や事業基準が適用され、市町村は、適法な届出がなされた施設・事業かどうかを確認することとなります。また、病児保育事業については、市町村は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認することとなります。
11-13	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業のうち、「余裕活用品」を実施している場合に、その利用について無償化の対象となりますか。	企業主導型保育施設において、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定められている「余裕活用品」の要件を満たして事業を実施している場合には、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に基づき、「預かりサービス加算」の「余裕活用品」の加算の対象とされているところです。 一方、一時預かり事業の設置基準等は児童福祉法施行規則第36条の35に定められていますが、同条第3号に規定する事業(「余裕活用品」の一時預かり事業)の実施場所(施設)は、「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所」と規定されており、企業主導型保育施設は含まれておりません。 したがって、企業主導型保育施設において実施する一時預かり事業のうち、「余裕活用品」(※)については、児童福祉法上の事業には該当しませんので、都道府県知事への届出の対象外となります。また、市町村が子ども・子育て支援施設等として確認する施設の対象外となります。 なお、保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「余裕活用品」の一時預かり事業のみを利用している児童については、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業を利用できると考えられます。通常の保育事業の利用した場合、その利用については標準的な利用料が無償となります。 (※)企業主導型保育施設が実施している「余裕活用品」の一時預かり事業が、同条第1号に規定する事業(「一般型」の一時預かり事業)の設置基準等を満たしている場合には、「一般型」の一時預かり事業として都道府県知事への届出を行うことが可能です。また、この場合、当該事業は市町村が子ども・子育て支援施設等として確認する施設の対象となります。
11-14	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりの確認についても、市町村における簡易な確認手続きによることが可能ですか。	地域子ども・子育て支援事業の対象外で企業主導型保育施設が独自に実施している一時預かり事業や病児保育事業については、市町村は確認申請書並びに別紙・添付書類の提出を受け、適法な届出がなされた事業であり、基準に適合していることを確認する必要があります。

11-15	病児保育事業	企業主導型保育事業では、病児保育推進加算というものが、実施事業者には加算制度があるが、この場合の病児保育事業は、企業主導型保育事業が実施主体という事で、無償化の対象外か。	企業主導型保育事業は、法第7条第10項第4号(認可外保育施設)の対象外となっています。 一方、企業主導型保育事業が実施する病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業ではないが児童福祉法に基づく届出を行った病児保育として、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」がなされていれば、法第7条第10項第7号の特定子ども・子育て支援施設等に該当します。したがって、施設等利用給付認定子どもがこの企業主導型保育事業所が行う病児保育事業を利用する場合には、当該利用に係る利用料は施設等利用費の対象となります。 なお、企業主導型保育事業の利用者は、施設等利用給付認定を受けることができないため、病児保育事業を利用した場合は、施設等利用費の対象となりません。	
11-16	企業主導型保育事業における食材料費	無償化の実施後、企業主導型保育事業における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	企業主導型保育施設を利用する3歳以上の子供の副食費については、これまで施設が保育料の一部として徴収していたところですが、無償化の実施後は認可保育所と同様に、主食費・副食費ともに施設が利用者から徴収することとなります。	
11-17	企業主導型保育事業における食材料費	副食費について、特定教育・保育施設と同様に、徴収の免除を行い、そのための新たな加算などを設ける予定はありますか。	特定教育・保育施設においては、低所得者支援の一環として、年収360万円未満相当の世帯等に対する副食費の免除の措置を講じていることとしていますが、企業主導型保育施設は、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、こうした取組に国として一律に低所得者支援の実施を義務付けることは課題があると考えられるため、副食費の免除の措置は講じないこととしています。 ※国の制度として副食費の免除の措置は講じませんが、企業の判断により副食費の免除を行うことは可能です。	
11-18	企業主導型保育事業における食材料費	企業主導型保育事業の副食費の扱いについて、国(児童育成協会)から補助金が出るため、市町村としては対応不要ということでしょうか。	FAQのNo.11-16の記載の通り、企業主導型保育施設を利用する3歳以上の子供の副食費については、無償化の実施後は施設が利用者から徴収することになることから、市町村として対応いただくことはございません。	
11-19	企業主導型利用者の課税状況確認	企業主導型保育事業の地域枠を利用する教育・保育給付第3号認定子どもについて、住民税世帯非課税かどうかの判定は、市町村が行うのでしょうか。	市町村には教育・保育給付第3号の認定までをお願いしています。企業主導型保育事業における3歳未満児の無償化対象者の決定については、事業実施者において利用者の課税状況等を確認した上で判定することとなります。	

## 【12. 食材料費等の取扱い】

No.	事項	問	答	備考
12-1	教育・保育給付第2号認定子どもの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する教育・保育給付第2号認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのですか。それとも2歳児クラス在籍中は教育・保育給付第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	教育・保育給付第2号認定子どものうち、満3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間にある子どもについて、子ども・子育て支援法施行令では「特定満3歳以上保育認定子ども」と定義しており、同施行令第4条～第13条第2項において、「特定満3歳以上保育認定子ども」の施設型給付費に係る利用者負担額(保育料)の上限は、満3歳未満の保育認定子ども(第3号認定子ども)と同じ取り扱いとしており、幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した第2号認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。	
12-2	食材料費関係	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は施設による徴収の対象者ではないとのことですが、満3歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満3歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は施設による徴収の対象外になります。	
12-3	施設が徴収している経費の取扱	保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。また、特定教育・保育施設における食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している教育・保育において提供される便宜に要するこれらの経費は、無償化の対象とはなりません。 また、特定教育・保育施設における食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。	
12-4	副食費の徴収	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。 幼児教育・保育の無償化に当たり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書(平成30年5月)において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、教育・保育給付第1・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とすることとしました。 なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。	
12-5	副食費の徴収	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する教育・保育給付第2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、教育・保育給付第2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。	
12-6	副食費徴収の委託	副食費の徴収を私人に委託することは可能ですか。(コンビニ収納などを想定)	民間施設と個人との間の徴収であるため、双方の合意に基づけば委託は可能です。 公立施設についても、学校給食と同様と考えられ、市町村の歳入に計上していれば、物品売払代金として地方自治法施行令第158条に規定する徴収又は収納の事務の私人への委託は可能です。ただし、分担金に位置付ける場合は、同条の適用対象外です。	
12-7	副食費の徴収	副食費の設定金額等について、事前の説明や保護者の同意の手続を令和元年10月までに各施設で必ず行わなければならないのですか。	副食費の取扱いの変更は全体として、現在の主食費の取扱いの違いや今後の副食費の負担軽減に係る単独事業の見込みも含め、市町村において主体的に保護者への周知・説明を丁寧に行うことを想定しており、令和元年10月に向けた対応としては、国の目安額から著しく乖離した設定金額とするような場合に限り、各施設の責任において説明・同意手続を行うことで足りるかと考えています。 なお、令和2年度の入所申込みに向けては、入園の手引き等による重要事項説明に反映し、事前手続を適切に行うよう指導してください。	

12-8	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	教育・保育給付第2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等(※)について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はNo6-3参照。)が免除の対象となります。  ※ 生活保護世帯・里親、小規模住宅型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児・その他市町村長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯の一部の子及び全ての世帯の第3子以降の子
12-9	預かり保育事業における副食費	新制度幼稚園の副食費について、長期休業期間中、利用者は教育標準時間の活動ではなく、預かり保育事業しか使わない形となりますが、施設は低所得者世帯等に対して、同事業の中で提供される副食費を徴収することは可能ですか。また、公定価格における副食費の加算の対象となりますか。	新制度幼稚園において、夏休み期間など長期休業中において預かり保育事業しか利用しない場合、同事業の中で提供される副食費は施設による徴収が可能です。また、公定価格における副食費の免除対象者に係る加算の対象にもなりません。
12-10	副食費免除対象者について	民間保育所で管外児童を受託している場合は、その児童が居住する市町村に運営費を負担してもらうので、副食費の免除対象者の加算も同様の扱いになると考えますが、管外受託児童が公立保育所に在籍している場合で、副食費の徴収免除対象者であった場合は、その児童が居住する市町村に負担してもらうことになるのでしょうか。	これまで公立保育所が徴収している場合であっても、免除対象者の補てんは補足給付以外ありませんでした。公立保育所の場合、副食費免除対象者の副食費の負担は保育所を設置する自治体が10/10負担することになるが、管外受託児童の場合は、その児童が居住する市町村の負担とするのが原則と考えます。
12-11	副食費免除対象者について	公立幼稚園や公立保育所において、副食費免除対象者から一旦施設による副食費の徴収を行い、後日償還払い等により返金する手法を用いることは可能でしょうか。	運営基準第13条第4項では、同項第3号のイ・ロ・ハに掲げるものについては、認定保護者から支払いを受けることができないものとしてありますので、質問のような手法を用いることはできないものと認識しています。
12-12	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。この際、これまで教育・保育給付第2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたって、この月額4,500円を目安とします。
12-13	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。 なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできません。
12-14	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうか。それによいのですか。	副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。 なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。
12-15	副食費の徴収	教育・保育給付第2号認定子どもの副食費について、土曜日の利用者が少ない場合には、月曜日～金曜日までの基本単価として、土曜日を加算という形で徴収することが出来ますか。	副食費の徴収額は月額を基本としますが、土曜日等、特定の日に恒常的に施設を利用しない者のように、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、日数を考慮するなど、利用者間で不公平が生じない仕組みであれば、国として妨げるものではありません。
12-16	副食費の徴収	保育所で3歳以上児と3歳未満児の副食材料を一括して購入している場合、実費徴収の範囲をどのように考えればよいですか。	平均的な食事の人数や提供量を考慮して按分するなど、合理的な方法によって算定していただければ問題ありません。

12-17	副食費の徴収	市町村が副食費の額について指導等を行うことができますか。	特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用については、運営基準第13条に位置づけられており、これ以外の費用の支払いを受けることはできません。このため、実際に食事の提供に要する費用よりも多額の費用を恒常的に施設が受け取っている場合には、指導等の対象となります。また、副食費の額等については、同条第6項において、施設が認定保護者に書面で説明し同意を得ることとされているため、これに違反している場合にも指導等の対象となります。
12-18	副食費の徴収	認定こども園で、副食費の額について、教育・保育給付第1号認定の子どもと教育・保育給付第2号認定の子どもで取扱い(徴収額)を変えて良いですか。	公定価格・保育料内訳の経緯のない教育・保育給付第1号子どもについては、4,500円という目安をお示しするものではなく、教育・保育給付第2号子どもの目安をそのまま適用するものではありませんが、両者の公平性の観点から、施設の事情に応じて対応することが求められます。例えば、同じ自園調理で同じ献立で提供されている給食なら、同額が望ましいと思われる一方、教育・保育給付第1号子どもは外部搬入、教育・保育給付第2号子どもは自園調理で中身も異なる給食なら、設定金額が異なっても差し支えなく、施設において保護者に丁寧に説明すべき事柄となります。
12-19	主食費と副食費の徴収方法	今回、教育・保育給付第2号認定の副食費の徴収額の目安として4,500円が示されましたが、これに伴い、主食費と副食費を保護者から徴収する際には、それぞれ別々に徴収しないといけなくなるのでしょうか。	4,500円は、徴収額の「設定」に際しての目安です。そのため、保護者の方から食材料費を実際に徴収する際には、主食費と副食費を別々に徴収しなければいけないというのではなく、主食費と副食費をまとめて「給食費」として徴収する形で問題ありません。
12-20	免除対象者の届出制について	特定教育・保育施設等における副食費の徴収の免除対象者について、市町村において免除対象者の条件を周知した上で、免除対象者が免除の申請を行った場合のみ市町村民税課税額や兄弟構成を調査し、免除対象者として認めるといった手法をとることは差し支えありませんか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者は、本来は免除の対象者の要件を満たしているのに、申請がないことよって徴収の免除対象者にならない方が出ることを防ぐため、市町村が課税状況や兄弟構成を調査の上決定するもので、申請によるものではありません。
12-21	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民税所得割課税額が変更になり、対象者でなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいのでしょうか。	国の給付額の精算基準としては、市町村が税の更正が分かった日の属する月の翌月から、更正された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断することとし、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。
12-22	副食費に含まれるもの	副食費の範囲はどこまでなのでしょう。おやつ代、牛乳代、お茶代、調理員の人件費、調理器具の減価償却費、水道光熱費などは含まれるのでしょうか。	施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含みません。
12-23	「へき地保育所」の副食費について	へき地保育所については、制度上は認可外保育施設に相当しますが、特例保育を提供する事業所として、認定子どもは特例地域型保育給付を受けています。そのため、今回の幼児教育・保育の無償化に際しては、FAQ No.1-12のとおり、特定保育施設等と同様に、利用者負担額が無償化の対象になっています。 別途、副食費に関するFAQ No.12-81では、「認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません」とされているところですが、へき地保育所の副食費については、公定価格上の新たな加算により対応するという理解で良いのでしょうか。	へき地保育所の公定価格の設定においては、副食費に係る加算について特定教育・保育施設等と同様に適用して算定することとなります。
12-24	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になるとのことですが、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合、免除対象者は加算の月額4,500円を超える部分を負担しなければならないのでしょうか。	今回の幼児教育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者について、食事の提供に要する費用の徴収を行うことは出来ないこととしています。
12-25	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということですが、超過分については施設が負担することとなるのでしょうか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していると考えられます。 したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に施設等の運営費の中から捻出できると考えられます。



12-26	公立保育所における副食費の徴収	副食費の施設による徴収は、公立保育所においても行わなければならないのでしょうか。その場合、徴収免除対象者分の副食費は市町村が負担することになるのでしょうか。	公立保育所においては、これまで副食費を公立保育所の使用料(保育料)に含めて徴収してきた経緯があることから、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費については、別途、主食費や行事費と同様に施設(市町村)が徴収することとなります。また、徴収免除対象者分の副食費は、基準財政需要額(令和元年度に限り、子ども・子育て支援臨時交付金)に含まれる公立保育所の運営費に含まれるため、市町村において負担することとなります。
12-27	免除対象者の条例等への規定	幼稚園・認定こども園、保育所等における副食費の徴収免除対象者については、市町村の条例や規則等で規定するべきでしょうか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)」第13条第4項を改正し、保護者から徴収可能な費目から除外します。改正法の施行後1年間は、内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けますので、市町村はその期間内に、法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例を内閣府令に従って改正する必要があります。
12-28	施設等における副食費徴収に係る事務費補助について	副食費の施設による徴収に伴い、特定教育・保育施設等に新たな業務が発生したり、業務システムの改修が発生する場合も想定されますが、施設において必要となる費用については、補助金等の制度はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や実費徴収を認めていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた上乗せ徴収・施設による徴収事務の中で実施するものであり、事務費補助金制度を設ける必要があるものと考えてはおりません。
12-29	副食費の滞納債権整理について	副食費の施設による徴収について、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や施設による徴収を認めており、滞納が発生した場合においても施設・事業が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取り扱いとするものです。
12-30	市町村による徴収	私立の教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、教育・保育給付認定子どもの副食費を施設・事業者が徴収するのではなく、市町村が代わりに徴収するなどの対応はできますか。	まず、市町村による副食費徴収に関する支援としては、利用調整の実施者としての立場からの関与と、児童手当受給者である利用者に対する、受給者の申出に基づく児童手当からの徴収が考えられます。前者については、市町村は利用者の希望を踏まえて利用調整を行います。利用者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すこととなります。受給者の申出に基づく児童手当からの徴収については、FAQ No.12-33の通りです。
12-31	市町村による徴収	公立保育所の食材料費について、市町村がとりまとめて徴収することは可能ですか。	施設が直接徴収せず、口座振替等で市町村が収納することは可能です。
12-32	市町村による徴収	公立施設における副食費の徴収方法がわかりません。どのような方法で徴収すれば良いのか。	同一市町村内での公立小学校の学校給食費の扱いを参考とすることが考えられ、歳計外現金で取り扱うことが多いようです。そのほか、歳入に入れる形で徴収・欠損処理を行うなら、負担金・分担金と位置付ける場合や雑入・諸収入と扱う場合が考えられますが、負担金・分担金は、条例又はそれに基づく下位の規則の改正が必要です。
12-33	児童手当からの徴収	児童手当受給者の申出に基づき、市町村は保育所等における主食費・副食費について、児童手当から徴収することはできますか。	児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、主食費・副食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で、児童手当から徴収することは可能です。なお、当該費用は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第12条の10第3項第5号に掲げる費用に該当します。

12-34	私立保育所の副食費を市町村が徴収できない理由	<p>私立保育所の利用契約は、市町村と利用者との間の契約であり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなっています。</p> <p>この場合の保育の費用は「施設型給付」ではなく、法附則第6条により、市町村が施設に対して保育に要した費用の額に相当する額を「委託費」として支払うことになっています。</p> <p>このことから、教育・保育給付第2号認定子どもの副食費を契約当事者の市町村が徴収し、その上で「委託費」を私立保育所に支払うことは可能でしょうか。</p>	<p>法附則第6条でいう「特定教育・保育に要した費用の額」は、同条において「1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、具体的には、令和元年10月1日施行の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和元年内閣府告示第88号)」による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)に定められた額となります。</p> <p>この告示が令和元年10月1日に施行されたことにより、教育・保育給付第2号認定子どもの基本単価は約4,500円程度の減額になりましたが、これは、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)」に記載されているとおり、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、食材料費の取扱いについては、これまで同様に保護者が負担することとし、具体的には、保育所においても3歳から5歳までの子供たちの食材料費は、既に実施してきた主食費だけでなく、副食費についても施設による徴収を基本としたことによるものです。</p> <p>これにより、教育・保育給付第2号認定子どもの食事の材料に要する費用全体が、法附則第6条の「特定教育・保育に要した費用」から除かれ、同時に、運営基準第13条第4項に定める「特定教育・保育において提供される便宜に要する費用」としたところですので、市町村は私立保育所の第2号認定子どもの副食費を徴収する立場にはなく、さらには、地方自治法第235条の4第2項により、市町村は、その所有に属さない現金を原則保有できないこととされていることから、市町村が私立保育所に代わって認定保護者から直接副食費を徴収することは困難なものと考えます。</p>
12-35	副食費の徴収免除の範囲	<p>おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する私立幼稚園及び私立認定こども園(教育・保育給付第1号認定子どもに係る部分のみ)においては、副食費徴収免除加算を受けられないこととなりますが、この場合であっても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の規定により副食費の免除対象者に該当する利用者に対して、施設は副食費を徴収できないのでしょうか。</p>	<p>公定価格の副食費徴収免除加算については、利用児童の全てに副食の全てを提供する場合に加算を行うこととしており、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。</p>
12-36	副食費の徴収免除の範囲	<p>本市の公立幼稚園では、給食を提供しておらず弁当持参としていますが、毎日おやつと牛乳を全員に提供しています。</p> <p>この場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の免除対象者に該当する利用者分は徴収を免除するのでしょうか。</p>	<p>おやつや牛乳代は副食費に含まれますが、公立幼稚園及び公立認定こども園(教育・保育給付第1号認定子どもに係る部分のみ)においても、私立と同様の取扱いとし、弁当持参の場合はおやつ代と牛乳代を徴収することが可能です。</p>
12-37	副食費の徴収免除の範囲	<p>これまで保育料が無償とされていた生活保護の被保護者や里親などについては、無償化後は副食費の徴収は免除されるのでしょうか。</p>	<p>生活保護世帯や里親委託されている子どもに係る副食費は、徴収が免除され、特定教育・保育施設を利用する場合は、副食費徴収免除加算の対象となります。</p> <p>また、これらの認定子どもが施設型給付を受けない幼稚園を利用する場合は、補足給付事業の補助対象となります。</p> <p>なお、児童養護施設入所児童に係る副食費は徴収免除には該当せず、施設型給付を受ける幼稚園等を利用している場合と同様に入所施設が幼稚園等へ支払うこととなります。</p>
12-38	市町村民税所得割合算額が第1号認定と第2号認定で異なることについて	<p>例として、両親が就労しており、市町村民税所得割合算額が65,000円の世帯で、5歳児の第1子が教育・保育給付第2号認定を受けて認可保育所を利用しており、3歳児の第2子は同第1号認定と施設等利用給付第2号認定を受けて幼稚園(新制度)と預かり保育事業を利用している場合は、運営基準第13条第4項第3号により、第1子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第2子は幼稚園において徴収免除対象者となりますが、第1子は徴収対象者のままでよいのでしょうか。</p>	<p>特定教育・保育施設に係る副食費の徴収免除対象者については運営基準第13条第4項第3号に規定されています。</p> <p>そのうち、イ(低所得者に対する徴収免除)において、ひとり親世帯等を除き教育・保育給付第1号認定子どもと第2号認定子どもの免除対象となる市町村民税所得割合算額の基準を定めており、第1号は77,101円未満、第2号は57,700円未満(ひとり親世帯等は77,101円未満)としています。</p> <p>したがって、間のように同一世帯内に第1号認定子どもと第2号認定子どもが混在する事例は、認可保育所の受入枠が足りない場合に発生する可能性があります。この場合は第1子は保育所の副食費の徴収対象者となり、第2子は幼稚園において徴収免除対象者となります。</p>
12-39	食材料費関係	<p>副食費の徴収にかかる債権の消滅時効は5年ですか。</p>	<p>現行民法第173条第3号を前提とすれば短期消滅時効2年ですが、改正民法施行(令和2年4月1日)後は、5年に統一されると考えます。</p>
12-40	副食費免除対象者の決定・通知	<p>市町村が副食費の免除対象者を選定する事務や、免除対象者であることを通知する行為は、法令で市町村が行う行政処分という理解で良いのでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則第7条の改正により、市町村は認定保護者と施設・事業者に対して副食費の免除に関する事項を通知することとなります。</p> <p>これは、施行規則第7条による、行政処分になります。</p>

12-41	副食費免除対象者の決定・通知	副食費の免除対象者の特定の事務について、現行の保育料と同様に、家計の主催者の所得区分の確認を行い、9月に対象者の切り替えを行うということですか。	保育料の決定時期と同じ4月と9月に切替を行っていただきます。	
12-42	副食費免除の通知	国が示している実務フローによると、副食費徴収免除の対象者へお知らせ(通知)を行うこととしていますが、当市では全員について副食費の免除を検討しており、この場合は全員に通知を行う必要がありますか。	市単独事業の市民への周知の中で「全員を市負担で免除するので、施行規則第7条の通知はしない。」というアナウンスをすれば足りるものと考えます。	
12-43	副食費の金額	副食費について、一律に4500円にするなど、統一的な取扱いを市が決めることはできますか。	副食費の徴収額については、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりますので、献立等の提供内容を勘案せずに単純に一律の金額を決めることはできません。なお、関係団体等も同様に、一律に金額を決めることはできません。	
12-44	副食費の金額	副食費について、目安として示されたとしても、実際に提供する際には4500円ちょうどというわけにはいかず、その場合、毎月徴収額を変えて対応するということですか。もし過不足があった場合には返金、追加徴収するのですか。	徴収額設定は施設と利用者の間で決めるものですが、毎月徴収額を変更しなければならないものではありません。過不足があった場合には、返金や追加徴収をしなければならないものではありませんが、行うことを妨げるものではありません。	
12-45	主食費・副食費の金額の根拠	教育・保育給付第2号認定子どもの保育料にこれまで含まれていた副食費4,500円及び教育・保育給付第3号認定子どもの保育料に含まれている主食費3,000円、副食費4,500円の明確な根拠はありますか。	保育料における食材料費は、平成10年に保育料の考え方を見直した際に、当時の運営費上の食材料費を踏まえて設定されたものです。	
12-46	主食費の徴収金額	教育・保育給付第1号認定及び第2号認定の主食費の徴収金額について、目安は示されるのですか。	教育・保育給付第1号認定子ども及び第2号認定子どもの主食費の徴収金額については、国から目安をお示しするものではなく、各施設において実際に主食の提供に要した材料の費用を勘案してこれまでも定めていただいているものであり、今回の無償化に伴う取扱いの変更はありません。	
12-47	長期休園の取扱	長期入院の際の副食費の扱いについて、自治体向けFAQ176【第19.1版】で長期にわたって欠席する場合は利用には当たらないため、利用料はそもそも発生しないとされていることとの整合性を図る必要があるのではないのでしょうか。	新制度自治体向けFAQ176【第19.1版】で示しているのは、長期間にわたる継続的な欠席により、園から退園しているケースです。一方、長期入院で退園までに至らないケースも想定されることから、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられることを通知等においてお示しています。	
12-48	夜間保育	今回の幼児教育・保育の無償化においては、食材料費について施設が保護者から徴収することとなりますが、夜間保育の夕食分の食材料費についての取扱いはどのようになるのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化において、昼食分の食材料費については、これまでも基本的に施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたこと等を踏まえ、施設が保護者から徴収することとされました。一方で、夜間保育の提供に当たって必要となる夕食分の食材料費については、従前より、公定価格における夜間保育加算の一部として公費により負担しているところであり、保護者負担の対象としていません。この取扱いについては今回の幼児教育・保育の無償化後も変更はありませんので、引き続き、保護者から徴収することはできません。	
12-49	休日保育	休日保育に係る副食費については、保護者から徴収することになりますか。	今回の幼児教育・保育の無償化において、食材料費については、これまでも基本的に施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたこと等を踏まえ、施設が保護者から徴収することとされました。一方で、休日保育の提供に当たって必要となる分の食材料費については、従前より、公定価格における休日保育加算の一部として公費により負担しているところであり、保護者負担の対象としていません。この取扱いについては今回の幼児教育・保育の無償化後も変更はありませんので、引き続き、保護者から徴収することはできません。なお、在籍園で平日の保育を受けない日がある休日保育利用者の在籍園における副食費の徴収額については、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、減額等の対応を行うことが考えられます。	

12-50	副食費の滞納 債権整理について	児童手当からの徴収を希望する保護者が無償化実施前の分の保育料の滞納があるとか、兄弟姉妹である教育・保育給付3号認定子どもの分の保育料の滞納があるなどの場合、公債権である保育料を優先して充当した結果、副食費を徴収することが出来ない場合、その旨を各施設に知らせることは個人情報保護の観点からできないと考えますが、このような場合どのようにすればいいですか。	副食費を児童手当から引けなかった理由について、施設に伝えず保護者に伝え施設に直接お支払いいただくことを勧めることが考えられます。
12-51	処分性について	副食費免除の判定・施行規則第7条の通知は、行政処分なのでしょうか。行政不服審査法の取扱いはどうなりますか。	FAQ No.12-40のとおり行政処分です。行政不服審査法は「公権力の行使」一般を対象としており、副食費免除が除外されるものではないと考えられます。現行の利用者負担額の通知も今回の副食費免除も同じ施行規則第7条の手続きであり、市町村内でこれまでの利用者負担額と同じ整理に則って、不服申立等の情報提供を行えばよいのではないのでしょうか。
12-52	保護者の同意 について	利用者負担の変更(保育料無償化・副食費施設による徴収化)に伴い、保護者への新たな重要事項説明・同意が必要とされる中で、自治体によっては、使用料条例の改正が令和元年9月となるため、議決後、利用開始までに説明・同意を得るための十分な時間が確保できない状況が生じ得ます。 そのため、現在利用中の保護者に限り、利用者負担の変更(重要事項説明書改正の概要)を記した文書を一齐送付し、保護者が受け取った後に利用継続があった時点で同意があったものとみなす方向で検討していますが、そのような運用は可能でしょうか。	特定教育・保育施設は、その利用を開始する前には、食事の提供の費用に関する事項等について、重要事項説明書を交付して説明を行い、保護者の同意を得ることと規定されていますが、その同意は文書によらずとも良いこととされています。 その上で、10月時点の在園者については、各施設において、在園者に対する説明・同意の手続きが必要となります。ただし、重要事項説明書を修正して交付することまでは不要と考えており、例えば、おたより、説明会等で適切にご対応ください。 また、10月以降の入園(予定)者については、重要事項説明書を修正して副食費の徴収等について記載し、保護者へこれを説明して交付・説明し、同意いただくことが必要となります。
12-53	口座振替手数料	副食費徴収を口座振替で行う場合、その取扱い手数料については、施設が保護者から徴収して構わないですか。	特定費用ということになりますが、運営基準第13条第4項第5号に含む実費徴収可能なものと市町村が認めている場合で保護者の同意があれば、保護者から徴収可能です。
12-54	公設民営園における副食費の徴収	指定管理による公設民営園として保育所を運営していますが、副食費の徴収権者は、園か市町村かどちらでしょうか。	指定管理による運営の場合は、副食費については施設の債権として整理されるため、園による徴収となります。 なお、副食費の徴収に当たり、指定管理に係る協定内容の見直しが必要かは、担当部署と協議をお願いします。
12-55	副食費徴収免除加算	教育・保育給付第1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における「給食実施日」として計上できるのでしょうか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設(事業所)の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日として計上することが可能です。
12-56	副食費徴収免除加算	教育・保育給付第1号認定子どもについて、同じ月に副食の全てを提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における「給食実施日」として計上できるのでしょうか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、ミルク給食など副食の一部を提供する日については、給食実施日として計上することはできません。 なお、給食実施日として計上されず、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。
12-57	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことでありますが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算(副食費徴収免除加算)については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします。 ・教育・保育給付第1号認定子ども…225円×各月の給食実施日数 ※給食実施日数は、利用子どもの全てに副食の全てを提供する日とし、施設(事業所)の都合によらずに副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなします。 ・教育・保育給付第2号認定子ども…月額4,500円

12-58	副食費の単独加算	市町村単独事業により教育・保育給付第2号認定子どもの副食費保護者負担額を0円とする場合でも、重要事項説明書により説明し同意を得る必要がありますか。	重要事項説明書により説明し同意を得る必要があるのは、施設による副食費の徴収が発生したときに、それを保護者負担とすることを予め説明し同意を得る必要があるということです。 質問の場合は、そもそも保護者に負担がないので、説明も同意も不要です。ただし、市町村単独事業により保護者負担額が0円ではなく、少しでも保護者負担が発生する場合は、重要事項説明書により説明し同意を得る必要があります。
12-59	補足給付事業	現行の補足給付事業のうち、教育・保育給付第1号認定子どもに対する副食費の助成事業は無償化実施後も継続されますか。	教育・保育給付第1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、無償化の実施により低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設けることを踏まえ廃止し、施設型給付を受けない幼稚園等を利用する施設等利用給付認定を受けた子どもに対する副食費の助成事業を新たに創設しました。 なお、補足給付事業のうち、教育・保育給付第1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。
12-60	補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園の副食費の補足給付事業を実施するためには、市町村の子ども・子育て支援事業計画の変更が必要ですか。	今般の無償化の実施にあたり、補足給付事業を新たに実施する場合は、できるだけ速やかに市町村子ども・子育て支援事業計画を改正することが望ましいと考えます。 例えば、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時に開催する地方版子ども・子育て会議において、令和元年10月からの同事業実施に係る計画の改正もご審議いただく方法も考えられますが、これが困難な場合には、少なくとも令和2年度を計画の始期とする第二期市町村子ども・子育て支援事業計画において位置付けるようにしてください。
12-61	補足給付事業	副食費免除者については、市町村が施設に免除対象者の通知を行うこととなっていますが、施設型給付を受けない幼稚園の補足給付の対象者について、市町村が施設に通知できるような根拠はあるのでしょうか。	施設型給付を受けない幼稚園の補足給付事業については、市町村が施設に免除対象者の通知を行う根拠規定を整備していないため、例えば補助金を施設に代理受領させる場合は、国が示す参考様式【補足給付申請書参考様式その2】に記載しているように、交付申請の段階で、補助決定に関する情報等を必要な範囲で幼稚園に提供することについて、あらかじめ保護者に同意していただくことが必要となります。
12-62	低所得者世帯への配慮	副食費について、施設型給付を受けない幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。	施設型給付を受けない幼稚園を利用する場合に徴収される食材料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、施設型給付を受ける幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども・子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。
12-63	多子減免算定基準	施設型給付を受けない幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。	就園奨励費※における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。 ※就園奨励費は令和元年9月に廃止され、令和元年10月以降は施設等利用費となります。
12-64	施設型給付を受けない幼稚園の食材料費と保育料	施設型給付を受けない幼稚園の中には、「費用の区分なく単一の保育料として園則で定められるとともに保護者に対しても示されており、「同一学年の在園児全員から一律に徴収され、在園児全員に対する教育上必要なものに充当されるもの」であれば、保育料に給食費が含まれていても就園奨励費補助金の国庫補助対象となり得るもの(平成26年7月25日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)」とされていたことから、保育料に給食費が含まれている園があります。令和元年10月から、保育料と食材料費を切り分けて徴収しなければならぬのでしょうか。	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等(特定費用)については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。 なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。 また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われませんが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。
12-65	施設型給付を受けない幼稚園の食材料費と保育料	施設型給付を受けないの私立幼稚園において、食材料費の徴収に伴い、保育料の変更を行う場合、学則(園則)の変更を行う必要がありますか。	無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)には食材料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食材料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則(園則)に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行し施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載していただく必要があることに留意してください。 なお、学則(園則)上の保育料を変更した場合には、変更事由とともに学則(園則)変更の届出を都道府県知事に行う必要があります。(実費徴収額については、学則(園則)に記載する必要なし(各園の判断により、記載することも可能))

12-66	施設型給付を受けない幼稚園の食材料費と保育料	施設型給付を受けない幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費が含まれている園があり、これまで消費税が非課税として取扱いがなされてきました。今回の無償化を契機に課税関係が変わるのでしょうか。	従来、施設型給付を受けない幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ、無償化実施後も本取扱いについては変わりません。ただし、食材料費については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めることはできないため、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、園が保護者に対して発行する領収証においては、特定費用として記載する必要があります。施設等利用費の支給に過誤が生じないようにご留意をお願いします。
12-67	施設型給付を受けない幼稚園の食材料費と保育料	施設型給付を受けない幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところです。施設等利用費を園が代理受領する場合、月額上限額を超える分の差額や食材料費について保護者から徴収することになります。この場合であっても、保育料が給食に係る経費を含めた一体的なものである限り、消費税の課税関係は変わりありませんか。	今回の無償化を契機に消費税の課税関係は変わりません。
12-68	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業は、副食費に限定されており、文房具等は対象外ですか。	副食費以外は補助対象外となります。
12-69	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業で、施設等利用給付認定と同時に補助対象者を把握し、減免(現物給付)とする運用は可能ですか。その際、補足給付事業のために子育てのための施設等利用給付の認定申請書で同居者等の情報を取得することは可能ですか。	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業は、施設型給付を受ける園に対する補足給付事業と同様に、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしており、現物給付とすることも可能です。この場合、年度開始前に交付申請書を提出させることのほか、子育てのための施設等利用給付の認定申請書に市町村が独自で同居者等の記載欄を設けること等により補助対象者(減免対象者)を把握するような運用も可能です。
12-70	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業は全ての市町村が実施しなければならないのですか。	実施は義務ではありませんが、子育て支援や低所得者対策等の観点から、地域の需要を踏まえつつ積極的に実施していただきますよう御願います。
12-71	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業の支払い頻度はどうすればよいのですか。	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業は、施設型給付を受ける園に対する補足給付事業と同様に、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしており、支払い頻度も市町村が実情に応じて決定することが可能です。
12-72	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業で、副食費の算出が困難な場合は便宜的な算出方法でも可能となっていますが、これは市町村内で統一的な扱いとする必要があるのですか。	便宜的な算出方法は実際に要した副食材料費の算出が困難な場合に限ることとしており、自園調理を実施しているなど副食材料費を算出することが可能な幼稚園を含めて市町村内で統一的に便宜的な算出方法を用いることは適当ではありません。
12-73	副食材料費の補足給付事業	例えば、8月は後半の5日のみ給食を実施している幼稚園の場合、施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額(4,500円)は減額されるのですか。また、8月は給食を実施していないが、給食費を年額で設定し、8月を含む各月で給食費を徴収している場合、8月徴収分は補助対象となりますか。	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額は、給食実施日数により日割り計算を行う必要はありません。また御質問後段のケースの場合、8月の補助対象額は、4,500円を上限として8月に徴収している副食費の額となります。
12-74	副食材料費の補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園に対する補足給付事業で、年度末分などの請求が翌年度にあり市町村として翌年度予算で支出したものは補助対象として認められますか。	利用者や施設が請求を行うために一定の時間を要することから、翌年度予算で支出したものも補助対象として認められます。この場合は、翌年度の補足給付事業の対象となります。
12-75	副食材料費の補足給付事業	特定教育・保育施設等における副食費徴収免除加算では、教育・保育給付第1号認定子どもについて、加算額の算定基礎となる給食実施日数は、「利用児童の全てに副食の全てを提供する日であり、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなす」と定義されていますが、施設型給付を受けない幼稚園において、例えば園が提供する給食かお弁当の持参を利用者の選択に委ねている場合、給食にかかる副食費は補足給付事業の対象になりますか。	御指摘の例の場合、園が提供する給食にかかる副食費は補足給付事業の補助対象となります。

12-76	副食材料費の 補足給付事業	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除加算では、ミルク給食のみを実施している場合、加算の対象とはならないとありますが、補足給付事業の場合は対象となりますか。	補足給付事業では、ミルク給食のみの場合でも補助対象となります。ただし、預かり保育事業において提供する牛乳やおやつは補助対象とはなりません。												
12-77	副食材料費の 補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園で月額4,500円を超える副食費を徴収している場合、補足給付事業の対象となる低所得者世帯等から差額分を徴収することは可能ですか。	可能です。												
12-78	副食材料費の 補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園の副食材料費に対する補足給付事業において、対象となる副食材料費についてはどのように算定すれば良いですか。	<p>補足給付事業における副食材料費については、実際に要した副食材料費相当額を算出することを基本としつつ、事業の実施主体である市町村が合理的と考える方法で算出頂いてかまいません。食材の外部搬入を行っている場合など、副食材料費として実際に要した費用の算出が困難である場合には、例えば下記のような算出方法を探ることが考えられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給食の実施方法</th> <th>副食材料費の算出方法(原則)</th> <th>便宜的な算出方法の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園調理(食材自己購入)</td> <td>必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>自園調理(食材外部搬入)</td> <td>外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>例外的に便宜的な算出方法※も可</td> </tr> <tr> <td>外部搬入</td> <td>外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>例外的に便宜的な算出方法※も可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便宜的な算出方法の例                      ① 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)                      ② 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。                      ③ 一律225円(教育・保育給付第1号認定子どもの公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる)</p>	給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否	自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可	自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可	外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可
給食の実施方法	副食材料費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否													
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可													
自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可													
外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可													
12-79	副食材料費の 補足給付事業	施設型給付を受けない幼稚園の副食材料費に対する補足給付事業における所得階層の判定は、いつ時点の所得について何月から適用させるような決まりはあるのですか。	施設型給付を受けない幼稚園の副食材料費に対する補足給付事業で補助対象となるのは、施設型給付を受ける園の教育・保育給付1号認定子どもに対する副食費免除対象に対する加算と同様に、小学校第3学年修了前までの第3子以降のほか、年収360万円未満相当世帯としており、この場合の所得階層を判定する保護者等の世帯所得の時期については、各市町村で実施する支出方法などの事情により柔軟に決定できるよう国の補助要綱等を定めています予定です。 このため、例えば、現行の教育・保育給付認定と同様に、6月に判明する当該年度分の市町村民税(4月から8月の利用分は前年度分の市町村民税)で判定したり、従前の就園奨励費と同様に、通年分を当該年度分の市町村民税で判定する場合も国庫補助の対象となります。												
12-80	副食費免除及び補足給付の対象者について	副食費免除と補足給付の対象者について、市町村民税所得割額で判断することですが、みなし寡婦控除や住宅ローン減税の取扱いなど、現行の就園奨励費と施設型給付でも算定の考え方が違う部分がありますが、どのように算定するのでしょうか。	算定方法は現行の施設型給付費と同様です。												
12-81	認可外保育施設等の副食費	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	国の制度における預かり保育事業や認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。												
12-82	保育料と実費 経費の区分	認可外保育施設の事業者が保育料に実費(通園送迎費、食材料費、行事費など)を含めた額を利用料(保育料)として一括して徴収している場合、利用料と実費部分を区分けさせる必要がありますか。また、入園料については施設等利用費の対象になりますか。	認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費(無償化対象外経費)を区分けしていただくことが必要です。また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく必要があります。												

12-83	マイナンバー	<p>教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費免除対象者の判定や、施設型給付を受けない幼稚園を利用する低所得者世帯への副食費の補足給付事業の実施に関して、個人番号(マイナンバー)を利用することは可能ですか。</p>	<p>教育・保育給付第1・2号認定子どもの副食費徴収免除対象者の判定に個人番号を活用することは、同一市町村内における「庁内連携」、市町村間をまたぐ「庁外連携」のいずれも可能です。</p> <p>これは、番号法(行政手続きにおける特定の個人の番号を識別するための番号の利用に関する法律)において、今般の法改正前から番号法別表第1及び別表第2に「子どものための教育・保育給付」が位置付けられていること。また、規則第7条において各施設に対し、副食費の徴収免除に関する情報提供を行うこととされているためです。</p> <p>施設型給付を受けない幼稚園を利用する低所得世帯への副食費の補足給付事業の対象者の確認に個人番号を活用することについても、番号表別表第1において「地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が位置付けられており、同表に基づく主務省令においても同事務が規定されていることから個人番号の活用は可能ですが、「庁外連携」に当たってはデータ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要となるため、令和3年6月以降となる予定です。そのため、それまでの間は公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。</p> <p>なお、個人番号を使用する場合には、これらの事務に用いる電算システムの情報漏洩等のリスクを評価し、その対策を公表する必要性(特定個人情報保護評価:PIA)について検討する必要がありますが、公表の要否については、次のとおり整理することができます。</p> <p>① 既存の子どものための教育・保育給付の拡充と整理する場合で、新たに取り扱う事務が既存事務の「重要な変更」に当たると判断すればPIAが必要。当たらないと判断すればPIAは不要。</p> <p>※国の特定個人情報保護評価指針の別表に基づき、各市町村で判断することになります。</p> <p>② 新規の事務として別個実施するものと整理する場合はPIAの実施が必要。</p>	
12-84	食材料費関係	<p>私立保育所の副食費については、消費税はかかるのでしょうか。</p>	<p>食材料費は保育に必要不可欠なものであるため、消費税は非課税となります。</p>	
12-85	子ども・子育て支援交付金	<p>一時預かり事業や病児保育事業における食材料費の取扱いについては、無償化に伴い何か変わるのでしょうか。</p>	<p>今回の無償化で食材料費の取扱いを見直すのは、保育料と公定価格のみであり、地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業や病児保育事業に関しては、変更はありません。</p>	
12-86	食材料費を市町村からの委託料で賄うことについて	<p>地域子ども・子育て支援交付金を活用し、病児保育事業を民間委託していますが、この施設から、給食の食材料費については認定保護者から徴収せず、地域子ども・子育て支援交付金を充当しているとの説明がありました。</p> <p>この場合、給食を提供しているにもかかわらず、食材料費が特定費用として計上されないことになりましたが、差し支えないでしょうか。</p>	<p>まず、一般的な考え方として、義務教育においても給食費は自己負担とされていること、家庭で子育てをする場合にも食材料費は発生することから、今般の幼児教育・保育の無償化においても、保育所等における食材料費は引き続き保護者の方にご負担いただくこととし、施設等利用給付には含めないこととしたものです。</p> <p>一方で、病児保育事業は、事業の実施に要した経費の総額から、一部について保護者負担を求めることができるとしておりますので、市町村の判断で食材料費の全額を徴収しないことも可能です。</p>	



【13. 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止について】

No.	事項	問	答	備考
13-1	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(総論)	幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。</p>	
13-2	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(施設型給付を受けない幼稚園)	施設型給付を受けない幼稚園における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。</p> <p>近年の人材不足に伴う賃金の上昇や園児数の減少等を受け、私立幼稚園の保育料は上昇傾向が続いており、また今般消費税率の引上げに伴うコストの増加も予想される中、私立幼稚園の保育料の引上げ自体が一概に不適切なわけではないと考えられますが、国としては、関係団体や地方自治体等とも連携し、実態の調査及び把握に努めているところです。</p> <p>なお、保育料の変更に当たっては、変更事由とともに園則の変更届出が必要であり、所轄庁において保育料等の引上げの理由の妥当性等について確認し、必要に応じ、指導助言をいただくようお願いしているところです。</p>	
13-3	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(幼稚園の預かり保育事業)	施設型給付を受けない幼稚園の預かり保育事業における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。</p> <p>幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の預かり保育事業については、利用者の中には無償化対象とならない方も多く含まれているため、園側として無償化に伴う値上げは実施しづらいと考えられますが、その上で、不当な値上げの防止に万全を期すため、①無償化対象者とそれ以外で預かり保育料の設定に差をつけるのは不適切であること等を周知・指導する、②市町村に対する確認申請において預かり保育事業の利用料を記載することを国が作成した参考様式で示すことなどの対応を行っております。</p>	
13-4	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(認可外保育施設)	認可外保育施設における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	<p>今般の幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。</p> <p>認可外保育施設の設置者は、利用者との契約時に、支払うべき額に関する事項も含めた契約書を交付することとされており、利用料の値上げに際しては、その理由・内訳に関して、施設から保護者に対してきちんと説明が行われるべきと考えております。児童福祉法施行規則を改正し、認可外保育施設の設置者は、サービス内容や利用料を変更した場合には、変更の内容及びその理由を掲示することとしました。</p>	
13-5	質の向上を伴わない利用料の引上げ防止対策(一時預かり事業、病児保育事業)	一時預かり事業や病児保育事業における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。	<p>一時預かり事業や病児保育事業については、全ての利用者が無償化の対象となるわけではなく、保育の必要性認定を受けており、かつ、認可保育所等を利用していない者が、3.7万円の上限の範囲内で無償化の対象となるものであり、理由のない保育料の引き上げは考えにくいものです。</p> <p>その上で、これらの事業は基本的には地域子ども・子育て支援事業として市町村により実施又は市町村からの委託等により実施されるものであることから、質の向上を伴わない保育料の引き上げがないよう、市町村において適切に対応することが求められます。</p> <p>また、国としても、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。</p>	

13-6	上乗せ徴収	<p>主に特定教育施設で実施されている幼児教育の質の向上のための上乗せ徴収については、保育料の一部ですが無償化の対象となりますか。</p> <p>また、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、考え方や取り扱い方法に変更がありますか。</p>	<p>特定教育・保育施設においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の公定価格上の利用者負担額が「零」となりますが、上乗せ徴収は無償化の対象とならず、これまで同様、保護者の同意を得て徴収可能です。上乗せ徴収の考え方や取り扱い方法については、幼児教育・保育の無償化実施後も特に変更するものではありません。</p>	
13-7	届出対象施設になったことによる利用料の引上げ	<p>児童福祉法施行規則の改正により、企業が従業員のために設置する託児所等は、児童福祉法による届出対象施設になりますが、利用料について、これまで福利厚生の一環として設定していた利用料を施設等利用費の上限額まで値上げしようとする施設・事業者は、理由のある利用料の引上げと考えてよいのでしょうか。</p>	<p>事業所内保育施設については、令和元年7月1日より認可外保育施設の届出の対象とする児童福祉法施行規則の改正を行っており、都道府県等による原則年1回以上の立入も行っていただけます。また、認可外保育施設の設置者は、サービス内容や利用料を変更した場合には、変更の内容及びその理由を掲示する改正も行っております。</p> <p>その上で、御指摘のようなケースは、質の向上のための値上げの可能性もあるため、一概に不適切な値上げとは言えませんが、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的とする無償化の施行を契機に、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。</p> <p>例えば、同一施設で、同一のサービスの提供を行っているにもかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無償化対象の子ども(保育の必要性の認定あり)の保育料のみを値上げし、無償化の対象とならない子ども(保育の必要性の認定なし)の保育料は据え置き又は値下げを行う場合や、</li> <li>・3歳から5歳までの保育料のみを値上げし、0歳から2歳までの保育料は据え置き又は値下げを行う場合</li> </ul> <p>など、無償化対象者とそれ以外の者の利用料を分けて値上げを行う場合は、不適切な値上げと考えられます。</p> <p>こうした値上げが行われないよう、国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明していきますが、自治体におかれても不適切と疑われる値上げの情報が寄せられた場合には、事業者は無償化の趣旨を丁寧にご説明いただきたいと考えています。</p>	

【14. 内閣府令で定める基準等】

No.	事項	問	答	備考
14-1	運営基準	各施設について定める「運営に関する基準」は、具体的にどのような基準ですか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準としては、以下の内容としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・保育等の提供の記録</li> <li>・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続</li> <li>・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付</li> <li>・ 秘密保持</li> <li>・ 諸記録の整備</li> </ul>	
14-2	条例制定の要否	市町村は、現行の子どものための教育・保育給付についての運営に関する基準の条例を制定しておりますが、子育てのための施設等利用給付についても施設の「運営に関する基準」の確認に関して、条例を制定することが必要ですか。	施設等利用給付にかかる特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、法第58条の4第2項において内閣府令で定める基準に従うことと規定されていることから、市町村による条例の制定は不要としています。	
14-3	質に係る基準(認可外)	市町村が「確認」を行うに当たって、認可外保育施設が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	内閣府令において、保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)別添)に定める内容としています。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者としています。	
14-4	質に係る基準(幼稚園の預かり保育事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、幼稚園の預かり保育事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>内閣府令で定める基準は以下の通りです。</p> <p><b>【配置基準】</b> 3歳児 20:1、4・5歳児 30:1 (預かり保育園児数/処遇を行う職員数)</p> <p><b>【職員要件】</b> ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上(当分の間、3分の1以上)を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。</p> <p>・担当職員について、預かり保育事業に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。</p> <p><b>【教育内容】</b> 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚園部教育要領に準じて行うこと。</p> <p><b>【設 備】</b> 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する 設備を備えること。</p> <p>なお、職員要件において記載する「専ら当該事業に従事する」とは、担当職員が預かり保育事業に従事している時間は、預かり保育事業に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育事業を担当するような運用も可能です。</p> <p>この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。</p>	
14-5	質に係る基準(一時預かり事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、一時預かり事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>一時預かり事業については、児童福祉法において、事業実施に際して基準の遵守義務が定まっており、具体的な基準については、児童福祉法施行規則第36条の35において、一般型・幼稚園型等の区分に応じ、設備基準や人員配置基準などが定められています。</p> <p>なお、一時預かり事業の確認については、基本的に地域子ども・子育て支援事業として実施されているため、地域子ども・子育て支援事業の委託の際に合わせて確認を行うこと、簡略化した申請様式を用いること、市町村自身が実施する場合には、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用すること等により、簡易な確認手続きをすることが可能です。また、子ども・子育て支援事業交付金の対象外の一時預かり事業については、都道府県に適正な届出が行われている事業者かどうかを都道府県に確認いただく必要があります。</p>	

14-6	質に係る基準 (病児保育事業)	市町村が「確認」を行うに当たって、病児保育事業が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	<p>病児保育事業については、地域子ども・子育て支援事業の「病児保育事業実施要綱」に準じた形で内閣府令に基準を設けております。具体的には、病児対応型、病後児対応型等の区分に応じ、実施場所(病児対応型の場合には、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース等であって、観察室又は安静室の配置などの基準を満たしていること)や職員配置基準(看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することなど)等を設けております。</p> <p>なお、病児保育事業の確認については、基本的に地域子ども・子育て支援事業として実施されているため、地域子ども・子育て支援事業の委託の際に合わせて確認を行うこと、簡略化した申請様式を用いること、市町村自身が実施する場合には、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用すること等により、簡易な確認手続きをすることが可能です。また、子ども・子育て支援事業交付金の対象外の病児保育事業については、都道府県に適正な届出が行われており、基準に適合しているかどうかを確認いただく必要があります。</p>	
14-7	質に係る基準 (ファミサポ)	市町村が「確認」を行うに当たって、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものとなりますか。	<p>市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要がありますが、ファミリー・サポート・センター事業については、援助を行う会員に対し、</p> <p>① 緊急救命講習(AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだもの)</p> <p>② 事故防止に関する講習</p> <p>の2つを実施するとともに、少なくとも5年に1回フォローアップ講習を実施していることを基準としています。(実施要綱でも同内容を必須化するため、子ども・子育て支援交付金で運営費を申請いただく場合もこれらの実施が必要となります。)</p> <p>本事業の実施については、市町村又はその委託等を受けた者に限ることとされているため、市町村において受託者が当該基準を満たしているかを適時に把握できていることから、部局間の工夫により確認の手続きは簡素に行うことができると考えております。</p>	
14-8	対象経費の区分	認可外保育施設等を利用する認定保護者への施設等利用費の支給の際、施設・事業者が支払い審査に必要な書類等を提出しないこと等により、利用者が不利益を被ることがないよう法令等で対応しているのでしょうか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準では、領収証を施設等利用費の対象経費と対象外経費に区分することなど、子育てのための施設等利用給付の適切な実施に必要な事項を定めています。</p>	
14-9	運営基準条例や市町村規則・要綱について	No.14-2には「子育てのための施設等利用給付については、市町村による条例の制定は不要としています。」とありますが、子育てのための施設等利用給付にかかる各種様式は、各市町の条例や規則で定める必要があるのでしょうか。	<p>今様々な参考様式を示しはしていますが、これらはあくまでも参考であり、これを市町村でアレンジして規則や要綱で、市町村の様式として定めるものであり、国が要綱案等を作成するものではありません。</p>	

## 【15. 子ども・子育て支援事業費補助金等】

No.	事項	問	答	備考
15-1	対象経費の歳出科目について	国の補助金交付要綱に記載されている対象経費の名称が、自治体の支出科目の名称と異なる場合でも、補助金の対象科目と見なしてよいでしょうか。	国の交付要綱で定める対象経費に当てはまると認められる場合であれば、自治体における支出科目が異なっても対象経費と見なし、差し支えありません。 不明な点がある場合は、適宜ご相談ください。	
15-2	全国総合システム	このたびの制度改正により、全国総合システムのデータ連携も大きく変わることになると思われませんが、その費用も改修費に含まれるという理解でよろしいですか。改修費に含まれるということになると、全国総合システムの仕様(インターフェイスなど)の提示はいつ頃になる見込みでしょうか。	今般の無償化の実施に当たり、全国総合システムとのデータ連携の必要はありません。なお、認可外保育施設の情報連携のためのシステム(資料21)構築に当たっては、届出先自治体と情報共有システム(WAM)とのデータ接続が必要になる可能性があります。現在、当該システムの検討中であるため、連携することとなったとしても、その仕様書の提示は来年度になると見込まれています。	
15-3	幼児教育・保育の無償化に係る事務費	令和3年度における幼児教育・保育の無償化に係る事務費はどのように財政措置されますか。	令和3年度における幼児教育・保育の無償化に係る事務費について、認可外保育施設に係るものを除き、地方交付税措置を講じることとしています。地方交付税の性質上、用途については、各自治体において判断されるものになりますが、無償化に係る人件費、印刷製本費などに活用されることを想定しています。 なお、認可外保育施設については、令和2年度において、各都道府県に設置されている「安心こども基金」に積み増し、令和3年度から5年度までの事務費について措置を講じることとしています。	

【16. 子育てのための施設等利用給付交付金】

No.	事項	問	答	備考
16-1	施設等利用給付交付金の支給頻度	施設等利用費の国庫負担分(子育てのための施設等利用給付交付金)は、施設型給付費等(子どものための教育・保育給付交付金)と同様に国から地方自治体に概算払いで交付されるのでしょうか。	国から地方自治体に支払われる子育てのための施設等利用給付交付金は、子どものための教育・保育給付交付金と同様、自治体からの申請に基づき交付決定後、概算払いで交付します。交付決定額と決算額に過不足が生じた場合は、翌年度に精算(追加交付又は返還)を行うこととなります。	
16-2	施設等利用給付交付金の支給頻度	子育てのための施設等利用給付交付金は、概算払いにより交付されることですが、例えば、事務の簡素化の観点から、都道府県の判断で毎月交付でなく数か月分をまとめて市区町村に交付することは差し支えないですか。	施設等利用費(特に施設型給付を受けない幼稚園)については、保護者が保育料を立て替えることなく直ちに無償化の恩恵が受けられるよう、国として法定代理受領を推奨するとともに、市町村が法定代理受領を選択しやすいよう、国交付金の早期の交付により、市町村の資金繰りを支援することとしたものです。そのため、都道府県におかれても、市町村が資金繰りに困らないよう、早期の交付をお願いします。	
16-3	変更交付申請	子育てのための施設等利用給付交付金について、交付申請した後に、変更申請することは認められるのでしょうか。	子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱(令和元年9月25日付け府字本第476号通知)の第7の規定に基づき、交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じたため、変更交付申請を行うことは可能としています。	
16-4	施設等利用給付交付金の交付スケジュール	平年度化後(令和4年度以降)の子育てのための施設等利用給付交付金の交付スケジュールはどのようになるのでしょうか。	平年度化後(令和4年度以降)の子育てのための施設等利用給付交付金の執行事務スケジュールは、現時点で以下のとおり予定しています。 ◇執行事務スケジュール(予定) 前年度3月下旬:当初交付申請書提出依頼(国→自治体) 当年度4月下旬:当初交付申請書提出(自治体→国) 〃 5月下旬:当初交付決定及び交付(国→自治体) 〃 10月下旬:変更交付申請書提出依頼(国→自治体) 〃 11月下旬:変更交付申請書提出(自治体→国) 〃 1月中旬:変更交付決定及び追加交付(国→自治体) 翌年度5月中旬:実績報告書提出依頼(国→自治体) 〃 7月下旬:実績報告書提出(自治体→国) 〃 3月下旬:額の確定及び追加交付・返還	
16-5 (再掲)	施設等利用費の過年度支出について	施設等利用費は、過年度の利用分の請求を受けた場合でも市町村は支払う必要がありますか。 また、この場合、過年度分の支払いについては、子育てのための施設等利用給付交付金の交付はありますか。	法第78条第1項に定める時効消滅前の施設等利用費の請求があった場合は、市町村は過年度の利用料であっても施設等利用費を給付する必要があります。 また、この過年度分の支払いについては、国の子育てのための施設等利用給付交付金の交付対象となりますが、その取扱いについては次のとおりとなります。 ①交付年度における額の確定前(交付年度の出納整理期)に過年度の支払いがあった場合・・・交付年度の実績報告書に当該過年度分を計上し、額の確定後、精算交付を行う。 ②交付年度における額の確定後に過年度の支払いがあった場合・・・交付年度の実績報告書の訂正により、当該過年度分を計上し、額の再確定後、精算交付を行う。	(5-39)に掲載
16-6	交付金の歳入	子育てのための施設等利用給付交付金のうち、国負担分については、都道府県の歳入に計上する必要がありますか。	国負担分については、都道府県の歳入に計上する必要はありませんが、都道府県負担分は都道府県の歳出に計上する必要があります。	

【17.会計処理】

No.	事項	問	答	備考
17-1	施設等利用費の使途制限	施設等利用費は、使途制限がないという理解でよいでしょうか、それとも、使途制限がかかり、経理手続を指導する必要があるのでしょうか。	使途制限はありません。しかし、質の向上を伴わない保育料の引上げが行われ、施設等利用費の公費負担により事業者の利益が賄われることがあってはなりません。	
17-2	施設等利用費の会計処理	施設等利用費の支給に係る特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた場合、法人・設置主体別の会計基準等に則った会計処理となるのでしょうか、それとも、一律の会計処理が定められるのでしょうか。	施設等利用費の法定代理受領を行う場合、施設等利用費に対応する科目の名称等の取扱いについては、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って、会計処理を行うとともに、必要な計算書類を作成することとなります。令和元年度決算からの適用を想定しており、法人・設置主体の所轄庁の方針に従ってください。 また、施設等利用費の法定代理受領を行わない場合は、施設等利用費は保護者に対して直接支給(償還払い)され、施設において施設等利用費の收受を行うわけではありませんので、施設等利用費に係る会計処理は不要であり、引き続き従来の保育料(施設型給付を受けない幼稚園については、入園料を含む。)の收受に伴う会計処理を継続することとなります。	
17-3	施設等利用費の法定代理受領	法定代理受領を行う場合、行わない場合のそれぞれについて施設等利用費にかかわる会計処理はどのようになりますか。	法定代理受領ではなく、保護者が事後に請求し償還払いを受けた施設等利用費については、施設・事業所において特段の会計処理を求めることは想定していません。 なお、法定代理受領を行う場合、その会計に関する記録を整備し5年間保存することが必要です(特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第61条)。この場合、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って作成してください。	
17-4	施設型給付を受けない幼稚園の会計処理	施設型給付を受けないの私立幼稚園が利用料(入園料・保育料)にかかる施設等利用費を法定代理受領した場合の会計処理はどのようにすればよいですか。	市町村から施設型給付を受けない幼稚園に利用料(入園料・保育料)にかかる施設等利用費の支給があった場合、幼稚園では一旦預り金として受け入れ、当該利用料に係る納付期限の到来に応じて大科目は「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことを基本とし、小科目は「施設等利用給付費収入」に振り替える取り扱いになります。 この場合、入園料が発生する初年度においては、一般的に納付期限が先である入園料相当分から施設等利用給付費収入に振り替えることとなりますが、事務処理の簡便化を図る観点から、保育料相当分を先取りして振り替えることも考えられます。いずれの場合も所轄庁の指示がある場合はその指示により処理することに留意してください。 なお、施設等利用費は、各施設が園則に定めた保護者に支払を求めべき利用料について、その一定額まで保護者に支給される性質であることを踏まえ、「学生生徒等納付金収入」と取り扱うものであり、「補助金収入」とすることは想定されません。	
17-5	施設型給付を受けない幼稚園の会計処理	施設型給付を受けない幼稚園において法定代理受領を行う場合、利用料のうち、月額25,700円を超える部分については、従来どおり園が利用者から直接利用料を徴収することになりますが、従来の科目(入学金あるいは入園料、授業料あるいは保育料)で計上するということがよいですか。	お見込みのとおりです。	
17-6	預かり保育事業の会計処理	学校法人立の認定こども園・幼稚園等が預かり保育事業にかかる施設等利用費を法定代理受領した場合の会計処理はどのようにすればよいですか。社会福祉法人立の認定こども園等の預かり保育事業の場合はどうなりますか。	【学校法人】 学校法人立の認定こども園・幼稚園等において預かり保育事業の利用料に係る施設等利用費の法定代理受領を行う場合、これまでの預かり保育事業にかかる利用料に関する取扱いを踏まえ、大科目は「付随事業・収益事業収入」として取り扱うことを基本とし、小科目は「施設等利用給付費収入」として取り扱います。 【社会福祉法人】 社会福祉法人立の認定こども園等において預かり保育事業の利用料に係る施設等利用費の法定代理受領を行う場合、大科目「保育事業収入」、中科目「その他の事業収入」、小科目「施設等利用費収入」として取り扱います。	
17-7	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)については、保護者から徴収していた利用者負担額が公費負担の施設型給付費等に変わりますが、引き続き使途制限はないのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の利用者負担額が「零」となりますが、施設型給付費等に使途制限がないことに変更はありません。	

17-8	無償化後の施設型給付費等の会計処理	<p>幼児教育・保育の無償化によって、施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)については、保護者から徴収していた利用者負担額が零となり、その同額が公費負担の施設型給付費等になりますが、学校法人における会計処理はどのようにすればよいですか。また、社会福祉法人の場合(保育所を除く。)はどうなりますか。</p>	<p>【学校法人】 施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公道価格」を基に算出される性質であることを踏まえ、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが基本とし、小科目は「施設型給付費収入」として取り扱います。 ただし、今般の無償化により増額された施設型給付費は、従前まで利用者負担額として保護者から徴収していたことや、施設型給付費が法的には保護者に対する個人給付と位置付けられているものである点を重視して、所轄庁(都道府県知事)の方針のもと、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことも可能です。ただし、この場合でも小科目は「施設型給付費収入」とすることが必要です。</p> <p>【社会福祉法人】 無償化により増額される分も従来の取扱いと同様であり、大科目「保育事業収入」とし、代理受領する施設型給付費等の種類に応じ、小科目「施設型給付費収入」等と取り扱います。</p>	
17-9	私立保育所に係る委託費	<p>私立保育所にかかる委託費については、無償化前後で市町村が施設に支払う額に変更がありませんが、委託費及び経理手続の取扱いに変更はないのでしょうか。</p>	<p>特定保育所については、法施行令の改正により、市町村は満3歳以上保育認定子どもの保護者から保育料を徴収しないこととなります(施行令附則第6条による法附則第6条第4項の読替え)が、委託費の支払及び経理手続の取扱いには変更ありません。</p>	
17-10	補足給付事業	<p>施設型給付を受けない幼稚園利用者に対する補足給付事業について、現物給付として、園が補助対象者の副食費を減免・免除し、園が補足給付費を代理受領した場合、園の会計処理はどのようにすればよいですか。</p>	<p>私立幼稚園の給食費にかかる会計処理は、給食の実施形態に応じて様々ですが、補足給付事業を現物給付で行うことにより、一部の補助対象者から副食費を徴収する代わりに、園が補足給付費を受領する場合であっても、現に行っている個々の幼稚園における給食費の会計処理を踏まえ、所轄庁の方針に従い処理を行ってください。例えば、教育活動と一体的に行う給食の費用として、給食費を大科目「学生生徒等納付金収入」として取り扱っている場合は、補足給付費も同科目とすることが基本と考えます。 なお、償還払いとする場合は、補助対象者に給付がなされることから、施設側で補足給付費にかかる会計処理は不要です。</p>	



## 【18. 就学前の障害児の発達支援】

No.	事項	問	答	備考
18-1	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(※)が無償化の対象となります。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。  (※)障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。	
18-2	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額(児童福祉法第24条の2第2項第2号)を無償化の対象とするものです。	
18-3	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も無償化の対象となりますか。	措置による場合も無償化の対象となります。	
18-4	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。	
18-5	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	両方とも無償化の対象となります。	
18-6	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設等についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象(上限額は認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円))となります。	
18-7	対象範囲・用件について	就学前の障害児の発達支援の無償化において、対象外となる費用はありますか。	食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療にかかる費用(肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費)も、無償化の対象外です。	
18-8	その他	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	現物給付となります。	

※就学前の障害児の発達支援の無償化については、障害児支援担当部局向けのFAQを配布しているのでそちらもご参照ください。(「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)」)

<p>18-9</p>	<p>利用料等の算定方法について</p>	<p>就学前の障害児の発達支援が無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。</p>	<p>算定基準額は、これまでと同様、低所得者以外は37,200円とする方向で検討中です。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定する方向で検討中です。</p> <p>(例) 現行: 算定基準額 37,200円 / 利用者負担世帯合算額 60,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) ① 障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ② 障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) ③ 障害児通所支援の利用者負担 20,000円 ①' 高額障害福祉サービス等給付費 3,800円 ②' 高額障害児入所給付費 11,400円 ③' 高額障害児通所給付費 7,600円 ①' (60,000-37,200) × 10,000 / (10,000+30,000+20,000) = 3,800円(償還額) ②' (60,000-37,200) × 30,000 / (10,000+30,000+20,000) = 11,400円(償還額) ③' (60,000-37,200) × 20,000 / (10,000+30,000+20,000) = 7,600円(償還額)</p> <p>無償化後: 算定基準額 37,200円 / 利用者負担世帯合算額 40,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) ① 障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ② 障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) ③ 障害児通所支援の利用者負担 0円(無償化) ①' 高額障害福祉サービス等給付費 700円 ②' 高額障害児入所給付費 2,100円 ③' 高額障害児通所給付費 0円 ①' (40,000-37,200) × 10,000 / (10,000+30,000+0) = 700円(償還額) ②' (40,000-37,200) × 30,000 / (10,000+30,000+0) = 2,100円(償還額) ③' (40,000-37,200) × 0 / (10,000+30,000+0) = 0円(償還額)</p>	
<p>18-10</p>	<p>利用料等の算定方法について</p>	<p>障害児施設等措置費に係る徴収金については、食費の提供に要する費用や日用品費等が切り分けられていませんが、徴収金についても実費相当分については引き続き徴収するのですか。</p>	<p>契約による利用の場合と同様、食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 そのため、実費相当分については徴収金から切り分けて、引き続き徴収することができます。</p>	
<p>18-11</p>	<p>無償化に係る国費補助について</p>	<p>就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。</p>	<p>システム改修経費については、平成30年度補正予算(22.3億円)を活用して対応することとしています。配分については、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努めます。 また、初年度(令和元年度)に要する周知費用について、全額国費による負担として措置することとしています。</p>	
<p>18-12</p>	<p>国保連請求システム入力について</p>	<p>事業者の請求事務について、無償化対象児童に係る請求において、無償化対象児童ではないものとして請求を行う等、誤った請求を行った場合、どのようになるのですか。</p>	<p>自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、システム上、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーが発生し、再度請求を行う必要があります。 なお、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託せず自治体で行っている場合は、特に制度開始当初や年度の切り替えの時期等、請求誤りがないかどうか十分ご注意くださいようお願いいたします。</p>	
<p>18-13</p>	<p>事務手続きについて</p>	<p>無償化の対象となる障害児に係る受給者証については、制度開始と同時に対象児童である旨の印字が必要となりますか。</p>	<p>令和元年(2019年)10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証に無償化対象児童である旨の印字がされている必要はなく、受給者証の更新の際に順次記載いただくことで差し支えありません。 なお、令和元年(2019年)10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化の対象児童かどうかを確認し、請求を行うことを想定しています。 市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なる場合も考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証への印字の実施時期等についてはあらかじめ管内事業者等に対し適切に周知いただくようお願いいたします。</p>	

※就学前の障害児の発達支援の無償化については、障害児支援担当部局向けのFAQを配布しているのでそちらもご参照ください。(「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)」)

## 【19. その他】

No.	事項	問	答	備考
19-1	保育料を定める条例の改正の要否	無償化の実施に伴い、特定教育・保育施設の保育料を定めている条例を令和元年の10月までに改正する必要がありますか。	特定教育・保育施設の利用者負担額については、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、政令（法施行令）を改正し、対象者に係る上限額を零としています。このため、公立施設をはじめ、特定教育・保育施設等の保育料を条例で定めている場合においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、これを改正する必要があります。	
19-2	市町村における運営基準改正の要否	市町村の定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を令和元年の10月までに改正する必要がありますか。	幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付第1号・第2号認定子どもの副食費を、基本的に認定保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととなりますが、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算することとしています。このため、食事の提供に要する費用の徴収に係る「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外したところです。 内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなりますが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けています。各市町村においては、経過期間中に当該条例を改正する必要があります。	
19-3	情報連携	子育てのための施設等利用給付などに係るマイナンバーを使った情報連携はいつから可能になるのでしょうか。	同一市町村内における、いわゆる「庁内連携」については、子ども・子育て支援法の改正法の公布の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので令和3年6月以降に開始の予定であり、追ってお知らせします。 なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。	
19-4	マイナンバー	マイナンバーを利用するために、必要な手続きはありますか。庁内連携条例の改正は必要ですか。	マイナンバーを利用して同一市町村内で保有する特定個人情報の内部利用を行うためには、庁内連携条例を整備する必要がありますが、マイナンバー制度創設時に国が示したモデル条例案通りに、番号法別表第2を引用する形で制定している場合には、条例改正の必要はありません。 また、マイナンバーを保有する前に情報漏洩等のリスクを評価し、その対策について公表する（PIA）必要があります。	
19-5	マイナンバー	FAQ No.19-4について、教育委員会が特定個人情報の内部利用を行う場合は、条例制定が必要となりますか。	「市長」と「教育委員会」とでは庁内他機関に該当するため、自治体の独自事務として「市長」から「教育委員会」に当該事務に係るマイナンバーを提供し、利用するという内容の条例を制定することが必要です。なお、教育委員会が子ども・子育て支援法令上の事務を行うことについて、それが地方自治法に基づく委任に基づき又は補助執行を行っているという位置付けであれば、番号法第9条第1項及び第19条第7項の「法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされている者」に該当し、条例に規定する必要はありません。	
19-6	マイナンバー	施設等利用給付の認定申請書にマイナンバーの記載がない場合に、申請を受け付けてもいいですか。	子どものための教育・保育給付での取扱いも参考に適切に事務を行ってください。	
19-7	マイナンバー	市町村をまたぐ情報連携にマイナンバーを活用することについて、非課税証明書等を活用する場合は、マイナンバーの提出を求めなくてもいいですか。	非課税証明書等を活用し、税情報を確認する場合でもマイナンバーの写し等の提出は必要となります。	
19-8	特定個人情報保護評価（PIA）	特定個人情報保護評価（PIA）はどのように行えばいいですか。	システムに係る利用者数等を勘案して、自治体の判断で、既存の子どものための教育・保育給付の拡充として実施することも、新規のものとして実施することも、いずれも可能です。 なお、既存の拡充として実施する場合、それが「重要な変更」にあたるかどうかは、特定個人情報保護評価指針の別表で定められていますので、そちらをご参照ください。	
19-9	番号法別表第二の主務省令	本市の庁内連携条例は、過去に国から示されたモデル条例案どおり、番号法別表第二を引用していますが、令和元年5月改正予定の政省令の中に、番号法別表第二の主務省令がありません。この場合、施設等利用給付事務においては、個人番号が使用できなくなると思うのですが、対応方法はありますか。	市町村の庁内連携条例が番号法別表第二を引用している場合は、改正法が成立・施行されていれば庁内連携される内容が住民に対して明らかにされており、同表の規定が施行されることや同表の主務省令の公布・施行を必要とするものではないと解することは可能であると考えております。 これを踏まえると、特段の対応をすることなく、子育てのための施設等利用給付の事務において、マイナンバーを利用することができると考えています。	

19-10	課税の取扱	令和元年10月現在、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金は課税の対象とされていますが、子育てのための施設等利用給付についても同様の扱いと考えてよいでしょうか。	子育てのための施設等利用給付は、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、租税公課の対象とはなりません。※税制改正により、令和3年度から、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金についても租税公課の対象とはならないことになりました。
19-11	申請等事務の施設経由	幼稚園利用者が行う認定等の申請は、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用分を含め、幼稚園がとりまとめ市町村に提出することとなっていますが、直接市町村に提出することはできますか。	認定等の申請について幼稚園等を経由させずに、直接申請を行う場合は、市町村において、幼稚園の在籍状況や他の申請との名寄せや突合等の事務が必要となり、事業実施者である市町村の事務負担が非常に大きいと考えられます。このため、私立幼稚園団体からも、各私立幼稚園に対して無償化の円滑な実施に向けた積極的な対応を呼びかけていただいているところですが、国としても、幼稚園経由で事務を行うことについて幼稚園関係者の理解を得られるよう丁寧に説明してまいります。
19-12	東日本大震災に係る対応	今般の幼児教育・保育の無償化に関する事務は、施設型給付等と同様に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住民移転に係る措置に関する法律」に基づき指定市町村の事務を避難先団体が処理することができますか。	指定市町村からの届出を受け、令和元年10月1日付けで総務省告示の一部改正が告示されました。これに伴い、施設型給付の支給事務等と同様に①施設等利用給付認定に係る事務(子ども・子育て支援法第30条の5)及び②施設等利用費に係る支給事務(同法第30条の11)についても、避難先市町村において処理することとなります。
19-13	待機児童	保育所の副食費が高いことを理由に入園を拒否した場合、待機児童にカウントされるのですか。	幼児教育・保育の無償化の開始前後で待機児童の考え方には変更はありません。具体的には、入園を拒否する個別の事情をもとに判断を行うこととなりますが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童には含めないこととしています。
19-14	概算払を行う場合の会計規則等の改正	施設等利用費の歳出科目を扶助費としていますが、対象施設等に対して概算払で執行する予定なのですが、市町村の会計規則や財務規則を改正する必要がありますでしょうか。	地方自治体において扶助費を概算払で支払う場合には、地方自治法施行令第162条第6号に基づき会計規則や財務規則において概算払を行うことができる経費として、施設等利用費を位置付ける必要があります。
19-15	個人番号関係事務実施者の義務について	事業者を経由して施設等利用給付認定を市町村に申請する仕組みである場合、事業者は、教育・保育給付認定の場合と同様に、番号法第12条に定められた管理義務が課せられますか。また、同法第16条に定める番号確認及び身元確認を申請者本人に対して行うことが必要ですか。	施設等利用給付認定の場合も、市町村は「個人番号利用事務実施者」、事業者は「個人番号関係事務実施者」とであると市町村が判断した場合には、両者とも番号法第12条に定められた管理義務が課せられるのが原則です。また、事業者が「個人番号関係事務実施者」として事務を行う場合には、同法第16条に定める番号確認及び身元確認を申請者本人に対して行うことが必要です。しかしながら、申請書類を封筒等に入れ、事業者は決して開封せずに市町村に渡すなど、個人番号が事業者に知られない工夫を行うことにより、市町村が事業者を「個人番号関係事務実施者」として取り扱うのではなく、事業者は申請者から書類を一時的に預かり、とりまとめ市町村に提出する役割を果たしているだけであると判断することもできるとされています。この場合は、番号法第12条及び第16条に定める義務を負うものではありません。
19-16	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について	幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、市町村では従来から実施してきた特定教育・保育施設等への指導監督に加え、特定子ども・子育て支援施設等へも指導監査を行うこととなりますが、新たに監査対象となった特定子ども・子育て支援施設等へは市町村による指導監査が行われることを国から周知する予定がありますか。	特定子ども・子育て支援施設等への指導監査は、特定子ども・子育て支援施設等の確認が適切に行われているか、また施設等利用費の支給が適切に実施されているかを確認するために法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づき調査・指導等を行い、第58条の8第1項に基づき監査を行うものです。従って、法令に基づき実施されるものであるため、国から特定子ども・子育て支援施設等へ個別に市町村による指導監査について周知する予定はありません。必要に応じて管内の特定子ども・子育て支援施設等へ情報提供や周知をお願いいたします。
19-17	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について(実施時期)	特定子ども・子育て支援施設等への指導監査は、いつから実施すれば良いでしょうか。また、毎年全施設等を対象に実施する必要がありますか。	特定子ども・子育て支援施設等への集団指導及び実地指導は、令和2年度以降に実施するようお願いします。なお、集団指導については、無償化事務や運営基準についての周知・説明を行う場であり、施設等が指導内容を翌年度の年度当初から適切に反映することができるよう、実地指導の前年度中に実施することを推奨します。また、集団指導の対象施設等は①特定子ども・子育て支援施設等の確認の公示後、概ね1年以内の施設等、②制度改正や過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に選定された施設等としています。実地指導については、全ての特定子ども・子育て支援施設等をその対象としていますが、その実施周期は特に定めていません。特定子ども・子育て支援施設等指導指針に基づき定期的かつ計画的に実施するようお願いします。

<p>19-18</p>	<p>施設等利用給付に係る申請書等の押印について</p>	<p>現在、国の方針で押印を求める行政手続等については、原則、押印を不要とする動きがありますが、施設等利用給付に係る申請等においては、押印が必要でしょうか。</p>	<p>今般の行政手続等に係る押印の見直しに係る政府の方針を踏まえ、利用者や事業者等による押印を不要とする参考様式に見直しました(「子育てための施設等利用給付等に係る参考様式の見直し版の送付について」(令和3年9月30日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)。各自治体においては、本参考様式を用いずに、独自に定められている様式においても、利用者や事業者等に押印を求めている場合には、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和2年12月18日付規制改革・行政改革担当大臣通知)を参考として、押印の見直しへの積極的な取組をお願いします。</p>	
--------------	------------------------------	--	---	--